

『吾妻鏡』の死没記事

野口武司

承前

七

『吾妻鏡』に見る死没者中、

A、埋葬地・納骨地・墳墓地に就いての記載

B、右記Aに係わる具名をもつ奉行人・沙汰人・供奉人、其他諸役人に就いての記載

C、右記Aに係わる時刻に就いての記載

D、死没乃至葬儀(礼)に係わる素懷者・出家者(但し、死没者の眷族は除く。)に就いての記載

の右記A〜Dの全て、若しくは、其等の内孰れかに就いての記載を有する者は、二三名を数える(茲に謂う死没者とは、同書所見の全てのそれを指

す。従つて茲には、交戦中での殞亡者も含まれている。表四參稽)

先ず、Aの記載に就いて、これがみられるのは、1 2 3 5 6 7 8 10 11 12 13 14 15 16 18 19 20の一七名であり、これを氏族別員数の優越順次(事例同数の場合は、叙述順に随う。)に随つて挙示すれば(次下のBとDに、就いても同断。)、次の如くなる。

①北条氏……………8 13 14 15 19 20の六名

②源氏……………5 7 12の三名

③藤原氏……………16 18の二名

④平氏……………1の一名

⑤佐藤氏……………3の一名

⑥皇族……………6の一名

⑦土屋氏……………10の一名

⑧伊賀氏……………11の一名

⑨氏族不明(僧籍者) ……2の一名

之に依り、多くの氏族中、北条氏が六名で最も多く、源氏が三名で其れに次ぎ、以下、藤原氏(二名)→諸他の各氏族(各一名宛、この中には氏族不明(僧籍者)の一名も含まれている。)の順に続いており、諸多の氏族中、北条氏が如何に卓越しているかを知りうる。

次に、Bの記載に就いて、これがみられるのは、4 6 7 13 14 15 20の七名であり、これを氏族別に示せば、

①北条氏……………13 14 15 20の四名

②源氏……………7の一名

③皇族……………6の一名

④氏族不明(僧籍者) ……4の一名

となり、このBの記載にあっても、北条氏が他余の諸氏族に比して、より多くの員数を有していることが分かる。次に、Cの記載に就いて、これがみられるのは、

①北条氏……………13 14 15 20 21 22の六名

②藤原氏……………17 18の二名

③源氏……………7の一名

④伊賀氏……………11の一名

⑤氏族不明(僧籍者) ……4の一名

となり、このCの記載に就いても、やはり、北条氏が諸他の氏族に比して、より多くの員数を有していることを知らう。そして、Dの記載に就いては、

①源氏……………7 12の二名

②北条氏……………14 22の二名

③皇族……………6の一名

となつて、このDの記載に就いても亦、仮令、北条氏の員数が源氏のそれと相同じで、此等両氏族が共に同数で相並

ぶとは謂え、北条氏の員数に勝る他氏族のそれを認め得ないのである。斯くして上記A〜Dの記載に関して、其等の孰れに就いても、北条氏の員数が他余の諸氏族のそれに比して卓越していることを明らかにし得るのである。

表四

| 死没者 | 記載 | A | B | C | D | 所載条 |
|------------|-------------|---|---|----|---|------------|
| 1、平 清盛 | 播磨国山田法花堂 | | | | | 治承5・②・4条 |
| 2、日 慧 | 山内辺 | | | 夜 | | 養和1・12・11条 |
| 3、佐藤繼信 | 千株松の本 | | | 亥尅 | | 元暦2・2・19条 |
| 4、聖阿弥陀仏房 | | | ○ | | | 文治4・10・10条 |
| 5、一条能保室家 | 仁和寺辺 | | | | | 建久1・5・19条 |
| 6、後白河法皇 | 法住寺法華堂 | | ○ | | | " 3・3・26条 |
| 7、源 乙姫(三幡) | 中原親能の亀谷堂傍 | | ○ | 戌尅 | ○ | 正治1・6・30条 |
| 8、北条政範 | 東山辺 | | | | | 元久1・11・20条 |
| 9、和田荒鵠 | | | | 夜 | | 建曆3・3・21条 |
| 10、土屋義清 | 寿福寺 | | | | | " 3・5・3条 |
| 11、伊賀朝光 | 二階堂行政家の後山 | | | 戌尅 | | 建保3・9・15条 |
| 12、源 実朝 | 勝長寿院傍 | | | | ○ | " 7・1・28条 |
| 13、北条義時 | 源頼朝の法華堂東の山上 | | ○ | 戌尅 | | 貞応3・6・18条 |

| | | | | | |
|----------------|------------|---|----|---|------------|
| 14、北条政子 | 御堂御所の地 | ○ | 戌刻 | ○ | 嘉禄1・7・12条 |
| 15、北条時氏 | 大慈寺傍の山麓 | ○ | 寅剋 | | 寛喜2・6・18条 |
| 16、近衛(藤原)基通 | 高野山 | | | | 天福1・6・8条 |
| 17、藻壁門院 | | | 丑刻 | | " 1・10・19条 |
| 18、北白河院 | 北白河殿 | | 亥刻 | | 嘉禎4・10・9条 |
| 19、北条経時 | 佐々目山麓 | | | | 寛元4・④・2条 |
| 20、九条(藤原)頼嗣御臺所 | 佐々目谷の経時墳墓傍 | ○ | 戌剋 | | 宝治1・5・14条 |
| 21、北条重時 | | | 寅剋 | | 弘長1・11・6条 |
| 22、北条時頼 | | | 酉剋 | ○ | " 3・11・23条 |

〔備考〕 記載欄のAは、埋葬地・納骨地・墳墓地に就いての記載。Bは、上記Aに係わる具名をもつ奉行人・沙汰人・供奉人、

其他諸役人に就いての記載。Cは、上記Aに係わる刻限に就いての記載。Dは、死没乃至葬儀(礼)に係わる素懷者・出

家者(但し、死没者の眷族は除く。)に就いての記載。BD各欄に付した○印は、当該欄に就いての記載を有する者であることを示す。

八

先に、(三)に関する「追福記事」として、「被追福者」「奉追福者」「追福内容」、等を分かり易く纏めて示す表一を掲

記しておいたが、茲では、之に基拠して「被追福者」「奉追福者」双方各々に就いての、各氏族別員数と事例数とを精査した左記の如き結果を提示して、之に検討を加えてみよう（「被追福者」「奉追福者」共に事例数の優越順次に随って掲記してある。）。

〔被追福者〕

北条氏 一名 五八例

北条政子 73 74 75 77 78 80 81 82 83 84 87 92 93 99 103 104 105 107 109 128 129 132 の二三例

北条義時 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 76 79 102 124 129 の一七例

北条泰時 111 113 133 136 の四例

北条経時 119 123 138 140 の四例

北条時氏 88 94 の二例

北条重時 142 146 の二例

北条時頼 143 147 の二例

北条長時 144 146 の二例

稲毛重成室家（北条時政子女） 31 の一例

北条政子祖父時家 41 の一例

北条泰時子女 90の一例

源氏 一二名 五二例

源 頼朝 32 33 35 36 39 40 42 44 46 48 51 55 97 118 121 124 125 129 130 132の二〇例

源 実朝 56 57 58 60 85 86 89 91 96 129 132の一一例

源 義朝 1 6 8 10 17 30の六例

一条(藤原)能保室家(源 義朝子女) 13 14 15の三例

源 希義 5 9の二例

源 義経 12 122の二例

源 頼家 95 132の二例

九条(藤原)頼経御臺所竹御所(源 頼家子女) 100 101の二例

源 行家 7の一例

源 義高 28の一例

源 三幡 34の一例

源 大姫 59の一例

皇族 三名 一四例

後白河法皇 18 19 20 21 22 23 24 134の八例

後鳥羽院 112 114 115 116 120の五例

聖徳太子 45の一例

藤原氏 五名 八例

源 頼朝生母(藤原季範子女) 2 8 11の三例

坊門(藤原)信清 50 52の二例

藻壁門院(九条(藤原)道家子女嬪子) 99の一例

松殿(藤原)師家 108の一例

西園寺(藤原)公経 117の一例

安達氏 二名 四例

安達義景 131 135 145の三例

安達景盛 140の一例

曾我氏 二名 三例

曾我祐成 25 26の二例

曾我時致 25の一例

三浦氏 二名 三例

北条泰時室家(三浦義村子女矢部禪尼(禪阿))

137 139の二

例

三浦義明 29の一例

鎌田氏 一名 二例

鎌田正清 6 30の二例

佐奈(那)田氏 一名 二例

佐奈(那)田義忠 54 127の二例

和田氏 一名 二例

和田義盛 47 49の二例

奥州藤原氏 一名 二例

藤原泰衡 12 122の二例

上総氏 一名 一例

上総広常 3の一例

平氏 一名 一例

平 清盛 4の一例

伊東氏 一名 一例

伊東祐親 27の一例

大庭氏 一名 一例

大庭景親 27の一例

比企氏 一名 一例

源 義信室家(比企氏子女) 37の一例

梶原氏 一名 一例

梶原 景時 43の一例

伊賀氏 一名 一例

伊賀朝光 53の一例

二階堂氏 一名 一例

二階堂基行 110の一例

小山氏 一名 一例

小山朝政 126の一例

不詳氏族 二名 二例

北条政子祖父母 41の一例

北条泰時室家母尼 106の一例

〔奉追福者〕

北条氏 六名 六二例

北条泰時 71 72 74 76 78 79 80 81 82 84 87 88 90 94 97 98 100 102 104 106 107 108 109 110 の二四例

北条政子 31 37 41 44 56 57 58 59 60 61 63 64 65 66 67 68 69 70 の一八例

北条時頼 121 122 123 124 127 128 129 132 137 138 の一〇例

北条時房 75 77 78 84 の四例

北条重時 124 125 127 129 の四例

北条時政 35 38 の二例

源氏 四名 三九例

源 頼朝 2 3 6 7 8 9 10 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 27 28 29 127 の二五例

源 実朝 39 40 43 45 47 48 49 51 54 の九例

源 頼家 32 33 34 35 の四例

九条(藤原)頼経御臺所竹御所(源 頼家子女) 73 の一例

藤原氏 五名 八例

九条(藤原)頼経 112 114 117 の三例

源 実朝御臺所(坊門(藤原)信清子女) 50 52の二例

鎌田氏 一名 一例

源 頼朝生母舎弟藤原祐範 11の一例

鎌田正清息女 30の一例

西園寺(藤原)公経室家(一条(藤原)能保子女(全子)) 73

佐々木氏 一名 一例

の一例

佐々木経高 36の一例

一条(藤原)能保 134の一例

加々美(小笠原)氏 一名 一例

伊賀氏 三名 三例

加々美(小笠原)長清 55の一例

北条義時室家(伊賀朝光子女) 53の一例

三浦氏 一名 一例

伊賀光季 53の一例

三浦義村 62の一例

伊賀光宗 53の一例

二階堂氏 一名 一例

安達氏 二名 三例

二階堂行盛 83の一例

安達泰盛 131 135の二例

後藤氏 一名 一例

北条時氏妻室(安達景盛子女松下禪尼) 141の一例

後藤基綱 96の一例

岡崎氏 一名 一例

小山氏 一名 一例

岡崎義實 1の一例

小山長村 126の一例

平氏 一名 一例

諏訪氏 一名 一例

平 宗盛 4の一例

諏訪盛重 133の一例

皇族 一名 一例

宗尊親王 143の一例

不詳氏族 三名 三例

琳猷 5の一例

曾我祐成妻妾大磯虎 26の一例

鴨 長明 46の一例

先ず、「被追福者」に就いてみるに、員数では、源氏が一二名で最も多く、北条氏の一名が其れに次ぎ、以下、藤

原氏(五名)→皇族(三名)→安達・曾我・三浦(各二名宛、一氏族一名の事例は多く、茲では省略する。)の順に続いており、事例数では、北条氏が五八

例で最も多く、源氏が五二例で其れに次ぎ、以下、皇族(一四例)→藤原氏(八例)→安達氏(四例)→曾我・三浦両氏

(各三例宛、一氏族二例以下の事例は多く、茲では省略する。)の順に続いていくことが分かる。これら員数・事例数のうち、特に後者、事例数、即ち所

見条数で最も卓越している北条氏に在つては、政子(二三例)と義時(一七例)が特段に多く、同氏に次ぐ源氏に在つては、

頼朝(二〇例)と実朝(一一例)が、而してこれら北条・源両氏に次ぐ皇族では、後白河法皇(八例)と後鳥羽院(五例)が、更に、

この皇族に次ぐ藤原氏では、件の事例数(所見条数)の優越性と謂う点では、取り分け顕著な者は見当たらずが、強いて

挙げれば、源 頼朝生母(藤原季範子女)と謂うことになる。

次に、「奉追福者」に就いてみるに、員数では、北条氏が六名で最も多く、藤原氏が五名で其れに次ぎ、以下、源氏

(四名) → 伊賀氏(三名) → 安達氏(二名、一氏族一名の事例は多く、茲では省略する。)の順に続いており、事例数では、北条氏が六二例で最も多く、源氏が三九例で其れに次ぎ、以下、藤原氏(八例) → 伊賀・安達両氏(共に三例、一氏族二例以下の事例(但し、二例の事例は皆無)は多く、茲では省略する。)の順に続いていいることが分かる。斯様に、諸多の氏族中、員数・事例数共に最も卓越しているのが北条氏であり、而して斯うした同氏に在っては、泰時と政子が際立っている。この事例数の優越性と謂う点で北条氏に次ぐ源氏に在っては、取り分け、頼朝が目立ち、この源氏に次ぐ藤原氏に在っては、これと見当たらず、強いて挙げれば、九条(藤原)頼経と謂うことになる。

斯うしてみると、「被迫福者」「奉追福者」双方全体に於いて、最も多くの事例数を有するのは、源 頼朝(四五例)であり、北条政子(四〇例)が其れに次ぎ、以下、北条泰時(二八例) → 源 実朝(二〇例) → 北条義時(一七例)の順(以下略)に続いていいること。而して其等「被迫福者」「奉追福者」双方の中、前者に最も多くの事例数を有するのは、北条政子(二二例)であり、源 頼朝(二〇例)が其れに次ぎ、以下、北条義時(一七例) → 源 実朝(一一例)の順(以下略)に続いており、後者に最も多くの事例数を有するのは、源 頼朝(二五例)であり、北条泰時(二四例)が其れに次ぎ、以下、北条政子(一八例) → 北条時頼(一〇例) → 源 実朝(九例)の順(以下略)に続いていいることが分かる。更に、「被迫福者」「奉追福者」双方全体に於いて、より多くの事例数を有する源 頼朝・北条政子両者を措いてみるならば、「被迫福者」では、北条義時が最も多くの事例数(一七例)を持ち、源 実朝(一一例)が其れに次いでいいる(以下略)。「奉追福者」では、北条泰時が最も多くの事例数(二四例、此の事例数は、源 頼朝の其れ(二五例)に次ぐもので、北条政子の其れ(一八例)を上廻っている。)を持ち、北条時頼(一〇例)が其れに次ぎ、以下、源 実朝(九例)の順に続いていいる(以下略)ことが知られる。斯様に「被迫福者」「奉追福者」双方の各々に如何なる氏族出自者がみ

られ、而して其れが如何なる所見頻度(事例数)を有しているかを検覈することに依り、追福記事の主要な構成要素たる「被迫福者」と「奉追福者」に關して言うならば、鎌倉府初代將軍家源 頼朝及び其の妻室・御臺所北条政子と、政子の舎弟義時、義時の子息泰時等を中心とする所謂頼朝將軍の眷族が重要な位地を占めていることを明らかにし得るのである。

次に「追福内容」に就いてみてみるに、追福記事の中には、

12の源 頼朝に依る奥州征戦に於ける藤原泰衡・源 義経両者及び此等両者に加担の戦没者等に対する追福文頭の数字は、既掲(三)に關する「追福記事」(表一)に於ける事例番号である。以下同様。

16の源 頼朝に依る平家滅亡衆等に対する追福。

25の源 頼朝に依る曾我祐成・時致兄弟両者に対する追福。

27の源 頼朝に依る伊東祐親・大庭景親両者に対する追福。

28の源 頼朝に依る源 義高に対する追福。

43の源 実朝に依る梶原景時及び其の一類亡卒者等に対する追福。

47 49の源 実朝に依る和田義盛及び其の一類亡卒者等に対する追福。

121の北条時頼に依る藤原泰衡・源 義経両者及び此等両者に加担の戦没者等に対する追福。

抔と謂うように、討伐側、或いは体制側の立場に在る者に依つて為される攸の、被討伐側、或いは非体制側の立場に在る者に対する追福に關わる記載も含まれているが、茲では特に、忌景・廻忌に關わる仏事記載と、其処にみる「被

「追福者」「奉追福者」双方各々の具名とを一括表示すると共に、当表の「被追福者」「奉追福者」双方各々にみる氏族別の員数と事例数の各々をば、事例数の優越順次に随つて列挙すると、次の如くなる(表五)。

表五

| 事例番号 | 忌景・廻忌仏事 | 被追福者 | 奉追福者 |
|------|---------|----------------|--------------|
| 2 | 忌月 | 源 頼朝生母(藤原季範子女) | 源 頼朝 |
| 4 | 第三廻忌景 | 平 清盛 | 平 宗盛 |
| 11 | 七七忌景 | 源 頼朝生母(藤原季範子女) | 源 頼朝生母舎弟藤原祐範 |
| 14 | 七七忌景 | 一条能保室家(源 義朝子女) | 源 頼朝 |
| 15 | 七七忌景 | 一条能保室家(源 義朝子女) | 源 頼朝 |
| 18 | 初七日忌景 | 後白河法皇 | 源 頼朝 |
| 20 | 二七日忌景 | 後白河法皇 | 源 頼朝 |
| 21 | 三七日忌景 | 後白河法皇 | 源 頼朝 |
| 22 | 五七日忌景 | 後白河法皇 | 源 頼朝 |
| 23 | 七七日忌景 | 後白河法皇 | 源 頼朝 |
| 24 | 聖忌 | 後白河法皇 | 源 頼朝 |
| 26 | 三七日忌辰 | 曾我祐成 | 祐成妻妾大磯虎 |
| 32 | 七七忌景 | 源 頼朝 | 源 頼家 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------|------|-----|--------------------|-----|-----|------|------|-------|------|------|-----|-------|
| 64 | 63 | 61 | 58 | 56 | 51 | 50 | 48 | 46 | 44 | 40 | 36 | | 35 | 34 | 33 |
| 三七日 | 二七日 | 初七日 | 第三年忌景 | 忌日 | 忌月 | 五七日忌 | 月忌 | 月忌 | 月忌 | 月忌 | 月忌 | | 周闕忌景 | 初七日 | 百ヶ日忌辰 |
| 北条義時 | 北条義時 | 北条義時 | 源実朝 | 源実朝 | 源頼朝 | 坊門信清 | 源頼朝 | 源頼朝 | 源頼朝 | 源頼朝 | 源頼朝 | | 源頼朝 | 源三幡 | 源頼朝 |
| 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 | 源実朝 | 源実朝御臺所(坊門(藤原)信清子女) | 源実朝 | 源実朝 | 北条政子 | 北条政子 | 佐々木経高 | 北条時政 | 源頼家 | 源頼家 | 源頼家 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 82 | 81 | 80 | 79 | | 78 | 77 | 76 | 74 | 72 | 71 | 70 | 68 | 67 | 66 | 65 |
| 第三廻忌辰 | 第三廻忌辰 | 第三廻忌辰 | 周闋 | | 周闋 | 周闋 | 第三廻忌辰 | 百ヶ日 | 周闋 | 周闋 | 百ヶ日 | 四十九日 | 三十五日 | 五七日 | 四七日 |
| 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 | 北条義時 | | 北条政子 | 北条政子 | 北条義時 | 北条政子 | 北条義時 |
| 北条泰時 | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条時房 | 北条時房 | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 | 北条政子 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------------|-------------|--------------------|------|------|-------|------|--------|--------|--------|------|--------|--------------|
| 103 | 102 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 94 | 92 | 91 | 90 | 89 | 87 | 85 | 84 |
| 第十三廻忌景 | 第十三廻忌辰 | 周闋忌辰 | 第一廻忌辰 | 七七日忌景 | 月忌 | 忌月 | 第三廻忌辰 | 月忌 | 第十三廻忌辰 | 百ヶ日忌景 | 第十三廻忌辰 | 月忌 | 第十三廻忌辰 | 月忌 |
| 北条政子 | 北条義時 | 竹御所(源 頼家子女) | 竹御所(源 頼家子女) | 藻壁門院(九条(藤原)道家子女嬪子) | 北条政子 | 源 頼朝 | 北条時氏 | 北条政子 | 源 実朝 | 北条泰時子女 | 源 実朝 | 北条政子 | 源 実朝 | 北条政子 |
| | 北条泰時 | | 北条泰時 | | 北条泰時 | 北条泰時 | 北条泰時 | | 政所 | 北条泰時 | 政所 | 北条泰時 | 政所 | 北条時房 北条泰時 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|------|-------|------|--------|------|-------|------|------|----------|-------|------|-------|--------|--------|
| 138 | 136 | 135 | 131 | 130 | 126 | 125 | 123 | 121 | 119 | 117 | 113 | 111 | 110 | 107 | 105 |
| 第三廻忌景 | 第十三廻忌景 | 周闋 | 百ヶ日忌景 | 周闋 | 第十三廻忌辰 | 月忌 | 第三廻忌景 | 忌月 | 周闋 | 周闋 | 第三廻忌辰 | 周闋 | 初七日 | 第十三廻忌景 | 第十三廻忌景 |
| 北条経時 | 北条泰時 | 安達義景 | 安達義景 | 源 頼朝 | 小山朝政 | 源 頼朝 | 北条経時 | 源 頼朝 | 北条経時 | 西園寺公経 | 北条泰時 | 北条泰時 | 二階堂基行 | 北条政子 | 北条政子 |
| 北条時頼 | | 安達泰盛 | 安達泰盛 | | 小山長村 | 北条重時 | 北条時頼 | | | 九条(藤原)頼経 | | | 北条泰時 | 北条泰時 | |

| | | | |
|-----|--------|--------------------------|------|
| 139 | 第三廻遠忌 | 北条泰時室家(三浦義村子女(矢部禪尼(禪阿))) | |
| 140 | 第十三廻忌景 | 北条経時 | |
| 141 | 第三廻忌辰 | 安達景盛 | 松下禪尼 |
| 142 | 第三廻忌辰 | 北条重時 | |
| 144 | 忌景 | 北条長時 | |
| 145 | 第十三廻忌景 | 安達義景 | |
| 146 | 周闋 | 北条長時 北条重時 | |
| 147 | 第三廻忌辰 | 北条時頼 | |

〔備考〕最上欄の事例番号は、既掲(三)に関する「追福記事」(表二)に於ける其れを示す。但し、同表に於ける98に続く被追福者藻壁門院の七七日忌云々なる事例を99とし、これ以下、146までを順次、一番宛加算して、最後の146を147と訂正する。

〔被追福者〕

北条氏 九名 三九例

北条義時……………61
63
64
65
66
67
68
70
71
72
76
79
102の一三例

| | |
|---------------------|--|
| 北条政子 | 74 |
| 北条経時 | 77 78 80 81 82 84 87 92 98 103 105 107 の二三例 |
| 北条経時 | 119 123 138 140 の四例 |
| 北条泰時 | 111 113 136 の三例 |
| 北条長時 | 144 146 の二例 |
| 北条泰時子女 | 90 の一例 |
| 北条時氏 | 94 の一例 |
| 北条重時 | 142 の一例 |
| 北条時頼 | 147 の一例 |
| 源氏 | 五名 二三例 |
| 源 頼朝 | 32 33 35 36 40 44 46 48 51 97 121 125 130 の二三例 |
| 源 実朝 | 56 58 85 89 91 の五例 |
| 一条(藤原)能保室家(源 義朝子女) | 14 15 の二例 |
| 九条(藤原)頼経御臺所(源 頼家子女) | 100 101 の二例 |
| 源 三幡 | 34 の一例 |
| 皇族 | 一名 六例 |
| 後白河法皇 | 18 20 21 22 23 24 の六例 |

藤原氏 四名 五例

源 頼朝生母(藤原季範子女)……………211の二例

源 実朝御臺所(坊門(藤原)信清子女)……………50の一例

後堀河天皇中宮嬪子(藻壁門院)(九条(藤原)道家子女)……………99の一例

西園寺(藤原)公経……………117の一例

安達氏 二名 四例

安達義景……………131 135 145の三例

安達景盛……………141の一例

平氏 一名 一例

平 清盛……………4の一例

曾我氏 一名 一例

曾我祐成……………26の一例

二階堂氏 一名 一例

二階堂基行……………110の一例

小山氏 一名 一例

小山朝政……………126の一例

三浦氏 一名 一例

北条泰時室家(三浦義村子女(矢部禪尼(禪阿)))……………139の一例

〔奉追福者〕

北条氏 六名 三七例

北条泰時……………71 72 74 76 78 79 80 81 82 84 87 90 94 97 98 100 102 107 109の一九例

北条政子……………44 56 58 61 63 64 65 66 67 68 70の一一例

北条時房……………77 78 84の三例

北条時頼……………122 137の二例

北条時政……………35の一例

北条重時……………124の一例

源氏 三名 一六例

源 頼朝……………2 14 15 18 20 21 22 23 24の九例

源 頼家……………32 33 34 35の四例

源 実朝……………40 48 51の三例

藤原氏 三名 三例

源 頼朝生母舎弟藤原祐範……………11の一例

源 実朝御臺所(坊門(藤原)信清子女)……………50の一例

九条(藤原)頼経……………116の一例

安達氏 二名 三例

安達泰盛……………131 134の二例

北条時氏室家(安達景盛子女松下禪尼)……………141の一例

平氏 一名 一例

平 宗盛……………4の一例

佐々木氏 一名 一例

佐々木経高……………36の一例

小山氏 一名 一例

小山長村……………125の一例

不詳氏族 二名 二例

曾我祐成妻妾大磯虎……………26の一例

鴨 長明……………46の一例

斯様に、忌景・廻忌に関わる仏事記載にみる「被追福者」「奉追福者」双方各々の、氏族別の員数と事例数を検覈してみるに、「被追福者」に関わる員数では、北条氏が九名で最も多く、源氏が五名で其れに次ぎ、以下、藤原氏(四名)→安達氏(二名)→皇族・平・曾我・二階堂・小山・三浦の諸氏族(各氏族一名宛)の順に続いており、事例数では、北条氏が三九例で最も多く、源氏が二三例で其れに次ぎ、以下、皇族(六例)→藤原氏(五例)→安達氏(四例)→平・曾我・二階堂・小山・三浦の諸氏族(各氏族一例宛)の順に続いていくことが分かる。これら員数・事例数の中、特に事例数の最も卓越する北条氏に在っては、義時・政子両者(共に一三例宛)が、この北条氏に次ぐ源氏に在っては、頼朝(一三例)が各々「被追福者」として最も多くの事例数を有していること。皇族は、後白河法皇一名のみに六例みられること。藤原氏は、①源 頼朝、生母(藤原季範子女)(二例²¹¹)、②源 実朝、御臺所(坊門(藤原)信清子女)(一五例⁵⁰)、③後堀河天皇中宮嬪子(藻壁門院)(九例⁹、藤原道家子女、將軍家九条頼経令妹)(一例⁹⁹)、④西園寺(藤原)公経(將軍家九条(藤原)頼経の母方(綸子・淑子)祖父)(一七例¹⁷)の四名、五例みられるが、此等は、全て鎌倉府歴代將軍家頼朝・実朝・頼経の眷族・縁戚に連なる者に限られていること、等々が知られるのである。斯くして忌景・廻忌に関わる仏事記載にみる「被追福者」は、頼朝將軍家及び其の御臺所政子と、政子の令弟義時と謂った人々を中心に、それに其等の眷族・縁戚者、更には九条(藤原)頼経將軍家に縁深い、其の眷族・縁戚者と謂うことになり、これは、先述した「被追福者」全般に就いて指摘した攸と、略々軌を一にすることと言えるのである。

次に「奉追福者」に関わる員数では、北条氏が六名で最も多く、源・藤原両氏が三名宛で其れに次ぎ、以下、安達氏(二名)→平・佐々木・小山の諸氏族(各氏族一名宛)の順に続いており、事例数では、北条氏が三七例で最も多く、源氏が六例で其れに次ぎ、以下、藤原・安達両氏(各氏族三例宛)→平・佐々木・小山の諸氏族(各氏族一例宛)の順に続いていくことが分かる。

これら諸氏族にみる員数・事例数双方に就いて、取り分け、北条氏の其等双方と、之に次ぐ源氏の事例数の多さが目に付く。こと事例数に限ってみるに、北条氏の泰時及び政子と、源氏の頼朝、の都合三名の卓越性が極立っている。是は、先に「被追福者」の事例数として、顕著な卓越性を認め得るとした、北条氏の義時及び政子と、源氏の頼朝、の都合三者のうち、北条氏の義時を泰時に其の儘置き換えるだけの記載様態となっている。是は、^ア忌景・廻忌仏事に
関わる「被追福者」「奉追福者」両記載各々に就いての氏族・個人別事例数の有り様が、先に指摘した^イ(三)に関わる「追福
記事」一般に認められる「被追福者」「奉追福者」両記載各々に就いての氏族・個人別事例数の有り様と、基本的に殆ど
軌を一にしていることを示している。換言すれば、茲に取り上げている傍線ア部分は、傍線イ部分を能く表象するも
のと言つて宜しかろう。斯うして件の傍線ア部分に就いても亦、既述した傍線イ部分に就いてと同様に、鎌倉府初代
將軍家源 頼朝及び其の妻室・御臺所北条政子、此の政子の舍弟義時、更には、件の義時の子息泰時等を中心とする
所謂將軍家源 頼朝の眷族・縁戚者が、枢要な位地を占めていることを闡明し得るのである。

九

將軍職は別格として、之を含め其れ以下の執権、連署、政所執事、問注所執事、評定衆、引付衆及び両六波羅探題
と謂う諸役諸職就任者は、表六に示す如く都盧九二名を数えるが、此等の謂わば幕府の頭職歴任者と『吾妻鏡』の死
没記事との関係を彼此考按するに、其等九二名の頭職歴任者の中に在って、

①、其の死没時期が、同書以外の史料に拠り、同書の叙述対象範囲とする文永三年七月廿日以降であることを明らかにし得る者（「範外」者は、13410213435363738394045474849535556576061666768707381828889の三二名存する。

②、其の死没時期が、同書以外の史料に拠り、同書の叙述対象範囲とする文永三年七月廿日以往であることを明らかにし得る場合であっても、同書に其の死没時期の記事自体が闕逸していて、同書に依って件の死没時期を明らかにし得ない者（「闕年」者は、92223646571の六名存する。

③、其の存在が、同書に記載されてはいるものの、同書に其の死没時期が記載されていない者（「闕記」者は、1819273191の五名存するが、此の中、1991の二名は、同書以外の史料に拠って同書の叙述対象範囲とする文永三年七月廿日以前の時期に、其の死没時期が確認される者であり、残余の182731の三名は、然うした範囲内か、それとも範囲外かを判然させ得ない者である。

④、死没時期が同書の叙述対象範囲内か否かと謂う問題ではなく、然うした人物の存在自体が、同書に何ら記載されていない者（「記無」者は、32の一名存する。

⑤、上記の幕府顕職者九二名中、①の「範外」者三一名、②の「闕年」者六名、③の「闕記」者五名、及び④の「記無」者一名の、都合四三名を除く四九名が、○印付加の、同書に死没記事を有する者と謂うことになる。

以上の①～⑤に依り、「範外」者は暫く措くとして、「闕年」者六名に就いては、仮りに、現行本に相違して其等の人物の死没時期に該当する年次の記事が伝存しているとすれば、其等人物の死没記事が、各々の該当する年次に、四九名の○印付加者に見ると略々同様の形で掲げられているであろうことを推考し得るし、又、1819273191の「闕記」

者五名中、同書の叙述対象範囲内の死没が同書以外の史料に徴して明らか得る1991の二名を除いた182731の三名にしても、各々の死没年次が同書の叙述対象範囲外に在ることを想定することも可能なのである。斯うしてみると、上記の幕府頭職歴任者九二名中、既に触れた1991の「闕記」者二名と、④の「記無」者一名の都合三名のみが、何らかの事情（同書の編纂者が同書へ記載すること^{を失念したと謂う事情も推考し得る。}）に依り、其の死没が記載されることが無かつたし、取り分け、④の「記無」者一名32は、然うした九二名中、死没記事のみならず、其の存在自体を示す記事すら、同書に何ら載録されることの無かつた唯一の人物なのである。斯くして鎌倉幕府の半公的史乗たる同書に所見される同幕府頭職歴任者の死没記事に就いて詳密に検覈してみるに、其処には、当然の事として記載されていなければならぬと思考される件の記事が、記載されていない場合も極く少数乍ら在るには在るが、其の殆どの記事が記載されていることを明らかにし得るのである。而して斯様な事柄は、同書のような性格を有する史乗の編纂に、当然のこととして課せられている一つの重要な目途でもあり、此の事が、可成りの程度まで達成せられていることを充分に語り示すもの、と言えよう。

表六

| 就任者名 | 幕府諸職名他 | | | 政所 | 問注所 | 評定衆 | 引付衆 | 両六波 | | 死没年・月・日 | 備考 |
|--------|--------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|------|
| | 將軍 | 執権 | 連署 | | | | | 執事 | 羅探題 | | |
| 1 安達泰盛 | | | | 執事 | 執事 | ○ | ○ | | | 弘安 8・11・17 | 「範外」 |
| 2 安達義景 | | | | | | ○ | ○ | | | 建長 5・6・3 | ○ |
| 3 安達頼景 | | | | | | ○ | ○ | | | 正応 5・1・9 | 「範外」 |
| 4 伊賀光政 | | | | | | ○ | ○ | | | 永仁 5・12・4 | 「範外」 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------|----------|------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 20 齋藤長定 | 19 齋藤清時 | 18 後藤基政 | 17 後藤基綱 | 16 九条(藤原)頼経 | 15 九条(藤原)頼嗣 | 14 清原満定 | 13 清原教隆 | 12 清原季氏 | 11 狩野為佐 | 10 小田時家 | 9 大曾祢長泰 | 8 大江政茂 | 7 大江広元 | 6 宇都宮泰綱 | 5 伊賀光宗 |
| | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延応 1・10・11 | 文永 3・2・9 | 弘長 3・6・2 | 康元 1・11・28 | 建長 8・8・11 | 建長 8・9・24 | 弘長 3・11・2 | 文永 2・7・18 | 寛元 1・9・20 | 弘長 3・8・14 | 文永 8・2・5 | 弘長 2・8・13 | 弘長 3・9・3 | 嘉禄 1・6・10 | 弘長 1・11・1 | 正嘉 1・1・25 |
| ○ | [闕記] | [闕記] | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | [範外] | [闕年] | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|----------------------|--------------------|----------------------|---------------------|
| 52 北条経時 | 51 北条資時 | 50 北条重時 | 49 北条実時 | 48 北条公時 | 47 北条有時 | 46 二階堂行頼 | 45 二階堂行義 | 44 二階堂行泰 | 43 二階堂行盛 | 42 二階堂行村 | 41 二階堂行光 | 40 二階堂行久 | 39 二階堂行綱 | 38 二階堂行忠 | 37 二階堂行実 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 寛元 4 ・ ④ ・ 1 | 建長 3 ・ 5 ・ 5 | 弘長 1 ・ 11 ・ 3 | 建治 2 ・ 10 ・ 23 | 永仁 2 ・ 12 ・ 28 | 文永 7 ・ 3 ・ 1 | 弘長 3 ・ 11 ・ 10 | 文永 5 ・ ① ・ 25 | 文永 2 ・ 10 ・ 2 | 建長 5 ・ 12 ・ 9 | 嘉禎 4 ・ 2 ・ 16 | 承久 1 ・ 9 ・ 8 | 文永 3 ・ 12 ・ 17 | 弘安 4 ・ 6 ・ 7 | 正応 3 ・ 11 ・ 21 | 文永 6 ・ 7 ・ 13 |
| ○ | ○ | ○ | 〔範外〕 | 〔範外〕 | 〔範外〕 | ○ | 〔範外〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | 〔範外〕 | 〔範外〕 | 〔範外〕 | 〔範外〕 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 68 | 67 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 | 61 | 60 | 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 |
| 北条教時 | 北条宣時 | 北条業時 | 北条長時 | 北条朝直 | 北条朝時 | 北条時頼 | 北条時盛 | 北条時宗 | 北条時政 | 北条時房 | 北条時広 | 北条時輔 | 北条時茂 | 北条時氏 | 北条時章 |
| | | | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ |
| ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | | | | ○ |
| | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 文永 9 ・ 2 ・ 11 | 元享 3 ・ 6 ・ 30 | 弘安 10 ・ 6 ・ 26 | 文永 1 ・ 8 ・ 21 | 文永 1 ・ 5 ・ 3 | 寛元 3 ・ 4 ・ 6 | 弘長 3 ・ 11 ・ 22 | 建治 3 ・ 5 ・ 2 | 弘安 7 ・ 4 ・ 4 | 建保 3 ・ 1 ・ 8 | 仁治 1 ・ 1 ・ 24 | 建治 1 ・ 6 ・ 25 | 文永 9 ・ 2 ・ 15 | 文永 7 ・ 1 ・ 27 | 寛喜 2 ・ 6 ・ 18 | 文永 9 ・ 2 ・ 11 |
| 〔 範 外 〕 | 〔 範 外 〕 | 〔 範 外 〕 | 〔 闕 年 〕 | 〔 闕 年 〕 | ○ | ○ | 〔 範 外 〕 | 〔 範 外 〕 | ○ | ○ | 〔 範 外 〕 | 〔 範 外 〕 | 〔 範 外 〕 | ○ | 〔 範 外 〕 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 84 三善康俊 | 83 三善康連 | 82 三善康有 | 81 三善倫長 | 80 三善倫重 | 79 源 頼朝 | 78 源 頼家 | 77 源 実朝 | 76 三浦義村 | 75 三浦泰村 | 74 三浦光村 | 73 北条義政 | 72 北条義時 | 71 北条泰時 | 70 北条政村 | 69 (北条政子) |
| | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ |
| | | | | | | | | | | | ○ | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 嘉禎 4 ・ 6 ・ 14 | 康元 1 ・ 10 ・ 3 | 正応 3 ・ 5 ・ 11 | 文永 10 ・ 2 ・ 15 | 寛元 2 ・ 6 ・ 4 | 建久 10 ・ 1 ・ 13 | 元久 1 ・ 7 ・ 18 | 建保 7 ・ 1 ・ 27 | 延応 1 ・ 12 ・ 5 | 宝治 1 ・ 6 ・ 5 | 宝治 1 ・ 6 ・ 5 | 弘安 4 ・ 11 ・ 27 | 元仁 1 ・ 6 ・ 13 | 仁治 3 ・ 6 ・ 15 | 文永 10 ・ 5 ・ 27 | 嘉祿 1 ・ 7 ・ 11 |
| ○ | ○ | 〔範外〕 | 〔範外〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 〔範外〕 | ○ | 〔闕年〕 | 〔範外〕 | ○ |

尚、当表には、唯一の女性として北条政子の名が挙げられているが、これは、彼女がその夫君頼朝の死没後に、子息の頼家・実朝両将軍の後見役として幕政に参画し、更に彼女が、次期頼経將軍家の時には、此の幼君に代わって簾中で政務を後見し、世に「尼將軍」と呼称されたこともあつて、件の政子を「將軍並」と見做して、括弧付きで、將軍欄に(○)印を付記しておいた。

十

先に死没者への弔問使者に就いて触れたが、茲では、病痾・疾病者への慰問使者(使節)に就いて述べてみよう。件の慰問使者(使節)の場合も、既述した弔問使者(使節)の場合同様に、具名が明記されているか、或いは、其れが明記されていないとも、其の帯びる官(役)職・職掌等に依り、其の具名が特定できる場合のみに限り、其れ以外の、例えば、文治五年十月廿六日条に「自奥州御還向之處。葛西三郎清重母所勞之由。於路次被聞食之間。遣御使於葛西住所。令訪之給。彼使者。今日參着于鎌倉。所勞無指危急事云々。」(○)とある記載は、慰問使者の具名が明記されていないことから、茲では取り上げていない。

先ず、斯様に慰問使者の具名が明らかに知られる事例の全てを一括表示(表七)することから始めよう。

表七

| 通列挙番号 | 病痾・疾病者 | 病痾・疾病者への慰問使者 | 所載条 |
|-------------------|--------|-------------------------------------|----------|
| 1 (14) (11) | 加藤景廉 | 〔源頼朝〕 武衛、景廉が車大路の家に渡御し、病痾を訪はしめ給ふ。 | 寿永1・6・8条 |

| | | | |
|-----------------|--------------------|---|-------------|
| 2 ④② (16) | 房覚 | 園城寺長吏僧正房覚、痢病危急の由、其の聞こえあるに依り、之を訪ひ申さるるが故に、 <u>雑色時澤</u> 、御使として上洛す。 | 元暦 1・5・12 条 |
| 3 ③⑩ (15) | 丹後内侍 | 丹後内侍、甘繩の家に於いて病悩す。 <small>〔頼朝〕</small> 二品、其の體を訪はしめんが為に、密に彼の所に渡御す。 | 文治 2・6・10 条 |
| 4 ④⑦ (16) | 新(仁)田忠常 | 新(仁)田四郎忠常、病悩甚だ辛苦し、已に死門に及ばんとす。 <small>〔頼朝〕</small> 依つて二品、彼の宅に渡御し、之を訪はせ給ふ。 | " 3・1・18 条 |
| 5 ④⑨ (16) | 足利義兼室家(北条時政子 女) | <small>〔足利〕</small> 上総介義兼北の方、頓病頗る危急に就き、其の御姉妹たる御臺所、 <small>〔政正〕</small> 之を訪はしめんが為に、彼の宿所に渡御す。 | " 3・12・16 条 |
| 6 ①⑧ (12) | 後白河法皇 | <small>〔後白河〕</small> 太上法皇、去年窮冬の比より漸く御不豫、玉體腫れしめ給ふが故に、 <small>〔大江〕</small> 大夫尉広元、御使として上洛す。 | 建久 3・2・4 条 |
| 7 ②② (13) | 後鳥羽院 | 後鳥羽院の御悩の事に依り、 <small>〔二階堂〕</small> 山城大夫判官行村、使節として上洛す。 | 建保 5・7・26 条 |
| 8 ①⑥ (11) | 大江広元 | 広元朝臣病悩危急の間、之を見訪はしめ給はんが為 | |

| | | | |
|-----------------|----------|---|-------------|
| 9 ⑬ (11) | 大江広元 | に、 <small>(義時)</small> 右京兆、彼の亭に渡御す。 <small>(大江広元)</small> 陸奥守獲麟に依つて存命の為に出家す。 <small>法名 覚阿。</small> 將軍家、 <small>(結城)</small> 左衛門尉朝光をして之を訪はしめ給ふ。 | // 5・11・9 条 |
| 10 ⑭ (16) | 千葉成胤 | 千葉介成胤、病悩甚だ辛苦、心神度を失ふに依り、將軍家、東平太所重胤を遣して之を訪はしめ、子孫の事、殊に憐愍を加へらるべきの由、懇勲に仰せ下さる。 | // 6・4・7 条 |
| 11 ⑮ (13) | 後鳥羽院 | <small>(後鳥羽)</small> 一院、去ぬる十三日より御悩の由、其の告げあるに依り、後藤左衛門尉基綱、將軍家の御使として上洛す。 | 承久 1・8・26 条 |
| 12 ⑯ (16) | 北条朝時 | <small>(朝時)</small> 越後守、日來の不例滅氣に属し、今日沐浴するに依り、將軍家、狩野藤次兵衛尉為光を派して賀し仰せらる。 | 安貞 2・7・5 条 |
| 13 ⑰ (16) | 藻壁門院(樽子) | 藻壁門院懷孕の間、聊か御悩の由、其の聞こえあるに依り、 <small>(三浦)</small> 駿河次郎泰村、將軍家の御使として上洛す。 | 天福 1・9・18 条 |
| 14 ⑱ (16) | 藻壁門院(樽子) | 伊賀右馬助、 <small>(仲能)</small> 女院の御事に依り使節として上洛す。 | |

| | | | |
|-----------------|----------------------------------|--|-------------|
| 18 ⑰ (11) | 北条時頼室家 (北条重時 子女) | 將軍家、薩摩七郎左衛門尉祐能をして北条時頼室家 を訪はしめ給ふ。 | 建長 4・9・17 条 |
| 17 ⑱ (12) | 九条 (藤原) 道家 | 禪閣の御不例の事に依り、兵庫頭定員、將軍家の御 使として、又、平左衛門尉盛時、前武州の使者とし て各々上洛す。 | " 1・5・24 条 |
| 16 ⑳ (7) | 北条泰時 | 去夜の御事を訪ひ申さしめ給ふに依つてなり。 前武州遽かに御違例、戌刻以降心神殊に違乱す。依 つて織部正光重、將軍家の御使として参向す。 | 延応 1・4・25 条 |
| 15 ㉑ (16) | 近衛(藤原)兼経室家(九条) 藤原)道家子女(任(仁)子) | 右馬權頭政村。將軍家の御使として、殿下に参らる。 子の刻、殿下の北政所御流産。姫君。七ヶ月と云々。 | 嘉禎 4・9・18 条 |
| | | 御の事、殊に愁歎の由、仙洞ならびに北白河院に言 上せしめ給ふが故なり。 | " 1・9・29 条 |
| | | 伊賀右馬助今日首途す。安東左衛門尉光成、武州の 御使として、同じくもつて上洛す。これまた女院崩 御の事、殊に愁歎の由、仙洞ならびに北白河院に言 上せしめ給ふが故なり。 | " 1・9・27 条 |
| | | しかるに今日頓病の間、療治を加へんが爲に濱邊に 逗留すと云々。 | " 1・9・27 条 |

| | | | |
|-------------|-----------|--|-------------|
| 19 ⑧(16) | 足利義氏 (正義) | 足利左馬頭入道正義の病惱、已に危急に及ぶの間、之を訪はんが為に、北条時頼、彼の第に向はしめ給ふ。 後嵯峨院の御惱に依り、 <small>(伊東)</small> 薩摩七郎左衛門尉祐能、將軍家の御使として上洛す。 | " 6・11・16 条 |
| 20 ⑬(10) | 後嵯峨院 | 尚、御嵯峨院の御惱の事を申さるるが故に、 <small>(藤原)</small> 木工権頭親家、將軍家の御使として上洛す。 | 文応 1・6・26 条 |
| 21 ⑬(10) | 後嵯峨院 | 後嵯峨院の御惱御滅の事賀し申さるるに依り、三浦式部太郎左衛門尉光政、將軍家の御使として上洛す。 | " 1・7・4 条 |
| 22 ⑬(10) | 後嵯峨院 | 後嵯峨院の御惱御更登に依り、 <small>(二階堂)</small> 信濃次郎左衛門尉行宗、將軍家の御使として上洛す。 | " 1・7・25 条 |
| 23 ⑬(10) | 後嵯峨院 | 辨法印審範の長病已に危急、北条時頼、最期の御対面として、彼の雪下北谷の宿坊に入御す。 | 弘長 1・9・3 条 |
| 24 ⑨(16) | 審範 | | |

〔備考〕上欄の番号に就いて、上段は、当表に於ける時世の推移順に拠る当該事例の通番号であり、中下両段は、既掲の(二)に関する「罹病記事」に於ける場合と同じである。

慰問される病痾・疾病者一八名、二四例の氏族別員数と事例数とを、前者の優越する順次に随って列記すると、次の如くなる。

- 北条氏……………5 ④⑨(16)足利義兼室家(北条時政子女)、12 ⑦⑩(16)北条朝時、16 ⑧(7)北条泰時、18 ⑰(11)北条時頼
 室家(北条重時子女)、の四名・四例
- 皇族……………6 ⑱(12)後白河法皇、7 ⑳(13)後鳥羽院、11 ㉑(13)同上、20 ㉒(10)後嵯峨院、21 ㉓(10)同上、22
 ⑬(10)同上、23 ㉔(10)同上、の三名・七例
- 藤原氏……………13 ⑳(16)藻壁門院(蟬子)、14 ㉕(16)同上、15 ㉖(16)近衛(藤原)兼経室家(九条(藤原)道家子女(任(仁)子)、17 ㉗(12)九条(藤原)道家、の三名・四例
- 加藤氏……………1 ⑭(11)加藤景廉の一名・一例
- 新(仁)田氏……………4 ④⑦(16)新(仁)田忠常の一名・一例
- 大江氏……………8 ⑱(11)大江広元、9 ⑱(11)同上、の一名・二例
- 千葉氏……………10 ⑥④(16)千葉成胤の一名・一例
- 足利氏……………19 ⑧⑨(16)足利義氏(正義)の一名・一例
- 不詳氏族……………3 ③⑩(15)丹後内侍の一名・一例
- 僧籍者……………2 ④②(16)房覚、24 ⑨⑥(16)審範、の二名・二例

之に依り、員数面では、北条氏が四名で最も多く、皇族・藤原両氏が共に三名宛で其れに次ぎ、以下、加藤・新(仁)田・大江・千葉・足利の諸氏が各々一名宛の順に続いており、僧籍者が二名、不詳氏族者が一名となつてゐる。

一方、事例数面では、皇族が七例で最も多く、北条・藤原両氏が共に四例宛で其れに次ぎ、以下、大江氏(二例)↓

加藤・新(仁)田・千葉・足利の諸氏(共に一例宛)の順に続いており、僧籍者が二例、不詳氏族者が一例となっている。

斯様に諸氏族の中に在つて員数・事例数共に卓越する北条・皇族・藤原諸氏の中、皇族の後嵯峨院が一名に就いての事例数として最多となっているのは、此の後嵯峨院が將軍家宗尊親王の令敵であることに拠ろうし、又、藤原氏として所見されるのは、藻壁門院樽子、九条(藤原)任(仁)子、及び九条(藤原)道家の三名であるが、是等の人々は、全て將軍家九条(藤原)頼経の眷族者達であること、等々が知られるのである。

次に、病痾・疾病者への慰問者に関してみるに、事例1〜6を収める頼朝將軍記に於いては、慰問者が源 頼朝(事例134)か、其の使者(事例26)か、北条政子(事例5)の孰れか、に限られていること。事例7〜10を収める実朝將軍記に於いては、慰問者が源 実朝の使者(事例7910)か、北条義時(事例8)の孰れか、に限られていること。事例11〜17を収める頼経將軍記に於いては、慰問者が九条(藤原)頼経の使者(事例11〜17)(但し、12は治癒に伴なう奏賀使者)か、北条泰時の使者(事例1417)の孰れか、に限られていること。事例18〜24を収める宗尊親王將軍記に於いては、慰問者が宗尊親王の使者(事例18、20〜23)(但し、22は治癒に伴なう奏賀使者)か、北条時頼(事例1924)の孰れか、に限られていること。

斯うしてみると、頼朝・実朝・頼経・宗尊親王の四將軍記に収載する病痾・疾病者への慰問記事に在つては、慰問者が歴代將軍家自身(但し、是は四將軍家中、源 頼朝の場合のみ)か、其の使者か、將又、北条氏自身か、其の使者に限られていることを知り得る。而して斯様な点からも、記載意識面に於いて、北条氏が歴代將軍家と略々同等・同格と見做されていることを看取し得るし、更に斯うしたことの妥当性は、源 頼朝(事例2、6)や、九条(藤原)頼経(事例11、13、15〜17)や、宗尊親王(事例20〜23)と謂う歴代將軍家の使者が「御使」と記載されているのと同様に、北条泰時の使者も亦、齊しく「御使」

と記載されていることに拠つても、明確に裏付けられるのである。

十一

病痾・疾病に関わる事柄が記載されている先掲①(1)九条(藤原)頼経以下、⑨(16)宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼経子女(幸子))迄の九九名に就き、之を氏族別に分類整理すると共に、其の氏族別員数及び同氏族者個々の所見条数の卓越順次に随つて挙示すれば、左記の如くなる。

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|----|
| 北条氏 | 二九名 <small>(男性一九名 女性一〇名)</small> | 子女 | 六条 |
| 一〇五条 <small>(男性六九条 女性三六条)</small> | | (7)②(13)北条時房(連) | 四条 |
| (1)⑤(5)北条時頼 | 一八条 | (8)②(13)北条時宗 | 四条 |
| (2)⑦(7)北条政子 | 一二条 | (9)②(13)北条重時 | 四条 |
| (3)⑧(7)北条泰時 | 一二条 | (10)②(14)北条義時 | 三条 |
| (4)⑨(8)北条経時 | 一〇条 | (11)②(14)北条長時 | 三条 |
| (5)⑫(10)九条(藤原)頼嗣御臺所 | | (12)③(15)北条長時室家(北条時盛 | |
| (北条時氏子女(檜皮姫)) | 八条 | 子女) | 二条 |
| (6)⑰(11)北条時頼室家(北条重時 | | (13)③(15)北条実時室家(北条政村 | |

子女(金沢殿)

二条

●(14)(37)(15)北条政村子女(北条業時

室家)

二条

●(15)(49)(16)足利義兼室家(北条時政

子女)

一条

(16)(55)(16)北条時政

一条

●(17)(58)(16)稻毛重成室家(北条時政

子女)

一条

(18)(61)(16)北条政範

一条

(19)(70)(16)北条朝時

一条

●(20)(71)(16)三浦泰村室家(北条泰時

子女)

一条

(21)(72)(16)北条時氏

一条

(22)(75)(16)北条実泰

一条

(23)(85)(16)北条時幸

一条

(24)(86)(16)北条時盛

一条

●(25)(90)(16)北条時頼子女 ↓

⑤(5)北条時頼(7)

一条

(26)(91)(16)北条長時子息

一条

(27)(93)(16)北条長時子息(宮主

〔義宗〕)

一条

(28)(94)(16)北条時基

一条

(29)(95)(16)北条実時 ↓

②(14)北条長時(3)

一条

藤原氏

一六名(男性一名
女性五名)

一三八条(男性一三〇条
女性八条)

(1)①(1)九条(藤原)頼経

七三条

(2)③(3)九条(藤原)頼嗣

四〇条

(3)⑩(12)九条(藤原)道家

五条

(4)⑳(12)九条(藤原)頼経

子息乙若

五条

●(5)(27)(14)九条(藤原)頼経子女

(竹御所子女)

三条

今若 → ⑳(12)九条

●(6)③④(15)九条(藤原)頼経

(藤原)頼経子息乙若(1)

一条

御臺所(二位殿)

二条

●(16)⑨⑩(16)宗尊親王御息所

(7)④③(16)一条(藤原)能保

一条

(近衛)藤原)兼経子女

(8)⑤②(16)吉田(藤原)経房

一条

(幸子)

一条

(9)⑥⑩(16)藤原济基

源氏

八名(男性五名
女性三名)

六八条(男性五〇条
女性一八条)

(伯耆少将) ↓

⑳(13)北条時房(連)(1)

一条

(1)④(4)源 実朝

二四条

(10)⑥⑥(16)一条能氏

一条

(2)⑥(6)源 頼家

一四条

●(11)⑦③(16)藻壁門院 (樽子)

一条

(3)⑩(9)源 大姫

九条

(12)⑦⑦(16)九条(藤原)教実

一条

(4)⑪(9)源 頼朝

九条

●(13)⑧①(16)近衛(藤原)兼経室家

(5)⑮(11)源 三幡

六条

(九条)藤原)道家子女

(6)⑳(14)九条(藤原)頼経御臺所

三条

(仁)任)子)

一条

(源 頼家子女竹御所)

三条

(14)⑧②(16)西園寺(藤原)公経

一条

(7)⑳(15)源 範頼

二条

(15)⑧③(16)九条(藤原)頼経子息

皇族

六名(男性六名
女性ナシ)

七五条(男性七五条
女性ナシ)

(8)④④(16)源 義経

一条

(1) ②(2) 宗尊親王 五六条

(2) ⑬(10) 後嵯峨院 八条

(3) ⑱(12) 後白河法皇 五条

(4) ⑳(13) 後鳥羽院 四条

(5) ⑳(16) 後堀河院 ↓

①(1) 九条(藤原)頼経(20) 一条

(6) ⑳(16) 四条院 一条

加藤氏 三名(男性三名 女性ナシ) 八条(男性八条 女性ナシ)

(1) ⑭(11) 加藤景廉 六条

(2) ⑳(16) 加藤景員 ↓

⑭(11) 加藤景廉(1) 一条

(3) ⑳(16) 加藤光員 ↓

⑭(11) 加藤景廉(1) 一条

三善氏 三名(男性三名 女性ナシ) 五条(男性五条 女性ナシ)

(1) ⑳(14) 三善康(善)信 三条

(2) ⑳(16) 三善康俊 一条

(3) ⑳(16) 三善康連 一条

二階堂氏 三名(男性三名 女性ナシ) 四条(男性四条 女性ナシ)

(1) ⑳(15) 二階堂行光 二条

(2) ⑳(16) 二階堂行方 一条

(3) ⑳(16) 二階堂行頼 一条

伊賀氏 二名(男性一名 女性一名) 三条(男性一条 女性二条)

● (1) ⑳(15) 北条義時室家

(伊賀)朝光子女 二条

(2) ⑳(16) 伊賀仲能 一条

千葉氏 二名(男性二名 女性ナシ) 二条(男性二条 女性ナシ)

(1) ⑳(16) 千葉常胤 一条

(2) ⑳(16) 千葉成胤 一条

大江氏 一名(男性一名 女性ナシ) 六条(男性六条 女性ナシ)

(1) ⑳(11) 大江広元 六条

加々美氏 一名(男性一名 女性ナシ) 一条(男性一条 女性ナシ)

(1) ⑳(16) 加々美長清 一条

平氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ④(16)平 知盛 一条

岡辺氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ④(16)岡辺泰綱 一条

新(仁)田氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ④(16)新(仁)田忠常 一条

大友氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑤(16)大友能直 一条

小諸氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑤(16)小諸光兼 一条

工藤氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑤(16)工藤景光 一条

小栗氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑤(16)小栗重成 一条

岡崎氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑤(16)岡崎義実 一条

佐々木氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑥(16)佐々木定綱 一条

小野氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑥(16)小野義成 一条

波多野氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑥(16)波多野義重 一条

安倍氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑥(16)安倍知輔 一条

尾藤氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑦(16)尾藤景綱 一条

中条氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑦(16)中条家長 一条

中原氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑧(16)中原師員(行嚴) 一条

安達氏 一名(男性一名)
女性ナシ) 一条(男性一条)
女性ナシ)

(1) ⑧(16)安達義景 一条

足利氏 一名(男性一名、女性ナシ) 一条(男性一条、女性ナシ)

(2) ④⑥(16)雑色浜四郎 一条

(1) ⑧⑨(16)足利義氏(正義) 一条

● (3) ⑤⑩(16)千手前 一条

僧籍者 二名(男性二名、女性ナシ) 二条(男性二条、女性ナシ)

● (4) ⑤③(16)葛西清重生母 一条

(1) ④②(16)房覚 一条

(5) ⑥⑦(16)左兵衛佐範経 ↓

(2) ⑨⑥(16)審範 一条

⑥⑥(16)一条能氏(1) 一条

不詳・無姓氏族 六名(男性二名、女性四名)

● (6) ⑧④(16)三位殿 ↓

七条(男性二条、女性五条)

①(1)九条(藤原)頼経(67) 一条

● (1) ③⑩(15)丹後内侍 二条

以上に列挙した倭を、より一層簡略化して分かり易く纏めて掲記すれば、次の如くなる(但し、此処には、氏族別員数が一(16)足利義氏(正義)迄の一九氏族、各氏族一名の計一九名は除外してある。又、先掲(二)に関する「禿病記事」の上段数字(○印数字最上部)に●印が付加されているのは、女性事例であることを示す。)

一、北条氏……………⑤⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の二九名(男性一九名、女性一〇名)

二、藤原氏……………①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の一六名(男性一名、女性五名)

三、源氏……………④⑥⑩⑪⑮⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の八名(男性五名、女性三名)

四、皇族……………②⑬⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の六名(男性六名、女性ナシ)

五、加藤氏……………⑭⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の三名(男性三名、女性ナシ)

五、三善氏……………②⑥⑧⑩⑱㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の三名(男性三名、女性ナシ)

五、二階堂氏……………(32)(97)(98)の三名(男性三名、女性ナシ)

六、伊賀氏……………(33)(74)の二名(男性一名、女性一名)

六、千葉氏……………(48)(64)の二名(男性二名、女性ナシ)

之に依つて、病痾・疾病に関わる事柄が記載されている既掲九九名に就き、其の氏族別員数では、北条氏が二九名で最も多く、以下、藤原氏(二六名)→源氏(八名)→皇族(六名)→加藤・三善・二階堂三氏(共に三、名宛)→伊賀・千葉両氏(共に二、名宛)と続いていることが分かる。此の最多員数を有する北条氏の二九名に就いて、其の性別内訳をみるに、男性が一九名、女性(傍点付記者、以下同様。)が一〇名で、是れは男女両性孰れの性別員数面でも、他余の諸氏族の其れを遙かに上廻つてゐること。而して、所見条数の点では、藤原氏が一三八条(男性一三〇条、女性八条)で最も多く、以下、北条氏が一〇五条(男性六九条、女性三六条)→皇族が七五条(男性七五条、女性ナシ)→源氏が六八条(男性五〇条、女性一八条)→加藤氏が八条(男性八条、女性ナシ)→大江氏が六条(男性六条、女性ナシ)→三善氏が五条(男性五条、女性ナシ)→二階堂氏が四条(男性四条、女性ナシ)→伊賀氏が三条(男性一条、女性二条)→千葉氏が二条(男性二条、女性ナシ)→加賀美氏以下、足利氏迄の一八氏族が、各氏族一条宛と謂う具合に続いていて、件の所見条数の面に於いては、北条氏が、諸氏族中最多の藤原氏に次いで多く、殊に女性の所見条数に限つてみれば、藤原氏を始め諸多の氏族中、最も多いこと、等を明らかにし得るのである。処で、此の北条氏の女性所見条数の卓絶性を象徴しているのが、北条政子の存在と云える。確かに北条政子なる人物は、『吾妻鏡』にみる許多の女性中、三〇一条と謂う最多の所見条数を有しており、其の死没条には、既掲の如く「是前大將軍後室。二代將軍母儀也。同于前漢之呂后令執行天下給。若又神功皇后令再生。令擁護我国皇基給歟。」(嘉禎1・7・11条)とあつて、初代將軍家源頼朝の後室・御臺所、頼家・実朝二代將軍の母

儀として、天下の政事を執行し、我国の皇基を擁護された存在であり、其の為事の偉勲・功業は、正しく漢土の呂后や本朝の神功皇后に比せらるべき程である、との最大級の賛辞を贏ち得ている。斯うした事に就いては、夙に『大日本史』(列伝五卷二百二十四)に「政子嚴毅果斷、有丈夫之風(中略)天下称曰『尼將軍義時泰時相継用事、管轄兵馬』、北條氏之得政、蓋由政子基焉」(圈点引(用者補))とあつて、北條氏の政權掌握と、其れに基づく隆昌発展の根基は、正しく政子の存在と其の活動に負う処、著大であつた事が道破されているのである。北條政子の所見条数の卓絶性も、其の死没記事にみる尋常ならざる賛辞も亦、然様に考える事に依つて始めて能く理会し得るように思う。

十二

次に、先記九九名の病痾・疾病者が各々如何なる記載の為され様をしているかに就いて、検討を加えてみよう。此の試みに先立つて、先ず始めに、其等九九名の病痾・疾病に関わる事柄を記載する仕方・有り様に在つて、可成り多くの病痾・疾病者間に共通して見られる左記A～Gなる記載と、件の多種多様の記載が、然うした九九名の病痾・疾病に関わる事柄の記載と如何ように関わり合つてゐるかを分かり易く纏めて示す表八とを掲記しておくこととする。

A、病痾・疾病の発動・増気・減気・復本の孰れかに就いての刻限等に関わる記載

B、病痾・疾病の具名等に関わる記載

C、病痾・疾病の症状・容態・治癒等に関わる記載

D、沐浴等に関わる記載

E、病痾・疾病の治癒・平復を祈請する具象的な修法等に関わる記載

F、尊敬語「御」字を冠する病痾・疾病及び病痾・疾病の種類等に関わる記載

G、病痾・疾病に伴なう役職・役割・職掌の譲与乃至交替等に関わる記載

表八

| 病痾・疾病者 | 記載種類 | | | | | | | | | | |
|--------------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| ①(1)九条(藤原)頼経 | | | | | | | | | | | A |
| ②(2)宗尊親王 | | | | | | | | | | | B |
| ③(3)九条(藤原)頼嗣 | | | | | | | | | | | C |
| ④(4)源 実朝 | | | | | | | | | | | D |
| ⑤(5)北条時頼 | | | | | | | | | | | E |
| ⑥(6)源 頼家 | | | | | | | | | | | F |
| ⑦(7)北条政子 | | | | | | | | | | | G |
| ⑧(7)北条泰時 | | | | | | | | | | | |
| ⑨(8)北条経時 | | | | | | | | | | | |
| ⑩(9)源 大姫 | | | | | | | | | | | |

A記載に就いて

病痾・疾病者①〜⑨の九九名中にみるA記載の具象的事例は、左記の如くである。

(1)①(1)九条(藤原)頼経

(2)戌刻。將軍家聊御不例。御温氣歟云々。

嘉祿 2・10・27 条

(7)酉刻。將軍家依御心神不例。御祈等被始行。明日為重日之故也。

〃 3・4・2 条

(10)將軍家御不例之事。時々令發給云々。今日戌刻。有此御氣。武州以下諸人群參云々。

〃 3・4・24 条

(16)巳刻以後。將軍家御不例。今日。於御所御持佛堂。被圖繪御護佛。

〃 3・11・18 条

(24)將軍家自卯刻。有御咳病之氣。赤斑瘡御滅之間。今日可有御沐浴之由。兼日被定之處。依此御事延引

云々。

〃 3・12・5 条

(28)巳刻。將軍家御不例云々。

安貞 3・2・24 条

(31)將軍家御不例頗御辛苦戌一點御少減云々。

寛喜 1・6・28 条

(32)午刻將軍家御不例。御顔腫。去年十二月七日初有此事。其後間更發御。仍為助教師員奉行。被行御占處。

御内心所勞之上。咒咀靈氣。氏神成崇之所奉致歟。

〃 1・7・4 条

(36)丑刻。將軍家御鼻血出。是御咳病故歟云々。

〃 2・5・22 条

(37) 辰刻。御鼻血出事及度々。仍御祈。於御所被行七座泰山府君祭。隱岐三郎左衛門尉為奉行。

〃 2・5・24条

(43) 辰刻。將軍家御不例。兩國司以下群參云々。良基朝臣祇候。

嘉禎 1・11・18条

(53) 亥刻。將軍家俄御不例。御確乱歟。諸人驚騷。侍医時長施医術之間。小選令復本御。

〃 4・2・10条

(55) 丑刻將軍家聊御不例。

〃 4・3・2条

(58) 未刻。將軍家聊御不例。為師員朝臣奉行。被行御占。土公奉成崇。

延応 1・5・4条

(62) 酉刻。將軍家御不例。

〃 2・6・24条

(2) (2) 宗尊親王

(17) 午尅。御惱御平減之後。有御沐浴之儀。而今日没日也。

建長 4・9・7条

(18) 自昨日將軍家御惱。今日戌刻御增氣。仍相州令參給。俄於南門被行土公鬼氣等祭。

〃 4・12・13条

(33) 子尅。將軍家御惱

文応 1・5・13条

(46) 寅刻以後。將軍家御惱。

弘長 3・9・13条

(3) (3) 九条(藤原)頼嗣

(1) 戌刻。若君御不例猶無御減之間。被始御祈。攝津前司為奉行。

仁治 4・2・27条

(3) 亥刻。若君煩疱瘡御之間。泰貞朝臣於里亭勤如法泰山府君祭。

寛元 1・9・19条

(5) 丑尅。若君御前聊御不例。

〃 2・2・23条

(11) 申刻。依若君御不例更發。復被行御祭七座。 " 2・3・17条

(22) 巳尅。將軍家俄御不例。邪氣云々。御祈禱事。被仰付大納言法印隆弁。 " 3・8・18条

(4) ④(4)源 実朝

(7) 戊尅。將軍家御違例。 建永 2・4・13条

(18) 申尅。將軍家俄御不例。頗有御火急之氣。仍戊尅。於御所南庭。被行属星祭。泰貞奉仕之。 建曆 1・6・2条

(19) 寅尅御不例。御夢相之告嚴重云々。是偏去夜祭驗之由。御信仰之間。以宮内兵衛尉公氏為御使。被遣御馬一疋於泰貞也。 " 1・6・3条

(22) 戌尅。將軍家御病惱。而小御所東面於柱根花開。仍可行天地災變鬼氣等祭之由。相州令申給之。 " 2・4・6条

(5) ⑥(6)源 頼家

(4) 自去夜亥尅。將軍家俄以御病惱。 建仁 3・3・10条

(6) 戌尅。將軍家俄以御病惱。御心神辛苦。非直也事云々。 " 3・7・20条

(6) ⑦(7)北条政子

(10) 辰刻。二品御絶入。諸人成群。然而即令復本御。逐日御增氣之間。昨十五日可令移于新御所給之由。被

仰之處。甲辰日有憚之。可為來廿一日之由。陰陽師勘申。仍延引畢。 嘉祿 1・6・16条

(12) 辰刻。二品東御所令渡御給。是御違例既危急之故也。

1・7・8 条

(7) ⑧(7) 北条泰時

(1) 申尅。武州御不例云々。

寬喜 3・5・17 条

(3) 未刻。前武州俄御違例。戌刻以後。御心神殊違亂云々。諸人群參。

延応 1・4・25 条

(8) ⑨(8) 北条經時

(7) 武州不例再發給之處。今日酉尅俄絶入。鎌倉中驚騷也。

寬元 3・9・27 条

(9) ⑩(9) 源 大姫

(2) 卯尅。大姫君御違例太御辛苦之。諸人群參云々。

建久 2・10・17 条

(10) ⑫(12) 九条(藤原)頼經子息乙若

(3) 辰尅。若君御前有御不例之氣。仍仰宮内卿法印。被修藥師護摩云々。

寬元 3・2・19 条

(11) ⑫(13) 北条時房(連)

(2) 巳刻。相州頓病惱。頗危急也。仍被召驗者頼益云々。

嘉祿 1・12・23 条

(4) 匠作俄御違例。辰刻以後殊辛苦。及日中。前武州。足利左典廐等令至訪給云々。

延応 2・1・23 条

(12) ⑫(14) 北条義時

(3) 辰尅。前奥州義時病惱。日者御心神雖令違亂。又無殊事。而今度已及危急。

貞応 3・6・12 条

(13) ⑫(14) 北条長時

(2)寅剋。武州病患属_二減氣_一。汗_レ太降云々。

文応 1・12・24条

(14)(33)(15)北条義時室家(伊賀朝光子女)

(2)伊豆國北條飛脚到來。右京兆後室禪尼。去十二日以後病惱。自_二昨日巳刻_一。及_二危急_一之由申_レ之。元仁 1・12・24条

(15)(43)(16)一条(藤原)能保

(1)卯剋。左典廐_{能保}。去七日與_二廷尉_{同日出京}。到着。直被_レ入_二營中_一。昨日極熱之間。聊有_二霍亂之氣_一。逗留之由被_レ申_レ之云々。

元曆 2・5・17条

(16)(71)(16)三浦泰村室家(北条泰時子女)

(1)酉一点。駿河次郎泰村妻_{武州御息女}。産。誕兒者死_二于胎内_一。自_二去十九日有_二氣分_一。今朝殊_レ惱亂難産也。

安貞 3・1・27条

(17)(72)(16)北条時氏

(1)修理亮時氏。此間病惱。自_二今日未剋_一。俄增氣。武州被_レ凝_二數ヶ丹祈_一云々。

寛喜 2・5・27条

(18)(81)(16)近衛(藤原)兼經室家(九条(藤原)道家子女(仁任子))

(1)子刻。殿下北政所御流産。姫君。七ヶ月云々。嘉禎 4・9・18条

(19)(86)(16)北条時盛

(1)申剋。越後入道不例云々。寛元 5・2・6条

(20)(99)(16)宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼經子女(宰子))

(1) 午尅。御息所俄御惱。仍人々群參之處。无殊御事云々。

文永2・2・7条

の二〇名であり、此等人物の氏族別内訳を員数の優越順次に随つて示せば、左記の如くなる。

北条氏……………(6)(7)(8)(11)(12)(13)(16)(17)(19)の九名

藤原氏……………(1)(3)(10)(15)(18)(20)の六名

源氏……………(4)(5)(9)の三名

皇族……………(2)の一名

伊賀氏……………(14)の一名

之に依り、北条氏が九名で最も多く、以下、藤原氏(六名)→源氏(三名)→皇族・伊賀両氏(各一名宛)の順に続いている

ことが分かる。処で、此等二〇名にみる病痾・疾病の発動・増気・減気(平減・少減・復本)と謂つた病状の推移、病勢の

盛衰を表示する諸種の記載に在つて、より多くの人士に通有するのは、(1)①、(2)②、(3)③、(4)④、(5)⑥、(6)⑦、(7)⑧、

(8)⑨、(9)⑩、(10)⑳、(11)㉑、(12)㉒、(18)㉘、(19)㉙、(20)㉚の一五名に所見される発動に関する記載である。而して他余の増

気(2)②、(14)㉛、(17)㉞の三名)と減気・復本(1)①、(2)②、(13)㉝の三名)の各々に関わる記載は、各々三名宛所見されると

謂うように、上記の発動に関わる記載よりも可成り少ない人士にしか見られぬことを知り得る。之を以てみるに、病

状の推移、病勢の盛衰に関わる記載に在つては、殊の外、其の初発・発動の刻限に関わる記載に意が用いられている

ことを確認し得るのである。

B記載に就いて

病痾・疾病者①〜⑨⑨の九九名中、B記載がみられる五六名と、其の病痾・疾病の具名とを示せば、左記の如くなる。

- (1)①(1)九条(藤原)頼経……………御温気(歟)(2)(8) 御身風疹出給(15) 赤斑瘡(出現給)(20)(24) 有御咳病(之)(氣)(24)
- (27)(36) (御)心神(殊)違乱(30)(41)(67) 御(顔)腫(32)(33)(35) (御)鼻血出(給)(36)(37)(39) 御
- 足大指以刀令突切給(38) 御疱瘡(有出現氣)(45)(48)(49) 御股御膝腫物(押領使)(49)
- (御)確乱歟(53)(61) 御痢病也(63) 赤痢病氣御座(66) 有御飲水之氣(70) 令
- 煩御陰給(70)
- (2)②(2)宗尊親王……………療腹病(5) (御)温気(7)(13) 御惱赤斑瘡也(25) 煩赤痢病御(惱)(36)(39) 令
- 煩御痢病御(48) (御)蚊觸(49)(52) 有御小瘡(51)
- (3)③(3)九条(藤原)頼嗣……………煩疱瘡御(3) 有御温気(19) 邪氣(相交御)(22)(23) 御頸瘻令腫給(23) 御
- 腫物(31)
- (4)④(4)源 実朝……………令患痢病給(2) (御)疱瘡(御)餘氣(10)(11)(13)
- (5)⑤(5)北条時頼……………令煩黄疾給(1) 御風氣(4) 令惱赤斑瘡給(6) (令煩)赤痢病(給)(10)(11)
- 扶風痾令終功給(12)
- (6)⑥(6)源 頼家……………疱瘡出現給(3) 御心神辛苦(6)

(7) (7) 北条政子……………御懷孕(3)

(8) (8) (7) 北条泰時……………御心神殊違乱(3)

(9) (9) (8) 北条経時……………令患黄疸給(1)

(10) (10) (9) 源 大姫……………有御邪氣御氣色(1) 御邪氣(3) (9)

(11) (11) (9) 源 頼朝……………(御)齒(御)勞(1) (3) (4) (5) (6) (7) (8)

(12) (12) (10) 九条(藤原)頼嗣御臺所

(北条時氏子女(檜皮姫))……………御邪氣(7) (8)

(13) (13) (10) 後嵯峨院……………令煩(御)瘡(氣)御(1) (6) (8)

(14) (14) (11) 加藤景廉……………魂疲。心神(惘然)(1) (3)

(15) (15) (11) 源 三幡……………御温氣(1) 御目上腫御(6)

(16) (16) (11) 大江広元……………目所勞。腫物等計會(2) 眼睛暗兮。不能分黑白(5)

(17) (17) (11) 北条時頼室家(北条重時

子女)……………懷孕(1) 有痢病之惱(3)

(18) (18) (12) 後白河法皇……………御痢病與御不食計會(3) 玉躰令腫御(4)

(19) (20) (12) 九条(藤原)頼経子息乙若……………近日咳病温氣流布。(中略)兩若君有此御患(1)

(20) (21) (13) 北条時房(連)……………煩脚氣(1)

- (21) (22) (13) 後鳥羽院……………御瘡病(1)(3)
- (22) (23) (13) 北条時宗……………御疱瘡(4)
- (23) (24) (13) 北条重時……………心神(惘然)(1)(3) 如瘡病(2)
- (24) (25) (14) 北条義時……………有_二心神御違例事_一(2) 御心神雖令_二違乱_一(3)
- (25) (26) (14) 三善康(善)信……………心神為惘然(1)
- (26) (31) (15) 源 範賴……………瘡病(1)(2)
- (27) (33) (15) 北条義時室家(伊賀朝光
子女)……………心神為惘然(1)
- (28) (34) (15) 九条(藤原)頼經御臺所
(二位殿)……………御心神殊違乱(三日病)(1)(1)(67)
- (29) (36) (15) 北条実時室家(北条政村子女
〔金沢殿〕)……………赤斑瘡(1)
- (30) (37) (15) 北条政村子女(北条業時
室家)……………邪氣(1)(2)
- (31) (38) (16) 加藤景員……………魂疲。心神惘然(14)(11)(1)
- (32) (39) (16) 加藤光員……………魂疲。心神惘然(14)(11)(1)

(33) (42) (16) 房覺……………痢病(1)

(34) (43) (16) 一条(藤原)能保……………有霍乱之氣(1)

(35) (46) (16) 雜色浜四郎……………心神失度(1)

(36) (49) (16) 足利義兼室家(北条時政)

子女)……………邪氣(1)

(37) (55) (16) 北条時政……………令煩脚氣給(1)

(38) (56) (16) 工藤景光……………心神惘然太迷惑(1)

(39) (57) (16) 小栗重成……………心神違例(1)

(40) (60) (16) 藤原濟基(伯耆少將)……………煩脚氣(21)(13)(1)

(41) (63) (16) 小野義成……………煩時行(1)

(42) (64) (16) 千葉成胤……………心神失度(1)

(43) (65) (16) 波多野義重……………矢石中右目。心神雖違乱。則射答矢(1)

(44) (69) (16) 後堀河院……………赤斑瘡流布。(中略)主上有此御惱云々。(1)(1)(20)

(45) (71) (16) 三浦泰村室家(北条泰時)

子女)……………有氣分。今朝殊恼乱難産也。(1)

(46) (73) (16) 藻壁門院(樽子)……………御懷孕(1)

(47) (78) (16) 四条院……………疱瘡御不豫(1)

(48) (81) (16) 近衛(藤原)兼経室家(九条(藤原))

道家子女(仁(任)子)……………御流産(1)

(49) (82) (16) 西園寺(藤原)公経……………瘧病(1)

(50) (83) (16) 九条(藤原)頼経子息今若……………近日咳病温気流布。(中略)兩若君有^二此御患^一。〈20〉(12)(1)

(51) (84) (16) 三位殿……………御心神殊違乱〈三日病〉。(中略)三位殿同令^レ煩給。〈1〉(1)(67)

(52) (88) (16) 安達義景……………喘息脚氣不食等所勞計會(1)

(53) (90) (16) 北条時頼子女……………有^二赤斑瘡^一。邪氣相交。〈5〉(5)(7)

(54) (91) (16) 北条長時子息……………勞^二赤斑瘡^一(1)

(55) (95) (16) 北条実時……………心神聊有^二違乱之事^一。〈29〉(14)(3)

(56) (97) (16) 二階堂行方……………煩^二中風^一(1)

此等五六名の氏族別内訳を、員数の卓越順次に随つて列举すれば、次の如くなる。

北条氏……………(5)・(7)・(8)・(9)・(12)・(17)・(20)・(22)・(23)・(24)・(29)・(30)・(36)・(37)・(45)・(53)・(54)・(55)の一八名

藤原氏……………(1)・(3)・(13)・(18)・(19)・(21)・(28)・(34)・(40)・(46)・(48)・(49)・(50)の一〇名

皇族……………(2)・(13)・(18)・(21)・(44)・(47)の六名

源氏……………(4)・(6)・(10)・(11)・(15)・(26)の六名

加藤氏……………(14)(31)(32)の三名

其の他氏族(僧籍者・不詳氏族の計一三名(後述))

之に依り、北条氏が一八名で最も多く、以下、藤原氏(一〇名)→皇族・源両氏(共に六名宛)→加藤氏(三名)→其の他氏

族(大江(16)、三善(25)、伊賀(27)、工藤(38)、小栗(39)、小野(41)、千葉(42)、波多野(43)、安達(52)、二階堂(56)、僧籍者(33)の各一名宛、及び不詳・無姓氏族(35)(51)の計一三名)の順に続いていることが分かる。

処で、此等五六名にみる病痾・疾病の具名記載に在って、敬語(挙例中の傍印部分の言辭)が用いられているのは、(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)

(8)(9)(10)(11)(12)(13)(15)(18)(19)(21)(22)(24)(28)(39)(44)(46)(47)(48)(50)(51)の二七名であり、之を氏族別員数の優越する順次に随って挙示すれば、

北条氏……………(5)(7)(8)(9)(12)(22)(24)(37)の八名

藤原氏……………(1)(3)(19)(28)(46)(48)(50)の七名

皇族……………(2)(13)(18)(21)(44)(47)の六名

源氏……………(4)(6)(10)(11)(15)の五名

不詳氏族……………(51)の一名

となつて、北条氏が八名で最も多く、以下、藤原氏(七名)→皇族(六名)→源氏(五名)→不詳氏族(一名)となつて、
ことが知られる。此の順次で最多員数を有する北条氏の八名は、(5)時頼、(8)泰時、(9)経時、(22)時宗、(24)義時、(37)時政
の六名が執権職就任者、(7)政子が将軍家頼朝、(12)檜皮姫が将軍家頼嗣の各々妻室・御臺所と謂うように、執権職就任
者か、将軍家御臺所の孰れかに限られている者と謂うことになる。藤原氏の七名は、(1)頼経、(3)頼嗣両者が将軍家、

(19)乙若、(50)今若両者が将軍家頼経子息、(28)二位殿が将軍家頼経御臺所、(46)樽子、(48)仁(任)子両者が共に将軍家頼経の

令妹にして、(46)樽子、即ち藻壁門院が後堀河天皇中宮で四条天皇、暁子内親王生母、(48)仁(任)子が將軍家宗尊親王御息所宰子生母と謂うように、將軍家頼経及び其の妻室、子息、令妹に当たる者の孰れかに限られていること。皇族の六名は、(2)が將軍家宗尊親王、(13)が其の宗尊親王の令敵後嵯峨院、(18)が後白河法皇、(21)が後鳥羽院で、各々鎌倉覇府の草創期及び成立安定期に於ける登極者、(44)が承久の戦乱で仲恭天皇が廃せられるや、西園寺公経の推輓と鎌倉府の支援とを得て踐祚し即位した後堀河天皇、残る(47)が、(44)の後堀河天皇と將軍家頼経の令妹樽子との間に生誕した四条天皇と謂うように、鎌倉府や其の主宰者たる將軍家と血脈・血統の上で、或いは鎌倉府との政權抗争の上で、取り分け、縁深い関わりをもたれた列聖續統者に限られていること。源氏の五名は、(4)実朝、(6)頼家、(11)頼朝の三名が源氏將軍家、然も、(4)実朝、(6)頼家両者が、(11)頼朝の子息達、残る(10)大姫、(15)三幡両者が、(11)頼朝の子女達、と謂うように、將軍家頼朝及び其の將軍職を襲繼した子息達、或いは、頼朝及び其の子息子女達に限られていること。而して残余の不詳氏族の一名は、(51)三位殿であるが、此の人物は、上述の如くB記載を有する人物が將軍家の妻室・子息子女・姻族を含めた近親者乃至近侍者が多いこと。それに件の(51)三位殿が先述の(28)二位殿と並記されている(①(1)(67)ことから観て可成り高貴な、恐らくは藤原氏、それも事に依ると、新將軍家頼嗣(寛元二年五月十八日時点)生母(藤原親能子女)か、或いは、然うでないとしても、其れに準ずる程の氏族に出自する者と想定し得るであろうが、現段階としては、矢張り不詳氏族として置くのが穩当であろう。

其れは扱措、此処で取り上げているB記載、即ち病痾・疾病の具名記載で多見されるものを優越順次に随つて挙示すれば、次の如くなる(但し、茲では各人物一名に就き、仮令、同種同類記載が複数所見されても、之を飽く迄も一名一例と算定して五名五例以上見られるものに限つてある。)

- 一、心神(惘然・失度・恼乱)違例(乱) …… (1) (6) (8) (14) (23) (24) (25) (27) (28) (31) (32) (35) (38) (39) (42) (43) (45) (51) (55)の一九名・一九例
- 二、(赤斑・小・疱瘡) …… (1) (2) (3) (4) (5) (6) (22) (29) (44) (47) (53) (54)の一二名・一二例
- 三、(赤)痢病 …… (1) (2) (4) (5) (17) (18) (33)の七名・七例
- 四、温気 …… (1) (2) (3) (15) (19) (50)の六名・六例
- 四、邪気 …… (3) (10) (12) (30) (36) (53)の六名・六例
- 五、(顔・目上・股・膝)腫(物) …… (1) (3) (15) (16) (18)の五名・五例
- 五、瘡(瘡) …… (13) (21) (23) (26) (49)の五名・五例

之に依つて諸多の病痾・疾病の具名中、一の「心神(惘然・失度・恼乱)違例(乱)」が一九名・一九例で最も多く、以下、

「(赤斑・小・疱瘡)」(一二名・一二例) ↓ 「(赤)痢病」(七名・七例) ↓ 「温気」 「邪気」(共六名・六例宛) ↓ 「(顔・目上・

股・膝)腫(物)」 「瘡(瘡)」(共五名・五例宛) の順に続いていることが分かる。而して此等一く五の七種(四、五が各々二種宛の計七種)の具名に在

つて、同一者に一、二、三、四(「温気」)、五、「(顔・目上・股・膝)腫(物)」の五種もの具名が見られるのは、独り①(1)の

九条(藤原)頼経のみであることが知られる。此は、件の九条(藤原)頼経なる人物が將軍職就任者であり、然も、其の在任期間が他余の將軍家の其れに比して特段に長期に及んでいること、註2其れに又、彼の為人が、元来、所謂蒲柳の質で

あること、杯に其の主要なる因由を索求しえよう。之を端的に、或いは、象徴的に語り示すのが、既掲の病痾・疾病

者①く⑨の九九名中に在つて、最多の一五種ものB記載を有していることである。尚、B記載に在つて某人物のみに

しか見られず、然も、複数条に所見されるのは、

①(1)九条(藤原)頼経の(御)鼻血出(給) (36)(37)(39)の三条

②(2)宗尊親王の(御)蚊觸 (49)(52)の二条

③(9)源 頼朝の(御)齒(御)勞 (1)(3)(4)(5)(6)(7)(8)の七条

の三名の各一例宛の計三例存するに過ぎない。此の中、特に、③(9)源 頼朝の(御)齒(御)勞は、七条に互って所見される点で、特に注意されてよからう。

C記載に就いて

C記載に該当する具象事例及び之を纏めて示す表九を掲記すると、次の如くなる(各文頭に冠した数字は、各記載毎の事例番号を、各文末に付した数字は、既掲事例のそれを各々示すものである。)

a(御)平愈^(癒)記載

1 將軍家為「海邊御遊覽」。御「出于杜戸浦」。是御不例御平愈^(癒)之後御出始也。①(1)九条(藤原)頼経(35)

2 將軍家御不例平愈。今日有「御沐浴之儀」。〔同右(42)〕

3 將軍家御惱御平愈之後。令「洗御手足」給。②(2)宗尊親王(15)

4 御不豫平愈事被「申」京都。三浦遠江六郎左衛門尉時連為「御使」上洛云々。〔同右(16)〕

5 御教書云。今度御惱事。當「御祈修中」。御平愈之條。法驗嚴重之由。殊所「被」感思食也。(下略)。〔同右(17)〕

6 御惱平愈云々。〔同右(29)〕

7 依爲鬼宿曜。御修法結願云々。御惱聊御平癒云々。阿闍梨兼日申狀符合之由。及口遊云々。〔同右(56)〕

8 若君御不例平愈。依之今日。大納言法印隆弁。於棟御所賜祿。五衣一領。③(3)九条(藤原)頼嗣(13)

9 御臺所并新將軍御不例平愈之間。今日有御沐浴之儀。〔同右(18)〕

10 御不例御減之間。御修法阿闍梨隆弁。結願退出御所中。依之入道大納言被遣御馬御劍等於彼雪下本坊。隼人

正光重爲御使。被副御自筆御書。其詞曰。三位中將所勞火急之處。母儀有夢之告。即時平愈之上。經時之

病患。又以得減畢。法驗重疊。非言語之所及。可被行勸賞云々。〔同右(30)〕

11 御不例平愈云々。醫師御持僧陰陽師等預祿物云々。〔同右(34)〕

12 將軍家御不例事及御平愈云々。〔同右(40)〕

13 將軍家御不例。猶無御平愈之儀。仍於鶴岳宮。被始行信讀大般若經。④(4)源 実朝(3)

14 將軍家御病惱平愈之間。沐浴給。〔同右(4)〕

15 將軍家御不例平愈之後。有御沐浴之儀云々。〔同右(6)〕

16 將軍家御平癒之間。有御沐浴。〔同右(12)〕

17 御不例平癒之後。始御沐浴也。〔同右(15)〕

18 相州御不例平愈之間。始令洗手足給云々。⑤(5)北条時頼(8)

19 若公御平愈云々。⑥(6)源 頼家(2)

20 將軍家御不例平癒之後御沐浴也。〔同右(5)〕

21 今日。武州不例減氣之間。大納言法印隆弁。令結願行法。歸本坊。仍武州以宮内兵衛尉爲御使。被送遣劍并馬。卷絹三十疋。(中略)件不例平癒。偏依爲關東大慶也云々。⑨(8)北条経時(5)

22 齒御勞事。聊御平癒之間。自御舟歷海浦。渡御三崎。有御遊覽等。⑩(9)源頼朝(8)

23 爲覽新造堂舎。將軍家渡御大倉。(中略)此間善信於御前申云。去建久九年十二月之比。夢想云。善信爲先君御共。赴大倉山辺。爰有一老翁云。此地。清和御宇。文屋康秀爲相模丞所住也。可建精舎。我欲爲鎮守云々。夢覺之後。上啓此由。于時幕下將軍御病中也。忽催御信心。若及御平癒者。可有堂舎造營之由。被仰之處。翌年正月薨御。不被果之條。愚意潛爲恨。而當御代依自然御願。有此草創。〔同右

(9)

24 前大膳大夫入道覺阿所勞平癒之間。今日沐浴。但眼精暗兮。不能分黑白云々。⑩(11)大江広元(5)

25 相州室家聊病惱。無程平癒。懷孕瑞相歟云々。⑪(11)北条時頼室家(北条重時子女)(1)

26 山城廷尉自京都歸參。院御惱事。自七月十日。連日御瘧病也。有智高僧面々雖勵修驗。無御減之儀。而同廿五日。前陰陽博士道昌於赤山修泰山府君祭。翌日御平癒。仍道昌被聽勅勘云々。⑫(13)後鳥羽院

(3)

27 奥州禪門病惱今夕平癒。心神復本云々。⑬(13)北条重時(3)

28 丹後内侍違例平癒。日來病惱之間。二品及御立願之處。今日聊御安堵云々。⑭(15)丹後内侍(2)

29 參州瘧病平愈之間。今日始出仕。專光房施効驗之由依被申。二品有御感。剩被遣御馬於彼坊云々。③①

(15)源 範賴(2)

30 御臺所并新將軍御不例平愈之間。今日有御沐浴之儀。③④(15)九条(藤原)賴經御臺所(二位殿)(2) → ③(3)九条(藤

原)賴嗣(18)

31 又駿河國岡邊權守泰綱。此間依病惱。御堂供養并御坐黃瀬河之時不參向。近日適平愈。聞可有御上洛

事。扶悴衰之身。先參鎌倉。可候御共之由申之。④⑤(16)岡邊泰綱(1)

b 復本(本復)記載

1 亥剋。將軍家俄御不例。御確乱敷。諸人驚騷。侍医時長施医術之間。小選令復本御。仍賜御劔。①(1)九条

(藤原)賴經(53)

2 御惱事温氣悉散。御心神復本。太快然云々。②(2)宗尊親王(13)

3 御惱事令復本御。聞食御膳云々。〔同右(31)〕

4 將軍家御惱令復本御。〔同右(35)〕

5 二男若公俄御病惱。驚騷之處。令復本御云々。④(4)源 実朝(1)

6 將軍家御不例令復本給之間。有御沐浴。〔同右(9)〕

7 御臺所御不例事。已令復本給。是只御懷孕故之由。医师三條左近將監申之云々。⑦(7)北条政子(3)

8 辰刻。二品御絶入。諸人成群。然而即令復本御。逐日御增氣之間。昨十五日可令移于新御所給之由。被

仰之處。甲辰日有憚之。〔同右(10)〕

9 武州御違例事復本給。午剋御沐浴云々。⑧(7)北条泰時(2)

10 大姫君御不例復本御。日來所被致懇祈也。是御邪氣云々。⑩(9)源大姫(3)

11 姫君御不例復本給之間。有御沐浴。然而非可有御侍始終事之由。人皆含愁緒。是偏御歎息之所積也。〔同右(7)〕

12 大姫公日來御病惱。寢食乖例。身心非常。偏邪氣之所致歟。護念上人依仰被奉加持之。仍今日令復本給。緯之嚴重。法之効驗。將軍殊隨喜給。勸賞求其次。〔同右(9)〕

13 武衛渡御景廉車大路家。令訪病痾給。自今晚。心神復本之由申之。即令候御共。參小中太家云々。

⑭(11)加藤景廉(3)

14 相州室家聊病惱。奥州渡御。諸人奔集列。而不經幾程。被復本云々。⑰(11)北条時頼室家(北条重時子女)(2)

15 大和守重弘自京都參着。上皇御惱事。已令復本御。依此御事。去月二日被行非常赦。⑱(12)後白河法

皇(2)

16 兵庫頭自京都下着。禪定殿下御不例本復。去十二日御沐浴云々。⑲(12)九条(藤原)道家(4)

17 奥州禪門病惱今夕平癒。心神復本云々。⑳(13)北条重時(3)

18 今日。相州政村。被頓寫一日經。是息女惱邪氣。依比企判官能員女子靈託。爲資彼苦患也。入夜有供養之儀。請若宮別當僧正爲唱導。說法最中。件姫君惱乱。出舌舐脣。動身延足。偏似蛇身之令出現。

爲聽聞靈氣來臨之由云々。僧正令加持之後。惘然而止言。如眠而復本云々。③⑦(15)北条政村子女(北条業時室家)(2)

19 今日。遠江七郎時基頓病。已他界之由風聞之間。名越邊物念。但少時復本云々。⑨④(16)北条時基(1)

C(御)平減記載

1 依御惱事。被行四角四境鬼氣祭。(中略)今日御平減云々。②(2)宗尊親王(12)

2 午尅。御惱御平減之後。有御沐浴之儀。〔同右(17)〕

3 將軍家令煩御痢病御。但無程御平減云々。〔同右(48)〕

4 將軍家御不例平減之間。今日未刻有御沐浴之儀。③(3)九条藤原賴嗣(21)

5 前武州所勞御平減以後。今日御沐浴。⑧(7)北条泰時(7)

6 武州御不例事平減之間。今日令沐浴給。⑨(8)北条經時(2)

7 武州不例平減事。併依大納言法印隆弁。祈精功之由。有其沙汰。〔同右(4)〕

8 相州室不例事平減云々。⑩(11)北条時賴室家(北条重時子女)(6)

9 若君御前不例令平減賜云々。⑫(12)九条藤原賴經子息乙若(5)

10 今日。奥州禪門被遣馬并南庭五。劔等於若宮僧正坊。(中略)依所勞之平減也。⑭(13)北条重時(4)

11 今夜被行四角四堺鬼氣祭。是近日咳病温氣流布。貴賤上下無免之間。(中略)兩若君有此御患。今若君于今無

御平減云々。⑮(16)九条藤原賴經子息今若(1) → ⑯(12)九条藤原賴經子息乙若(1)

d(御)減氣記載

- 1 將軍家御不例御減氣之間。有御沐浴之儀云々。①(1)九条藤原賴經(6)
- 2 武州為御沙汰。將軍家御不例之御祈。三萬六千神已下之御祭被行之。自今日聊有御減氣云々。〔同右(12)〕
- 3 御惱事。當于御修法結願之日。可有御減氣之由。大阿闍梨申入之云々。②(2)宗尊親王(55)
- 4 若君御前御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。御湯加持常住院大僧正坊云々。③(3)九条藤原賴嗣(14)
- 5 御不例事。聊有御減氣云々。〔同右(29)〕
- 6 將軍家御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。〔同右(32)〕
- 7 相州赤痢病事減氣云々。⑤(5)北条時賴(11)
- 8 今日。武州不例減氣之間。大納言法印隆弁。令結願行法。歸本坊。(中略)件不例平噲。偏依為關東大慶也云々。⑨(8)北条經時(5)
- 9 御不例減氣之間。相具右武衛。御參勝長壽院。永福寺等。⑪(9)源賴朝(2)
- 10 相州室御産之後。有痢病之惱。已及數日。然押有沐浴事。忽減氣屬之可賜之由。被別當法印申。産穢雖不幾。入産所可被為加持之由。相州頻依有御所望。則參入奉加持云云。⑰(11)北条時賴室家(北条重時子女)(3)
- 11 寅剋。武州病患屬減氣。汗太降云々。⑲(14)北条長時(2)
- 12 武州室所勞減氣之間。有沐浴之儀云々。⑳(15)北条長時室家(北条時盛子女)(2)

13 越後守朝時。日來不例依屬減氣。今日沐浴云々。(70)北條朝時(1)

14 大納言法印隆弁自京都歸參。去六月十日。爲皇子誕生御加持。加之。同廿一日祈今出河入道相國瘧病。忽令屬減氣。旁顯効驗之由云々。(82)(16)西園寺(藤原)公經(1)

e(御)減記載

1 御不例御減。諸人安堵云々。權侍医良基施医術。効驗之故也。(1)(1)九条(藤原)賴經(23)

2 將軍家自卯刻。有御咳病之氣。赤斑瘡御減之間。今日可有御沐浴之由。兼日被定之處。依此御事延引云々。(同右(24))

3 今朝御腫聊令減給云々。(同右(33))

4 今日。御不例御減之後。御沐浴。醫師時長朝臣祇候云々。(同右(56))

5 將軍家御不例事。自昨日御減云々。(同右(64))

6 大殿御勞事頗增氣。令結番醫師。雖被加御療治。未及御減。仍今日有御占。(同右(71))

7 將軍家御惱。聊御減。被聞食御粥云々。(2)(2)宗尊親王(6)

8 將軍家御惱聊令屬減御。(同右(41))

9 戌刻。若君御不例猶無御減之間。被始御祈。(3)(3)九条(藤原)賴嗣(1)

10 將軍家御不例事。依丹祈玄應。可有御減之由。有彼母儀二品御夢。(同右(28))

11 御不例御減之間。御修法阿闍梨隆弁。結願退出御所中。依之入道大納言被遣御馬御劍等於彼雪下本坊。隼人

正光重為御使。被副御自筆御書。其詞曰。三位中將所勞火急之處。母儀有夢之告。即時平愈之上。經時之病患。又以得減畢。法驗重疊。非言語之所及。可被行勸賞云々。〔同右(30)〕

12 彼御不例聊御減云々。⑦(7)北条政子(7)

13 ⑧(8)北条經時(6) → ③(3)九条(藤原)賴嗣(30)

14 姫君御不例御減。有御湯殿始云々。⑩(9)源大姫(5)

15 京都飛脚到來。院御惱御減之由申之。⑬(10)後嵯峨院(4)

16 今日。三浦式部太郎左衛門尉光政爲使節上洛。御惱御減事依被賀申也。〔同右(5)〕

17 乙若君御前御不例事。未及御減。仍午刻爲參河前司教隆奉行。召陰陽師等。可有護身否。被尋問之。

⑳(12)九条(藤原)賴經子息乙若(2)

18 山城廷尉自京都歸參。院御惱事。自七月十日。連日御瘧病也。有智高僧面々雖勵修驗。無御減之儀。

而同廿五日。前陰陽博士道昌於赤山修泰山府君祭。翌日御平愈。仍道昌被聽勅勘云々。㉒(13)後鳥羽院(3)

19 姫君御不例御減之間。今日午刻。於竹御所。有御沐浴云々。㉗(14)九条(藤原)賴經子女(竹御所子女)(3)

f(御)平復記載

1 若君御平復之間。今日午刻。有御沐浴之儀。③(3)九条(藤原)賴嗣(4)

2 午刻。京都飛脚到着。院御瘧病。去廿一日平復。⑬(10)後嵯峨院(8)

g(御)少減記載

1 御不例聊御少減云々。今日於御持佛堂。御護佛被供養。導師弁僧正定豪。①(1)九条(藤原)賴經(22)

2 將軍家御不例頗御辛苦戌一點御少減云々。〔同右(31)〕

3 將軍家聊御不例。經兩時之後御少減。霍乱歟。〔同右(61)〕

4 兩御所御不例事。今朝聊有御少減氣云々。〔同右(69)〕

5 若君御少減。聊聞食御膳。然而猶為御祈禱。於御所被修不動護摩。③(3)九条(藤原)賴嗣(10)

6 ③(3)九条(藤原)賴嗣(17) ↓ ①(1)九条(藤原)賴經(69)

7 將軍家御病痾少減。愁以保壽算給。而令聞若君并能員滅亡事給。⑥(6)源 賴家(13)

8 於武州第。法印隆弁。被修如意輪供。依有不例氣也。而勤修當于七ケ日。忽令得少減給云々。⑨(8)

北条經時(3)

9 御臺所御不例事御少減云々。今日。依御不例事。小山下野入道。宇都宮修理亮等自彼國參上云々。⑳(14)九条

(藤原)賴經御臺所(源 賴家子女竹御所)(2)

10 上総介義兼北方頓病。頗危急。(中略)依之諸人群集。及晚得少減。邪氣云々。④(16)足利義兼室家(北条時政子

女)(1)

11 秋田城介義景喘息脚氣不食等所勞計會云々。得少減之間。今日及沐浴云々。⑧(16)安達義景(1)

h 增氣記載

1 御不例增氣。仍去十六日未役之輩被仰付。七座泰山府君祭被行之。①(1)九条(藤原)賴經(18)

2 大殿御勞事頗增氣。令結番醫師。雖被加御療治。未及御減。仍今日有御占。〔同右(7)〕

3 自昨日將軍家御惱。今日戌刻御增氣。仍相州令參給。②(2)宗尊親王(18)

4 御惱增氣之間。若宮別當僧正隆弁修不動護摩。〔同右(23)〕

5 將軍家御不例事。日來聊雖有御温氣。不及驚御沙汰。今朝御增氣之間。被始行御折等云々。③(3)九条

(藤原)頼嗣(19)

6 御不例事者。御頸癭令腫給。頗增氣。邪氣相交御之由。有其沙汰。〔同右(23)〕

7 將軍家御腫物事增氣。時長。以長等朝臣參候云々。〔同右(31)〕

8 將軍家御不例。追日增氣。仍於鶴岳寶前。被供養八万四千基泥塔。⑥(6)源頼家(11)

9 二位家御不例自去七日御增氣。爲御祈。武州爲御沙汰。有三万六千神御祭。⑦(7)北条政子(9)

10 辰刻。二品御絶入。諸人成群。然而即令復本御。逐日御增氣之間。昨十五日可令移于新御所給之由。被

仰之處。甲辰日有憚之。可爲來廿一日之由。陰陽師勘申。仍延引畢。〔同右(10)〕

11 申尅。赤木左衛門尉平忠光爲六波羅飛脚參着。(中略)即於前武州庭上下馬。去十三日法性寺禪閣御不例。殊

御增氣之由申之。⑨(12)九条(藤原)道家(1)

12 修理亮時氏。此間病惱。自今日未尅。俄增氣。武州被凝數ヶ丹祈云々。⑫(16)北条時氏(1)

13 京都飛脚參着。殿下去二月廿一日以後。御不例追日增氣之間。攝録大殿御還着之由申之云々。⑬(16)九条(藤原)

教実(1)

i 更(再)發

- 1 午刻。將軍家御不例。御顏腫。去年十二月七日初有此事。其後間更發御。①(1)九条(藤原)賴經(32)
- 2 申刻。依若君御不例更發。復被行御祭七座。③(3)九条(藤原)賴嗣(11)
- 3 武州不例再發給之處。今日酉剋俄絶入。鎌倉中驚騷也。⑨(8)北条經時(7)
- 4 齒御勞再發云々。⑪(9)源 賴朝(3)
- 5 將軍家御齒御勞再發云々。〔同右(7)〕
- 6 京都飛脚參着。去十五日以後。院御瘡御更發之由申之。⑬(10)後嵯峨院(6)

i 餘氣記載

- 1 今日又將軍家御參宮。馬場流鏑馬以下儀如例。御不例雖有餘氣抑以兩日御出。是依為嚴重神事。武州被申行之故也。①(1)九条(藤原)賴經(34)
- 2 將軍家依御庖瘡餘氣。御股御膝腫物号押領使。廿余ヶ處令出給。〔同右(49)〕
- 3 依御不例餘氣。為御祈被行冥道供。〔同右(50)〕
- 4 御不例餘氣不令散給事。若土公奉成崇敷之由。有職人々依申之。〔同右(51)〕
- 5 今日御逗留于萱津宿。依去夜御不例餘氣御也。〔同右(54)〕
- 6 將軍家御移徙之後。今日始御參鶴岡八幡宮。雖有御惱餘氣抑御出。御車御直衣云々。②(2)宗尊親王(19)
- 7 立春節分御方違事。御惱餘氣未令散御之間。渡御々所西對北妻云々。〔同右(20)〕

- 8 鶴岳宮一切經會。將軍家依_レ疱瘡御餘氣無_レ御出。武州為_レ奉幣御使。④(4)源 実朝(13)
- 9 將軍家聊御病惱。諸人奔走。但無_レ殊御事。是若去夜御淵醉餘氣歟。〔同右(23)〕
- 10 前武州御病痾餘氣猶不散之間。雖未_レ及沐浴。被_レ載御判於御下知等狀事。連日更不被_レ懈緩云々。⑧(7)
- 北条泰時(6)

k(殊)(太)(頗)(御)辛苦記載

- 1 御不例殊御辛苦。仍重而有御祈等。①(1)九条(藤原)賴經(21)
- 2 將軍家御不例頗御辛苦戊一點御少減云々。〔同右(31)〕
- 3 今日。自_二一條殿被_レ進_一小車。御賞翫。聊如_レ休御辛苦云々。③(3)九条(藤原)賴嗣(24)
- 4 戊尅。將軍家俄以御病惱。御心神辛苦。非直也事云々。⑥(6)源 賴家(6)
- 5 將軍家御不例太辛苦云々。〔同右(8)〕
- 6 卯尅。大姫君御違例太御辛苦之。諸人群參云々。⑩(9)源 大姫(2)
- 7 若君御前俄不例。頗御辛苦。諸人群集。營中周章云々。⑫(12)九条(藤原)賴經子息乙若(4)
- 8 匠作俄御違例。辰刻以後殊辛苦。及_二日中_一。前武州。足利左典廐等令_二至訪_一給云々。⑫(13)北条時房(連)(4)
- 9 御臺所御不例。今日々中以後。頗御辛苦云々。仍被_レ行御祈等。⑭(14)九条(藤原)賴經御臺所(源 賴家子女竹御所)(1)
- 10 又武州長時。頓病辛苦云々。⑭(14)北条長時(1)
- 11 新田四郎忠常病惱太辛苦。已欲_レ及_二死門_一。仍_二品渡_一御彼宅。令_レ訪_レ之給云々。⑮(16)新(仁)田忠常(1)

12 千葉介成胤病惱太辛苦。心神失度云々。將軍家令訪給之。被遣御使東平太所重胤。⑥⑬千葉成胤(1)

1 危急記載

1 最明寺禪室御不例已及危急之間。尊家法印修法華護摩。⑤⑤北条時頼(15)

2 相州禪室御病痾。緯已及危急。仍有渡御于最明寺北亭。〔同右(17)〕

3 御病惱既危急之間。被始行數ヶ御祈禱等。⑥⑥源頼家(7)

4 將軍家御不例。緯危急之間。有御讓補沙汰。〔同右(10)〕

5 辰刻。二品東御所令渡御給。是御違例既危急之故也。⑦⑦北条政子(12)

6 武州有御病惱事。頗危急之間。及所療逆修等之儀云々。⑨⑧北条經時(8)

7 武州御不例事。危急之上。執權既及讓補儀之間。今日。被落餅畢。〔同右(10)〕

8 將軍家姫君自夜御不例。是雖爲恒事。今日殊危急。志水殿有事之後。御悲歎之故。追日御憔悴。⑩⑨源

大姫(6)

9 愁以赴西海之處。病痾已及危急。縱雖墜命。爲國敵被討之由。可被思食候歎之趣。可披露者。⑭⑭

(11)加藤景廉(5)

10 又故將軍姫君。号乙姫君。字三幡。自去比御病惱。御温氣也。頗及危急。尼御臺所諸社有祈願。⑮⑮源三幡(1)

11 廣元朝臣病惱危急之間。爲令見訪之給。右京兆渡御于彼亭。⑯⑯大江広元(3)

12 廣元朝臣使者自京都參着。去十三日入夜入洛云々。法皇御惱殆危急。仍御劔則奉送石清水之由申之。⑰⑰

(12)後白河法皇(5)

13 巳刻。相州頓病惱。頗危急也。仍被召驗者賴益云々。(21)(13)北条時房(連)(2)

14 辰尅。前奥州義時病惱。日者御心神雖令違乱。又無殊事。而今度已及危急。仍招請陰陽師國道。(中略)泰

貞等也。有卜筮。(中略)此外。泰山府君。天曹地府祭等數座也。是存懇志之人面々所令修也。但隨移時

弥危急云々。(25)(14)北条義時(3)

15 前大膳大夫入道云。(中略)只今夜中。武州雖一身。被揚鞭者。東土悉可如雲之從龍者。京兆殊甘心。但大

夫屬入道善信為宿老。此程老病危急之間籠居。(26)(14)善康(善信)(2)

16 大夫屬入道善信老病危急。露命不知旦暮。仍辭退問註所執事之間。以男民部大夫康俊補其替云々。(同

右(3))

17 伊賀次郎左衛門尉光宗補政所執事。信濃前司行光依病痾危急。辭退替云々。(32)(15)二階堂行光(2)

18 伊豆國北條飛脚到來。右京兆後室禪尼。去十二日以後病惱。自昨日巳刻及危急之由申之。(33)(15)北条義時室

家(伊賀朝光子女)(2)

19 雜色時澤爲使節上洛。是園城寺長吏僧正房覺痢病危急之由。依有其聞。被訪申之故也。(42)(16)房覺(1)

20 上総介義兼北方頓病。頗危急。爲令訪給之。御臺所渡御彼宿所。是爲御姉妹之故也。(49)(16)足利義兼室家

(北条時政子女)(1)

21 自奥州御還向之處。葛西三郎清重母所勞之由。於路次被聞食之間。遣御使於葛西住所。令訪之給。彼

使者。今日參_レ着_レ于鎌倉。所勞無_レ指_レ危急事云々。(53)(16)葛西清重生母(1)

22 小栗十郎重成郎從馳參。以_レ梶原景時申云。重成今年爲_レ鹿嶋造營行事之處。自_レ去比所勞太危急。見_レ其體非直也事。頗可_レ謂_レ物狂_レ歟。稱_レ神託。常吐_レ無窮詞云々。(57)(16)小栗重成(1)

23 令_レ着_レ御于美濃國青波賀驛。(中略)爰稻毛三郎重成妻。北條殿息女。於_レ武藏國。病惱太危急之由。飛脚到着。(58)(16)稻毛

重成室家(北条時政子女)(1)

24 加賀前司康俊依_レ所勞危急。辭_レ申問注所執事之間。以_レ子息民部大夫康持。可_レ爲_レ其替之旨。被_レ仰下云々。

(80)(16)三善康俊(1)

25 足利左馬頭入道正義病惱已及_レ危急之間。爲_レ訪之。相州令_レ向_レ彼第給云々。(89)(16)足利義氏(正義)(1)

26 民部大夫康連依_レ病痾危急。辭_レ問注所執事。子息康宗補_レ其闕。(92)(16)三善康連(1)

27 弁法印審範長病已_レ危急。是依_レ爲_レ顯密之碩學。殊所_レ被_レ賞翫也。(96)(16)審範(1)

28 加賀前司行賴所勞危急之間。政所執事筑前三郎左衛門尉行實可_レ致_レ沙汰之由被_レ仰付云々。(98)(16)二階堂行賴(1)

m 「絶入」記載

1 辰刻。二品御_レ絶入。諸人成_レ群。然而即_レ令_レ復本御。(7)(7)北条政子(10)

2 武州不例再發給之處。今日酉剋俄_レ絶入。鎌倉中驚騷也。(9)(8)北条経時(7)

3 及_レ晚。加藤次景廉於_レ座席_レ絶入。諸人騷集。佐々木三郎盛綱持_レ來大幕。纏_レ景廉懷持退去。(14)(11)加藤景廉(2)

4 入_レ夜。御臺所御方女房_号千手前。於_レ御前_レ絶入。則蘇生。日來無_レ指_レ病云々。(50)(16)千手前(1)

n 「聞食御膳(粥)」 「有御食事」 記載

1 今日聊聞食御膳。良基朝臣高名之由。武州殊被感仰。且及祿物。①(1)九条(藤原)賴經(47)

2 凡此御不豫事。自去月上旬之比。時々令發給。於今者不被聞食御膳。衆人驚騷。歎息之外無他事。仍

今日御祈禱療治事。於御所及評議。②(2)宗尊親王(4)

3 將軍家御惱。聊御減。被聞食御粥云々。〔同右(6)〕

4 將軍家御温氣退散。被聞食御膳之間。諸人成安堵之思云々。〔同右(7)〕

5 御恼事令復本御。聞食御膳云々。〔同右(31)〕

6 若君御少減。聊聞食御膳。然而猶爲御祈禱。於御所被修不動護摩。③(3)九条(藤原)賴嗣(10)

7 今夕。姫君聊有御食事。上下喜悅之外無他云々。⑤(11)源三幡(5)

表九

| 病痾・疾病者 | 記載種類 | | | | | | | | | | | | 合計数 | | |
|--------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|-----|
| | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | | m | n |
| ①(1)九条(藤原)賴經 | 2 | 1 | | 2 | 6 | | 4 | 2 | 1 | 5 | 2 | | | 1 | 26 |
| ②(2)宗尊親王 | 5 | 3 | 3 | 1 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | | | | 4 | 22 |
| ③(3)九条(藤原)賴嗣 | 5 | | 1 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | | 1 | | | 1 | 21 |
| ④(4)源実朝 | 5 | 2 | | | 3 | | | | | 2 | | | | | 9 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 24 |
| | | | | | | | | | | | | | | | OPQ |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------------|
| ⑤(5)北条時頼 | ⑥(6)源 頼家 | ⑦(7)北条政子 | ⑧(7)北条泰時 | ⑨(8)北条経時 | ⑩(9)源 大姫 | ⑪(9)源 頼朝 | ⑫(10)九条(藤原)頼嗣 | 御臺所(北条時 氏子女(檜皮姫)) | ⑬(10)後嵯峨院 | ⑭(11)加藤景廉 | ⑮(11)源 三幡 | ⑯(11)大江広元 | ⑰(11)北条時頼室家 (北条重時子女) |
| 1 ○ | 2 ○ | | | 1 ○ | | 2 ○ | | | | | | 1 ○ | 1 ○ |
| | | 2 ○ | 1 ○ | | 3 ○ | | | | | 1 ○ | | | 1 ○ |
| | | | 1 ○ | 2 ○ | | | | | | | | | 1 ○ |
| | | | | 1 ○ | | 1 ○ | | | | | | | 1 ○ |
| | | | 1 ○ | 1 ○ | 1 ○ | | | | 2 ○ | | | | |
| | | | | | | | | | 1 ○ | | | | |
| | | | | | | | 1 ○ | | | | | | |
| | | | | | | 2 ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | 1 ○ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 2 | 2 | 3 | 4 | | 5 | 6 | 10 | 3 | 7 | 8 | 4 | 4 |
| 4 | 2 | 2 | 3 | 3 | | 3 | 4 | 8 | 3 | 5 | 5 | 3 | 4 |
| 6 | 6 | 6 | 6 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 12 | 12 | 14 | 18 | 6 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|----------------|---------------|----------------|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|---------------|--------|----------------|----------------|-------------|
| 家子女竹御所 | 御臺所(源 頼 | ②⑧(14)九条(藤原)頼経 | 子女(竹御所子 女) | ②⑦(14)九条(藤原)頼経 | ②⑥(14)三善康(善)信 | ②⑤(14)北条義時 | ②④(13)北条重時 | ②③(13)北条時宗 | ②②(13)後鳥羽院 | ②①(13)北条時房(連) | 子息乙若 | ②①(12)九条(藤原)頼経 | ①⑨(12)九条(藤原)道家 | ①⑧(12)後白河法皇 |
| | | | | | | | 1 ○ | | 1 ○ | | | | | |
| | | | | | | | 1 ○ | | | | 1 ○ | | 1 ○ | 1 ○ |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 1 ○ | | | | | | 1 ○ | 1 ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 1 ○ | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 ○ | | | | | | | | | | 1 ○ | 1 ○ | | | |
| | | | | | | | | | | 1 ○ | | | | 1 ○ |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 2 3 | | 1 1 3 | | 2 1 3 | 1 1 3 | 3 3 4 | 4 | 2 2 4 | 2 2 4 | 3 3 5 | | 2 2 5 | 2 2 5 | 2 2 5 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------------|----------------|---------------|----------|------------------|----------------|-------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------------|--------------|----------------|-----------------|----------------|
| ⑤③ (16)葛西清重生母 | ⑤② (16)吉田(藤原)経房 | ⑤① (16)大友能直 | ⑤① (16)千手前 | (北条時政子女) | ④⑨ (16)足利義兼室家 | ④⑧ (16)千葉常胤 | ④⑦ (16)新(仁)田忠常 | ④⑥ (16)雑色浜四郎 | ④⑤ (16)岡邊泰綱 | ④④ (16)源 義経 | ④③ (16)一条(藤原)能保 | ④② (16)房覚 | ④① (16)平 知盛 | ④① (16)加々美長清 | ③⑨ (16)加藤光員 |
| | | | | | | | | | 1 ○ | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 1 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 2 1 | 1 | 1 1 1 | 1 | 1 1 1 | 1 | 1 | 1 1 1 | 1 | 1 | 1 |

れているかを纏めて示す表九とを掲げたが、茲では、其等の列挙史料と表示とに基拠して、

- (一) a ~ n なる各記載の爲されている員数(A)
- (二) 其等各記載の所見される回数(B)
- (三) 其等各記載の各人別記載回数合計(O)
- (四) 其等各記載の各人別記載種類数合計(P)
- (五) 各人別記載条数合計(Q)

の五項目の各々に就いて、氏族との関わりの上から検討を加えてみようと思う。

(一) 即ち(A)及び(二) 即ち(B)に就いて

先ず、(一)と(二) 即ち(A)と(B)とを併せて、之を l(二四名) → a(二六名) → b(二三名) → d(二一名) → e·k(共に一〇名宛)

↓ c·h(共に八名宛) → g(七名) → i(五名) → j·m·n(共に四名宛) → f(二名)と謂う(A)の卓越する順次に随つてみてゆ

くこととする(茲では一応、多数の員数・回数がみられる皇族・源・藤原・北条の四氏族の場合を除き、員数にして二名、回数にして二回以下しかみられぬ諸氏族に在つては、之を考慮外とし、是れは、他余の諸記載の場合に就いても同様である。又、傍線付記部分の数字は、病・疾病者の各事例番号、下段数字は、当該人物に関する各記載の、回数・種類数・所見条数を示す。以下同様。)

1 記載に就いて

北条氏……………⑤(5)2、⑦(7)1、⑨(8)2、⑳(13)1、㉕(14)1、㉙(16)1、㉛(16)1、の七名・九回

源氏……………⑥(6)2、⑩(9)1、⑮(11)1、の三名・四回

三善氏……………㉖(14)2、⑧(16)1、㉑(16)1、の三名・四回

二階堂氏……………③②(15)1、⑨⑧(16)1、の二名・二回

皇族……………⑱(12)1、の一名・一回

となつて、北条氏が員数(七名)・回数(九回)共に最も卓越し、以下、源・三善両氏(共に員数三名、回数四回)→二階堂氏(員数二名、回数二回)
↓皇族(員数一名、回数一回)の順に続いている。

a 記載に就いて

源氏……………④(4)5、⑥(6)2、⑪(9)2、⑳(15)1、の四名・一〇回

北条氏……………⑤(5)1、⑨(8)1、⑱(11)1、㉔(13)1、の四名・四回

藤原氏……………①(1)2、③(3)5、㉓(15)1、の三名・八回

皇族……………②(2)5、㉒(13)1、の二名・六回

となつて、員数面では、北条・源両氏が共に四名宛で最も多く、以下、藤原氏(三名)→皇族(二名)の順に続き、回数面では、源氏が一〇回で最も多く、以下、藤原氏(八回)→皇族(六回)→北条氏(四回)の順に続いている。

b 記載に就いて

北条氏……………⑦(7)2、⑧(7)1、⑱(11)1、㉔(13)1、㉓(15)1、⑨④(16)1、の六名・七回

藤原氏……………①(1)1、⑱(12)1、の二名・二回

皇族……………②(2)3、⑱(12)1、の二名・四回

源氏……………④(4)2、⑩(9)3、の二名・五回

となつて、北条氏が員数(六名)・回数(七回)共に最も優越し、以下、員数では、藤原・皇族・源三氏が共に二名宛で続き、回数では、源氏(五回)→皇族(四回)→藤原氏(二回)の順に続いている。

d 記載に就いて

北条氏……………⑤(5)1、⑨(8)1、⑰(11)1、⑳(14)1、㉓(15)1、㉗(16)1、の六名・六回

藤原氏……………①(1)2、③(3)3、㉒(16)1、の三名・六回

皇族……………②(2)1、の一名・一回

源氏……………⑪(9)1、の一名・一回

となつて、員数面では、北条氏が六名で最も多く、以下、藤原氏(三名)→皇族・源両氏(共に一)の順に続き、回数面では、北条・藤原両氏が共に六回宛で最も多く、以下、皇族・源両氏(共に一回宛)が続いている。

e 記載に就いて

藤原氏……………①(1)6、③(3)3、⑳(12)1、㉗(14)1、の四名・一一回

皇族……………②(2)2、⑬(10)2、㉒(13)1、の三名・五回

北条氏……………⑦(7)1、⑨(8)1、の二名・二回

源氏……………⑩(9)1、の一名・一回

となつて、員数・回数両面に於いて、藤原氏が最も多く、以下、皇族(三名・五回)→北条氏(二名・二回)→源氏(一名・一回)の順に続いている。

k 記載に就いて

藤原氏……………①(1)2、③(3)1、⑳(12)1、の三名・四回

源氏……………⑥(6)2、⑩(9)1、㉘(14)1、の三名・四回

北条氏……………㉑(13)1、㉙(14)1、の二名・二回

となつて、員数・回数両面に於いて、藤原・源両氏が共に三名、四回宛で最も多く、之に北条氏が二名・二回で続いている。

c 記載に就いて

北条氏……………⑧(7)1、⑨(8)2、⑰(11)1、㉔(13)1、の四名・五回

藤原氏……………③(3)1、㉒(12)1、㉓(16)1、の三名・三回

皇族……………②(2)3、の一名・三回

となつて、員数・回数両面に於いて、北条氏が四名・五回で最も多く、以下、員数面では、藤原氏(三名)→皇族(一名)の順に続き、回数面では、藤原・皇族両氏が共に三回宛で続いている。

h 記載に就いて

藤原氏……………①(1)2、③(3)3、⑱(12)1、㉗(16)1、の四名・七回

北条氏……………⑦(7)2、㉖(16)1、の二名・三回

皇族……………②(2)2、の一名・二回

源氏……………⑥(6)1、の一名・一回

となつて、員数・回数両面に於いて、藤原氏が四名・七回で最も多く、以下、員数面では、北条氏(二名)→皇族・源
両氏(共に一名宛)の順に続き、回数面では、北条氏(三回)→皇族(二回)→源氏(一回)の順に続いている。

g記載に就いて

藤原氏……………①(1)4、③(3)2、の二名・六回

源氏……………⑥(6)1、②⑧(14)1、の二名・二回

北条氏……………⑨(8)1、④⑨(16)1、の二名・二回

となつて、員数面では、藤原・源・北条三氏が共に二名宛で最も多く、回数面では、藤原氏が六回で最も多く、以下、
源・北条両氏が二回宛で続いている。

i記載に就いて

藤原氏……………①(1)1、③(3)1、の二名・二回

北条氏……………⑨(8)1、の一名・一回

源氏……………⑪(9)2、の一名・二回

皇族……………⑬(10)1、の一名・一回

となつて、員数面では、藤原氏が二名で最も多く、以下、北条・源・皇族三氏が共に一名宛で続き、回数面では、藤
原・源両氏が共に二回宛で最も多く、以下、北条・皇族両氏が一回宛で続いている。

j 記載に就いて

藤原氏……………①(1)5、の一名・五回

皇族……………②(2)2、の一名・二回

源氏……………④(4)2、の一名・二回

北条氏……………⑧(7)1、の一名・一回

となつて、員数面では、藤原・皇族・源・北条の四氏に各一名宛みられるのみであり、回数面では、藤原氏が五回で最も多く、以下、皇族・源両氏(共に二回宛)→北条氏(一回)の順に続いている。

m 記載に就いて

北条氏……………⑦(7)1、⑨(8)1、の二名・二回

となつて、件の記載は、藤原・皇族・源三氏にみられず、北条氏に二名・二回みられるのみである。

n 記載に就いて

藤原氏……………①(1)1、③(3)1、の二名・二回

皇族……………②(2)4、の一名・四回

源氏……………⑮(11)1、の一名・一回

となつて、員数面では、藤原氏が二名で最も多く、以下、皇族・源両氏(各一名宛)が続き、回数面では、皇族が四回で最も多く、以下、藤原氏(二回)→源氏(一回)の順に続いている。

f 記載に就いて

藤原氏……………③(3)1、の一名・一回

皇族……………⑬(10)1、の一名・一回

となつて、件の記載は、源・北条両氏にはみられず、藤原・皇族両氏に各一名・各一回宛みられるのみである。

以上、(一)、即ち(A)と(二)、即ち(B)とに就いて併述したが、次は(三)、即ち(O)に就いて述べてみよう。

(三)、即ち(O)に就いて

a & nなる一四種類に及ぶ記載が、各人別に各々幾回宛表出されているか、之を氏族別に纏めて、回数 of 優越順次に随つて示すと、左記の如くなる。

藤原氏……………①(1)26、③(3)21、⑬(12)2、⑲(12)3、⑳(12)3、㉓(14)1、㉔(15)1、㉗(16)1、㉘(16)1、㉙(16)1、

の計五七回

北条氏……………⑤(5)4、⑦(7)7、⑧(7)3、⑨(8)10、⑰(11)4、⑳(13)2、㉔(13)3、㉕(14)1、㉙(14)2、

㉚(15)1、㉛(15)1、㉜(16)2、㉝(16)1、㉞(16)1、㉟(16)1、の計四四回

源氏……………④(4)9、⑥(6)8、⑩(9)6、⑪(9)5、⑮(11)2、㉒(14)2、㉓(15)1、の計三三回

皇族……………②(2)22、⑬(10)4、⑱(12)2、㉒(13)2、の計三〇回

三善氏……………⑳(14)2、㉑(16)1、㉒(16)1、の計四回

二階堂氏……………㉚(15)1、㉛(16)1、の計二回

之に依つて、(○)に関しては、藤原氏が五七回で最も多く、北条氏が四四回で其れに次ぎ、以下、源氏(三三回)→皇族(三〇回)→三善氏(四回)→二階堂氏(二回)の順に続いていることが分かる。

次は(四)、即ち(P)に就いて述べてみよう。

(四)、即ち(P)に就いて

a ~ nなる一四種類に及ぶ記載が、各人別に各々幾種類宛表出されているか、之を氏族別に纏めて、種類数の優越順次に随つて示すと、左記の如くなる。

北条氏……………⑤(5)3、⑦(7)5、⑧(7)3、⑨(8)8、⑪(11)4、⑫(13)2、⑬(13)3、⑭(14)1、⑮(14)2、

⑯(15)1、⑰(15)1、⑱(16)2、⑲(16)1、⑳(16)1、㉑(16)1、㉒(16)1、㉓(16)1、の三九種類

藤原氏……………①(1)10、③(3)10、⑫(12)2、⑬(12)3、⑭(14)1、⑮(15)1、⑰(16)1、⑱(16)1、㉑(16)1、㉒(16)1、

の三〇種類

源氏……………④(4)3、⑥(6)5、⑩(9)4、⑪(9)3、⑮(11)2、⑲(14)2、⑳(15)1、の二〇種類

皇族……………②(2)8、⑬(10)3、⑱(12)2、㉑(13)2、の一五種類

三善氏……………⑯(14)1、⑳(16)1、㉑(16)1、の三種類

二階堂氏……………⑳(15)1、㉑(16)1、の二種類

之に依つて、此の(P)に関しては、北条氏が三九種類で最も多く、以下、藤原氏(三〇種類)→源氏(二〇種類)→皇族(一五種類)→三善氏(三種類)→二階堂氏(二種類)の順に続いていることが知られる。

最後に(五)、各人別記載条数合計、即ち(Q)に就いて述べてみよう。

(五)、即ち(Q)に就いて

病痾・疾病者九九名の各個人の所見条数を、氏族別に纏めてみるに、(茲では氏族別条数が五条以上のものに限定してある。)

藤原氏……………①(1)73、③(3)40、⑯(12)5、⑳(12)5、㉓(14)3、⑳(15)2、④③(16)1、⑤②(16)1、

⑥⑥(16)1、⑦③(16)1、⑦⑦(16)1、⑧①(16)1、⑧②(16)1、⑧③(16)1、⑨⑨(16)1、の二三八条

北条氏……………⑤(5)18、⑦(7)12、⑧(7)12、⑨(8)10、⑫(10)8、⑰(11)6、⑳(13)4、㉒(13)4、

②⑤(14)3、②⑨(14)3、③⑤(15)2、③⑥(15)2、③⑦(15)2、④⑨(16)1、⑤⑤(16)1、⑤⑧(16)1、⑥①(16)1、

⑦⑦(16)1、⑦①(16)1、⑦②(16)1、⑦⑤(16)1、⑧⑤(16)1、⑧⑥(16)1、⑨⑨(16)1、⑨①(16)1、⑨③(16)1、

⑨④(16)1、⑨⑤(16)1、の一〇五条

皇族……………②(2)56、⑬(10)8、⑱(12)5、㉒(13)4、⑥⑨(16)1、⑦⑧(16)1、の七五条

源氏……………④(4)24、⑥(6)14、⑩(9)9、⑪(9)9、⑮(11)6、⑳(14)3、⑳(15)2、④④(16)1、の六八条

加藤氏……………⑭(11)6、③⑧(16)1、③⑨(16)1、の八条

大江氏……………⑯(11)6、の六条

三善氏……………⑳(14)3、⑧①(16)1、⑨②(16)1、の五条

となつて、病痾・疾病者九九名に就いての氏族別所見条数に關しては、藤原氏が二三八条で最も多く、北条氏が一〇

五条で其れに次ぎ、以下、皇族(七五条)→源氏(六八条)→加藤氏(八条)→大江氏(六条)→三善氏(五条)の順に続い

ていることが分かる。

斯くして、病痾・疾病の症状・容態・治癒に関わる $a \sim n$ なる一四種類の記載が各々一体如何なる人物に表出されているかを氏族別にトータル化してみる際に、(一)員数面に於いては如何であるか。又、(二)回数面に於いては如何であるか、と謂つた二つの面に関して検討を加えてみたが、——但し、比較のより客観化・公正化を計るべく最多事例を有する首位氏族の多寡優劣のみならず、其れ以下、即ち次位以下に在る事例を有する氏族の存在をも考慮に入れて、首位に在る事例を四点とした場合、二位に在る事例を三点、三位に在る事例を二点、四位に在る事例を一点として計算すると謂う算定方法を採用して総合的に検討を試みた結果、表十にある通り、上記の(一)に関しては、氏族別員数順位点数欄の最下部分、即ち記載種類 ($a \sim n$) 氏族別合計欄に掲げた如く、北条氏が四三点で最も卓越し、藤原氏が四〇点で其れに次ぎ、以下、源氏(三三点) → 皇族(二六点) → 三善氏(六点) → 二階堂氏(四点)の順に続いていること。又、(二)に関しては、同表の氏族別回数順位点数欄の最下部分、即ち記載種類 ($a \sim n$) 氏族別合計欄に示した如く、僅少差乍らも、北条氏が三九点で最も優越し、藤原氏が三八点で其れに次ぎ、以下、源氏(二八点) → 皇族(二五点) → 三善氏(六点) → 二階堂氏(四点)の順に続いていることを知り得る。仍つて氏族別にトータル化して眺めてみた場合、(一)の員数面、(二)の回数面の孰れに於いても、諸多の氏族中、北条氏が最も卓絶していると言い得るのである。更に(三)各人別記載回数合計(O)、(四)各人別記載種類数合計(P)、(五)各人別記載条数合計(Q)の三項目に関しては、(三)即ち(O)では、藤原氏が五七回で最も多く、北条氏が四四回で其れに次ぎ、以下、源氏(三三回) → 皇族(三〇回) → 三善氏(四回) → 二階堂氏(二回)の順に続いており、(四)即ち(P)では、北条氏が三九種類で最も多く、藤原氏が三〇種類で其れに次ぎ、以

下、源氏(二〇種類)→皇族(一五種類)→三善氏(三種類)→二階堂氏(二種類)の順に続いており、而して、(五)即ち(Q)では、藤原氏が一三八条で最も多く、北条氏が一〇五条で其れに次ぎ、以下、皇族(七五条)→源氏(六八条)→加藤氏(八条)→大江氏(六条)→三善氏(五条)の順に続いていることを明らかにし得るのである。之に依り、(〇)(P)(Q)三項目の中、(〇)(Q)二項目では藤原氏、(P)一項目では北条氏が各々、諸多の氏族中、最も卓越していることを知り得るが、此の藤原氏が最も卓越する(〇)(Q)の両項目とて、同氏が①(一)九条(藤原)頼経(〇)二六回、(Q)七三条)及び③(三)九条(藤原)頼嗣(〇)二一回、(Q)四〇条)の両將軍職就任者を擁していると謂う条件の差に外ならず、実に此の藤原・北条両氏の差は、其等両將軍家の中、回数、条数共に少ない方の後者の將軍家一人分よりも尙少ない数値に過ぎないのである。之を要するに、源氏・藤原氏・皇族に出自する各歴代將軍家の事績・行跡を中心に其の叙述が展開されている『吾妻鏡』と謂う史籍の有り様を念慮するならば、既述した北条氏の(一)即ち(A)、(二)即ち(B)、及び(四)即ち(P)、の三項目に関する記載に就いては固よりのこと、此等に加えて件の(三)即ち(〇)、(五)即ち(Q)、の両項目に関する記載に就いても、其の有する卓越性を十分に認知し得るのである。

| 氏族別回数順位点数 |
|---|
| 源氏4 藤原氏3 皇族2 北条氏1 |
| 北条氏4 源氏3 皇族2 藤原氏1 |
| 北条氏4 藤原氏3 皇族3 |
| 北条氏4 藤原氏4 |
| 藤原氏4 皇族3 北条氏2 源氏1 |
| 藤原氏4 皇族4 |
| 藤原氏4 源氏3 北条氏3 |
| 藤原氏4 北条氏3 皇族2 源氏1 |
| 藤原氏4 源氏4 北条氏3 皇族3 |
| 北条氏4 源氏3 三善氏3 二階堂氏2 皇族1 |
| 藤原氏4 源氏4 北条氏3 |
| 北条氏4 源氏3 三善氏3 二階堂氏2 皇族1 |
| 北条氏4 |
| 皇族4 藤原氏3 源氏2 |
| 北条氏39 藤原氏38 源氏28 皇族25 三善氏6 二階堂氏4 |

表十

| 氏族別員数順位点数 | 回数順位 | | | |
|---|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| | 一位 | 二位 | 三位 | 四位 |
| 北条氏4 源氏4 藤原氏3 皇族2 | 源氏4 | 藤原氏3 | 皇族2 | 北条氏1 |
| 北条氏4 藤原氏3 皇族3 源氏3 | 北条氏4 | 源氏3 | 皇族2 | 藤原氏1 |
| 北条氏4 藤原氏3 皇族2 | 北条氏4 | 藤原氏3 皇族3 | | |
| 北条氏4 藤原氏3 皇族2 源氏2 | 北条氏4 藤原氏4 | | | |
| 藤原氏4 皇族3 北条氏2 源氏1 | 藤原氏4 | 皇族3 | 北条氏2 | 源氏1 |
| 藤原氏4 皇族4 | 藤原氏4 皇族4 | | | |
| 藤原氏4 源氏4 北条氏4 | 藤原氏4 | 源氏3 北条氏3 | | |
| 藤原氏4 北条氏3 皇族2 源氏2 | 藤原氏4 | 北条氏3 | 皇族2 | 源氏1 |
| 藤原氏4 北条氏3 源氏3 皇族3 | 藤原氏4 源氏4 | 北条氏3 皇族3 | | |
| 北条氏4 源氏3 三善氏3 二階堂氏2 皇族1 | 北条氏4 | 源氏3 三善氏3 | 二階堂氏2 | 皇族1 |
| 藤原氏4 源氏4 北条氏3 | 藤原氏4 源氏4 | 北条氏3 | | |
| 北条氏4 源氏3 三善氏3 二階堂氏2 皇族1 | 北条氏4 | 源氏3 三善氏3 | 二階堂氏2 | 皇族1 |
| 北条氏4 | 北条氏4 | | | |
| 藤原氏4 皇族3 源氏3 | 皇族4 | 藤原氏3 | 源氏2 | |
| 北条氏43 藤原氏40 源氏32 皇族26 三善氏6 二階堂氏4 | 藤原氏28 北条氏24 源氏12 皇族8 | 源氏12 北条氏12 藤原氏9 皇族9 三善氏6 | 皇族6 二階堂氏4 北条氏2 源氏2 | 源氏2 皇族2 北条氏1 藤原氏1 |

| 記載種類 | 員数順位 | | | |
|--------------------|-------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|------------|
| | 一位 | 二位 | 三位 | 四位 |
| a | 北条氏4 源氏4 | 藤原氏3 | 皇族2 | |
| b | 北条氏4 | 藤原氏3 皇族3 源氏3 | | |
| c | 北条氏4 | 藤原氏3 | 皇族2 | |
| d | 北条氏4 | 藤原氏3 | 皇族2 源氏2 | |
| e | 藤原氏4 | 皇族3 | 北条氏2 | 源氏1 |
| f | 藤原氏4 皇族4 | | | |
| g | 藤原氏4 源氏4 北条氏4 | | | |
| h | 藤原氏4 | 北条氏3 | 皇族2 源氏2 | |
| i | 藤原氏4 | 北条氏3 源氏3 皇族3 | | |
| j | 北条氏4 | 源氏3 三善氏3 | 二階堂氏2 | 皇族1 |
| k | 藤原氏4 源氏4 | 北条氏3 | | |
| l | 北条氏4 | 源氏3 三善氏3 | 二階堂氏2 | 皇族1 |
| m | 北条氏4 | | | |
| n | 藤原氏4 | 皇族3 源氏3 | | |
| 記載種類(a~n) 氏族別合計 | 北条氏32 藤原氏28 源氏12 皇族4 | 源氏15 藤原氏12 皇族12 北条氏9 三善氏6 | 皇族8 源氏4 二階堂氏4 北条氏2 | 皇族2 源氏1 |

以上、病痾・疾病者の症状・容態・治癒に関わる諸種の記載の有り様と氏族との関わりに就いて説述したが、本項を閉じるに当たり、以下に其の病痾・疾病者ならではの症状・容態・治癒に関わる記載を挙示すると共に、次項の所謂「沐浴記載」に先出する本復・平癒記載を掲出しておくこととする。

〔某人ならではの症状・容態・治癒に関わる記載〕

①(1)九条(藤原)頼経

將軍家御身風疹出給。(15)

午刻。將軍家御不例。御顔腫。去年十二月七月初有此事。其後間更發御。(32)

丑刻。將軍家御鼻血出。是御咳病故歟云々。(36)

辰刻。御鼻血出事及度々。(37)

晚景。將軍家御足大指以刀令突切給之間血出。(38)

今夕將軍家鼻血出給云々。(39)

將軍家依御庖瘡餘氣。御股御膝腫物号押領使。甘餘ケ處令出給。(49)

大殿日来有御飲水之氣。又令煩御陰給。(70)

②(2)宗尊親王

依將軍家蚊觸事。今日御鞠始延引。(49)

將軍家御蚊觸之間。可有蛭啗之由。施藥院使忠茂朝臣申行之。(52)

③(3)九条(藤原)賴嗣

御不例事者。御頸癭令腫給。頗增氣。邪氣相交御之由。有其沙汰。(23)

④(4)源 実朝

去承元二年已來。依令憚御庖瘡之跡給無御出。(17)

⑩(9)源 大姫

姫君御不例復本給之間。有御沐浴。然而非可有御恃始終事之由。人皆含愁緒。是偏御歎息之所積也。(7)

大姫公日來御病惱。寢食乖例。身心非常。偏邪氣之所致歟。(9)

⑪(9)源 賴朝

將軍家聊御不例。御齒勞云々。(1)

齒御勞再發云々。(3)

齒御勞事。爲被尋療法於京都醫師。態所被立飛脚也云々。(4)

齒御療治事。賴基朝臣注申之。其上獻良藥等。(5)

上総介義兼爲御使。參日向藥師堂云々。爲齒御勞御祈也云々。(6)

將軍家御齒御勞再發云々。(7)

齒御勞事。聊御平愈之間。自御舟歷海浦。渡御三崎。有御遊覽等。(8)

⑮(11)源 三幡

姫君猶令疲勞給。剩自去十二日御目上腫御。此事殊凶相之由。時長驚申之。(6)

⑯(11)大江広元

陸奥守廣元朝臣不例。目所勞。腫物等計會。(2)

前大膳大夫入道覺阿所勞平愈之間。今日沐浴。但眼精暗兮。不能分黑白云々。(5)

⑰(12)後白河法皇

大夫尉廣元爲使節上洛。是自去年窮冬之比。太上法皇漸御不豫。玉躰令腫御云々。(4)

⑱(14)北条長時

寅剋。武州病患屬減氣。汗太降云々。(2)

⑳(15)北条政村子女(北条業時室家)

說法最中。件姫君惱乱。出舌舐脣。動身延足。偏似蛇身之令出現。爲聽聞靈氣來臨之由云々。(2)

㉑(16)小栗重成

自去比所勞太危急。見其體非直也事。頗可謂物狂歟。稱神詫。常吐無窮詞云々。(1)

㉒(16)波多野義重

波多野五郎義重進先登之處。矢石中右目。心神雖違亂。則射答矢云々。(1)

⑧(16)安達義景

秋田城介義景喘息脚氣不食等所勞計會云々。得少減之間。今日及沐浴云々。(1)

⑨(16)二階堂行方

和泉前司行方此間湯治之處。俄以煩中風所勞云々。(1)

〔沐浴〕乃至〔沐浴〕相当記載と其れに先出する本復・平癒記載(事例の多い順次に随つて掲記する。)

平癒^(癒)

將軍家御不例平癒。今日有御沐浴之儀。①(1)九条(藤原)頼経(42)

將軍家御惱御平癒之後。令洗手給。②(2)宗尊親王(15)

御臺所并新將軍御不例平癒之間。今日有御沐浴之儀。③(3)九条(藤原)頼嗣(18)

將軍家御病惱平癒之間。沐浴給。④(4)源実朝(4)

將軍家御不例平癒之後。有御沐浴之儀云々。同(6)

將軍家御平癒之間。有御沐浴。同(12)

御不例平癒之後。始御沐浴也。同(15)

相州御不例平癒之間。始令洗手給云々。⑤(5)北条時頼(8)

將軍家御不例平、愈之後、御沐浴也。⑥(6)源 賴家(5)

前大膳大夫入道覺阿所勞平、愈之間、今日沐浴。⑩(11)大江広元(5)

(御)減氣

將軍家御不例御減氣之間。有御沐浴之儀云々。①(1)九条(藤原)賴經(6)

若君御前御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。③(3)九条(藤原)賴嗣(14)

將軍家御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。同(32)

武州室所勞減氣之間。有沐浴之儀云々。③⑤(15)北条長時室家(北条時盛子女)(2)

越後守朝時。日來不例依属減氣。今日沐浴云々。⑦⑩(16)北条朝時(1)

(御)平減

午尅。御惱御平減之後。有御沐浴之儀。②(2)宗尊親王(17)

將軍家御不例平減之間。今日未刻有御沐浴之儀。③(3)九条(藤原)賴嗣(21)

前武州所勞御平減以後。今日御沐浴。⑧(7)北条泰時(7)

武州御不例事平減之間。今日令沐浴給。⑨(8)北条經時(2)

御減

今日。御不例御減之後。御沐浴。①(1)九条(藤原)賴經(56)

姫君御不例御減。有御湯殿始云々。⑩(9)源 大姫(5)

姫君御不例御減之間。今日午刻。於竹御所。有御沐浴云々。(27)(14)九条(藤原)頼経子女(竹御所子女)(3)復本

將軍家御不例令復本給之間。有御沐浴。(4)(4)源 実朝(9)

武州御違例事復本給。午刻御沐浴云々。(8)(7)北条泰時(2)

姫君御不例復本給之間。有御沐浴。(10)(9)源 大姫(7)

御平復

若君御平復之間。今日午刻。有御沐浴之儀。(3)(3)九条(藤原)頼嗣(4)

本復

兵庫頭自京都下着。禪定殿下御不例本復。去十二日御沐浴云々。(19)(12)九条(藤原)道家(4)

少減

秋田城介義景喘息脚氣不食等所勞計會云々。得少減之間。今日及沐浴云々。(88)(16)安達義景(1)

D 記載に就いて

病痾・疾病者①～⑨⑨の九九名中にみる当該記載の全例を挙げれば、左記の如くなる。

①(1)九条(藤原)頼経

(6) 將軍家御不例御減氣之間。有御沐浴之儀云々。

嘉祿 2 . 11 . 13 条

(14) 將軍家御不例之後。有御沐浴之儀。武州參給云々。

" 3 . 5 . 8 条

(26) 御不例之後。有御沐浴之儀也。良基參候云々。相州以下人々群參云々。

安貞 1 . 12 . 10 条

(42) 將軍家御不例平愈。今日有御沐浴之儀。

貞永 1 . 5 . 26 条

(48) 將軍家御庖瘡之後。今日有御沐浴之儀。行勇僧都加持御湯。

〔以下二將軍家ノ御不例ヲ治癒セシメシ
醫師良基朝臣ヲ褒賞スル賜祿記事アリ。〕

嘉禎 2 . 1 . 9 条

(56) 今日。御不例御減之後。御沐浴。醫師時長朝臣祇候云々。

" 4 . 3 . 7 条

(60) 今日。將軍家有御沐浴之儀。〔次二將軍家ノ御不例ヲ治癒セシメシ
醫師良基朝臣ヲ褒賞スル賜祿記事アリ。〕

又有御祈。如意輪護摩安祥寺僧正。〔下略〕
加持御湯

延応 1 . 5 . 11 条

②(2) 宗尊親王

(15) 將軍家御惱御平愈之後。令洗御手足給。

建長 4 . 9 . 1 条

(17) 午尅。御惱御平減之後。有御沐浴之儀。〔以下二將軍家ノ御惱ヲ平減セシメシ法印隆弁
二御祈禱ノ褒賞トシテ一村拝領ノ記事アリ。〕

" 4 . 9 . 7 条

(27) 申尅。將軍家御沐浴。〔以下二將軍家ノ御惱ヲ平減セシメシ陰陽醫師權侍医長世二対
シ、東席中門ノ内ニ於テ、祿物ヲ賜与シテ褒賞スルノ記事アリ。〕

" 8 . 9 . 19 条

(42) 辰尅。將軍家御沐浴。〔以下二將軍家ノ御惱ヲ平減セシメシ御驗者・医陰ノ輩等二
対シ、鞆御壺ニ於テ、祿物ヲ賜与シテ褒賞スルノ記事アリ。〕

文応 1 . 9 . 5 条

③(3) 九条(藤原)頼嗣

(4) 若君御平復之間。今日午尅。有御沐浴之儀。〔以下二若君(頼嗣)ノ御不例ヲ平復セシメシ醫師頼
行等、祿物ヲ賜与セラレ、褒賞セラルノ記事アリ。〕

寛元 1 . 10 . 1 条

(14) 若君御前御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。御湯加持常住院大僧正坊云々。〔以下二若君(頼嗣)ノ御不例ヲ減氣セシメシ醫師以長、鞠御壺ニ於テ、祿物ヲ賜与

セラレ、褒賞セラルノ記事アリ。〕

(18) 御臺所并新將軍御不例平愈之間。今日有御沐浴之儀。〔以下二將軍家ノ御不例ヲ平減セシメシ醫師時長

(21) 將軍家御不例平減之間。今日未刻有御沐浴之儀。〔以下二將軍家ノ御不例ヲ平減セシメシ醫師時長

(32) 將軍家御不例減氣之後。今日有御沐浴之儀。〔以下二將軍家ノ御不例ヲ減氣セシメシ醫師六人等、鞠御壺ニ於テ、祿物ヲ賜与セラレ、褒賞セラルノ記事アリ。〕

④(4)源 実朝

(4) 將軍家御病惱平愈之間。沐浴給。元久 1・7・23 条

(6) 將軍家御不例平愈之後。有御沐浴之儀云々。" 1・11・9 条

(9) 將軍家御不例令復本給之間。有御沐浴。建永 2・4・20 条

(12) 將軍家御平愈之間。有御沐浴。承元 2・2・29 条

(15) 御不例平愈之後。始御沐浴也。" 2・④・24 条

⑤(5)北条時頼

(8) 相州御不例平愈之間。始令洗手足給云々。建長 8・9・25 条

(9) 相州御沐浴。" 8・9・29 条

⑥(6)源 頼家

(5) 將軍家御不例平愈之後御沐浴也。建仁 3・3・14 条

⑧(7)北条泰時

(2)武州御違例事復本給。午剋御沐浴云々。

寛喜3・6・1条

(7)前武州所勞御平減以後。今日御沐浴。

〔以下二泰時ノ所勞ヲ平減セシメシ医道施藥院使良基父子等、
禄物並ビ二領地一村ヲ賜与セラレ、褒賞セラルノ記事アリ。〕

延応1・6・12条

⑨(8)北条経時

(2)武州御不例事平減之間。今日令沐浴給。

〔以下二経時ノ御不例ヲ平減セシメシ醫師時長等、
禄物ヲ賜与セラレ、褒賞セラルノ記事アリ。〕

寛元3・6・19条

⑩(9)源大姫

(5)姫君御不例御減。有御湯殿始云々。

建久4・8・23条

(7)姫君御不例復本給之間。有御沐浴。然而非可有御侍始終事之由。人皆含愁緒。是偏御歎息之所積也。

〃 5・8・18条

⑪(11)大江広元

(5)前大膳大夫入道覺阿所勞平愈之間。今日沐浴。但眼精暗兮。不能分黑白云々。

建保5・12・10条

⑫(11)北条時頼室家(北条重時子女)

(3)相州室御産之後。有痢病之惱。已及數日。然押有沐浴事。

建長3・5・29条

⑬(12)九条(藤原)道家

(4)兵庫頭自京都下着。禪定殿下御不例本復。去十二日御沐浴云々。

延応1・6・19条

⑭(14)九条(藤原)頼経子女(竹御所子女)

(3) 姫君御不例御減之間。今日午刻。於竹御所。有御沐浴云々。

安貞 2・5・14 条

②⑧(14) 九条(藤原)頼経御臺所(源 頼家子女竹御所)

(3) 御臺所御沐浴云々。

寛喜 4・2・23 条

③④(15) 九条(藤原)頼経御臺所(二位殿) → ③(3) 九条(藤原)頼嗣(18)

(18) 御臺所并新將軍御不例平愈之間。今日有御沐浴之儀。

寛元 2・6・1 条

③⑤(15) 北条長時室家(北条時盛子女)

(2) 武州室所勞減氣之間。有沐浴之儀云々。

建長 8・8・9 条

⑦⑩(16) 北条朝時

(1) 越後守朝時。日來不例依属減氣。今日沐浴云々。

安貞 2・7・5 条

⑧⑩(16) 安達義景

(1) 秋田城介義景喘息脚氣不食等所勞計會云々。得少減之間。今日及沐浴云々。

建長 5・5・2 条

此等の「沐浴」をされたり、或いは「湯殿始」をされたり、更に或いは、「手足」を洗われたりしている各当事者達の氏族別員数を検してみるに、

北条氏……………⑤(5)、⑧(7)、⑨(8)、⑪(11)、⑮(15)、⑳(16)、の六例

藤原氏……………①(1)、③(3)、⑯(12)、⑳(14)、㉓(15)、の五例

源氏……………④(4)、⑥(6)、⑩(9)、㉓(14)、の四例

皇族……………②(2)、の一例
 大江氏……………①(11)、の一例
 安達氏……………⑧(16)、の一例

と謂うように、北条氏が六例で最も多く、以下、藤原氏(五例)→源氏(四例)→皇族・大江・安達の三氏族(各氏族共に一例宛)と続いていることが分かる。而して此の「沐浴」をされたり、或いは「湯殿始」をされたり、更に或いは「手足」を洗われたりすると謂つた為事を記載するに、敬語が冠せられている氏族は、上記六氏族中、北条(⑤(5)、⑧(7)、に其事例を見る(以下同様))、藤原(①(1)、③(3)、④(4)、⑥(6)、⑫(12)、⑯(14)、⑳(15)、㉑(14))、源(⑩(9)、㉒(14))、皇族(②(2))の四氏族のみに限られていることを知り得る。一体に、件の「沐浴」をされたり、或いは「湯殿始」をされたり、更に或いは、「手足」を洗われたりすると謂つた為事は、当該者の病・疾病が平癒・本復した時か、或いは相当な程度迄恢復している状態に在る時か、或いは又、病勢が安定して小康状態を保ち得ている時か、の孰れかと謂う事にならうが、斯うした事柄に関わる刻限記載が所見されるのは、北条氏一名(⑧(7)(2))、藤原氏二名(③(3)(4)(21)、⑲(14)(3))、皇族一名(②(2)(17)(27)(42))、の都合三氏族、四名のみであり、然も此等は、將軍職就任者か、其の子女、若しくは執権職就任者か、の孰れかに限られていることを明らかにし得るのである。更に、当該者の病病・疾病を平癒乃至復本せしめた医陰釈家に対し、禄物等を賜与して其の尽力を慰勞し、以て功績を顕彰する記事が所見されるのは、藤原氏(①(1)(48)(60)、③(3)(4)(14)(21)(32)の二名)、北条氏(⑧(7)(7)、⑨(8)(2)の二名)、皇族(②(2)(17)(27)(42)の一名)、の三氏族、五名のみであり、此の中、其の禄物等の賜与が為された場所までをも記載しているのは、皇族將軍家宗尊親王(②(2)(27)(42))と九条(藤原)將軍家頼嗣(③(3)(14)(32))の両者在るのみである。斯様に此等兩將軍家のD記載、即ち沐浴記載に関して、殊のほか精細

詳密な記載が見受けられるのは、周知の如く『吾妻鏡』が歴代將軍実録記の記載体例を採って、其の記述が展開されていることからすれば、寧ろ自然な様態とさえ言えよう。尚、此処で取り上げているD記載、即ち沐浴記載に関して、①(1)九条藤原頼経の(48)に「加_二持御湯_一」、(60)に「御湯_一加_二持_一」、③(3)九条藤原頼嗣の(14)に「御湯加_二持_一」杯と各々みられる記載も、上に触れた医陰釈家等に対して禄物等が賜与された場所迄をも記載してあることと同様に、將軍家に関わる記載の詳しさ細やかさを示す一事例と見做し得よう。

E記載に就いて

病痾・疾病の防遏、或いは其の平復・治癒を祈請すべく諸種多様の具象的修法が履行されたことの記載、即ち修法記載に就いて検討を加えてみよう。

始めに、件の記載に在って、修法の(A)具名、(B)奉仕者、(C)沙汰人乃至奉行人、或いは其の双方、(D)刻限の孰れかの記載を有する者は都合二三名存するが、此等の全てを纏めて示す表十一と、茲に表示されている修法項目記載(A)(B)(C)(D)の各々が、如何なる立場に在る者に、又、如何なる氏族に出自する者に認められるかを分類整理した攷とを一括掲記しておこう。

表十一

| | 被修法病痾・疾病者 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------|---------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | (A)具名 | (B)奉仕者 | (C)沙汰人 奉行人 | (D)刻限 | | | | | | | | | |
| [1] ①(1) 九条(藤原)頼経 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| [2] ②(2) 宗尊親王 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| [3] ③(3) 九条(藤原)頼嗣 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| [4] ④(4) 源 実朝 | ● | ● | ○ | ● | | | | | | | | | |
| [5] ⑤(5) 北条時頼 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [6] ⑥(6) 源 頼家 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [7] ⑦(7) 北条政子 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [8] ⑧(7) 北条泰時 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [9] ⑨(8) 北条経時 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [10] ⑩(10) 九条(藤原)頼嗣御臺所(北条時氏子女(檜皮姫)) | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [11] ⑪(11) 源 三幡 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [12] ⑫(11) 大江広元 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [13] ⑬(12) 後白河法皇 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |
| [14] ⑭(12) 九条(藤原)頼経子息乙若 | ● | ● | ● | ○ | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|--|--|
| (15) ②(13) 後鳥羽院 | | | | | |
| (16) ②(14) 北条義時 | | | | | |
| (17) ②(14) 九条(藤原)頼経子女(竹御所子女) | | | | | |
| (18) ②(14) 九条(藤原)頼経御臺所(源 頼家子女竹御所) | | | | | |
| (19) ③(15) 九条(藤原)頼経御臺所(二位殿) | | | | | |
| (20) ③(16) 九条(藤原)頼経子息今若 | | | | | |
| (21) ④(16) 三位殿 | | | | | |

〔備考〕 各人名の頭部に冠した〔〕内数字は、被修法病痾・疾病者の、○〔〕内数字は、既掲九九名の病痾・疾病者の、各事例通番号を表わし、修法項目記載欄中の●印は同一条に所見されるもの、○印は他条に所見されるものを各々示す。

(A)(B)(C)(D)の四項目が共に同一条に見られる者 ……〔1〕〔2〕〔3〕〔1〕〔3〕は藤原氏、〔2〕は皇族、に各々出自する將軍職就任者」の三名

(A)(B)(C)の三項目が共に同一条に見られる者 ……〔6〕〔7〕〔19〕〔21〕〔6〕は源氏の將軍職就任者、〔7〕〔19〕は將軍職就任者の妻室(御臺所)、〔21〕は將軍職就任者の妻室、若しくは將軍職就任者の眷族者とみられる者

の四名

(A)(B)(D)の三項目が共に同一条に見られる者 ……〔4〕〔源氏の將軍 職就任者〕の一名

(A)(B)の二項目が共に同一条に見られる者 ……〔5〕〔9〕〔10〕〔11〕〔13〕〔14〕〔15〕〔16〕〔5〕〔9〕〔10〕〔16〕は北条氏、此の中、〔10〕は將軍職就任者の御臺所、〔11〕〔14〕は將軍職就任者の子息子女、〔13〕〔15〕は皇統繼承者

の八名

(A)の一項目が見られる者……………
 (C)の一項目がみられる者……………
 [8]は北条氏、[12]は大江氏、[18]は將軍職就任者の子息
 [12][18][20]は將軍職就任者の御臺所にして子女の四名
 [17]「將軍職就任者の子女」の一名

表十一に示す被修法病痾・疾病者[1]〜[21]の二二名に就いて、之を氏族別に員数の優越する順次に随つて挙げれば、次の如くなる。

- 藤原氏……………[1][3][14][17][19][20]の六名
- 北条氏……………[5][7][8][9][10][16]の六名
- 源氏……………[4][6][11][18]の四名
- 皇族……………[2][13][15]の三名
- 大江氏……………[12]の一名
- 不詳氏族……………[21]の一名

之に依れば、藤原・北条両氏が六名宛で最も多く、源氏が四名で其れに次ぎ、以下、皇族(三名)→大江・不詳氏族(共に一)の順に続いていること。又、此の二二名の内訳を窺いみるに、
 [1][2][3][4][6]の五名が將軍職就任者(ア)、
 [7][10][11]の三名が皇族、
 [12][13][15]の三名が皇統纂承者(ウ)、
 [14][17][18][19][20]の八名が其の眷族者(傍●印付記者四名は、妻室(御臺所) 傍○印付記者四名は、子息子女) (イ)、
 [21]の六名中、[5][8][9][16]の四名が北条氏、[12]の一名が大江氏、
 [21]の一名が不詳氏族であること。更に修法項目記載 (A)(B)(C)(D)の孰れか、或いは其等の幾許かを有する者の多く(二一名中一五名(七割強))が、(ア)(イ)(ウ)の孰れかの該当者であること。

と。更に加えて修法項目記載(A)(B)双方を有する者の中に在っても、仮令、(ア)該当者ではなくとも、(イ)(ウ)該当者は存在すること、等々を知り得るので、(A)(B)なる修法項目記載の卓越する北条氏も、基本的には上記の(イ)(ウ)該当者と略々同等・同格とする意識に基拠して記載されていると理會されるのである。この意味に於いて、同じ北条氏の中に在っても、然うした(A)(B)両修法項目記載の他、[7]⑦(7)北条政子の有り様の如く、(A)(B)(C)三項目の修法記載の他、此等が共通して所見される条とは異なる条に於いて、(D)修法項目記載も所見されるので、斯様な記載の有り様には、彼女をば、単に(イ)該当者とするだけでなく、(ア)該当者にも相当するとの意識が籠められていると判釈することも可能なのである。斯く考定することに依り、[4]④(4)源 実朝の修法項目記載C欄に○印の付記されている事由も始めて首肯し得るであろう。

表十二

| 將軍記 | 頼朝 | 頼家 |
|-----------|-----------------------|---|
| 病痾・疾病者 | ①後白河法皇 ②後白河法皇 | ③源 乙姫(三幡) |
| 内典・外典の修法名 | ①大般若經百部転読 ②法華經読誦 | ①一字金輪法 ①大般若經信読 ②大般若經一部転読 |
| 所載条 | 文治3・4・2条 建久2・⑫・27条 | " 10・3・5条 元久1・7・15条 建永2・4・16条 建曆1・6・2条 |
| | | ⑥源 実朝 ⑤源 実朝 ④源 実朝 ③源 乙姫(三幡) |
| | | ①属星祭 |

- ②⑨ 九条頼経御臺所
- ②⑧ 九条頼経
- ②⑦ 九条頼経
- ②⑥ 九条頼経
- ②⑤ 九条頼経
- ②④ 九条頼経
- ②③ 九条頼経
- ②② 九条頼経
- ②① 九条頼経
- ②⑩ 九条頼経

| | | |
|--|--|---|
| <p>②⑨ 九条頼経御臺所</p> <p>②⑧ 九条頼経</p> <p>②⑦ 九条頼経</p> <p>②⑥ 九条頼経</p> <p>②⑤ 九条頼経</p> <p>②④ 九条頼経</p> <p>②③ 九条頼経</p> <p>②② 九条頼経</p> <p>②① 九条頼経</p> <p>②⑩ 九条頼経</p> | <p>泰山府君祭²³</p> <p>鬼気祭²⁴</p> <p>三万六千神祭²⁵</p> <p>① 仏眼護摩、² 尊星王護摩、³ 葉師護摩、⁴ 北斗護摩、⁵ 金剛童子護摩、⁶ 正観音法、⁷ 千手法、⁸ 不空羅索法、⁹ 延命供、¹⁰ 大威徳法、²⁶ 三万六千神祭、²⁷ 属星祭、²⁸ 天地災変祭、²⁹ 泰山府君祭、³⁰ 呪咀祭、³¹ 霊気祭、³² 疫神祭、³³ 竈神祭、³⁴ 土公祭、³⁵ 土公祭、³⁶ 鬼気祭、³⁷ 七座 泰山府君祭、³⁸ 七座 泰山府君祭</p> <p>⑪ 五壇法、¹² 中壇不動明王、¹³ 降三世明王、¹⁴ 軍荼利夜叉明王、¹⁵ 大威徳明王、¹⁶ 金剛夜叉明王、¹⁷ 炎魔天供、¹⁸ 北斗供、¹⁹ 當年星供、³⁹ 属星祭</p> <p>④① 七座 招魂祭、⁴¹ 天曹地府祭、⁴² 泰山府君祭</p> <p>④② 五壇法、²¹ 北斗供、⁴³ 泰山府君祭、⁴⁴ 代厄祭</p> | <p style="text-align: right;">〃 2・11・3 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・4・16 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・4・27 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・4・19 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・4・29 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・11・20 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・11・23 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・11・24 条</p> <p style="text-align: right;">〃 3・11・25 条</p> <p style="text-align: right;">寛喜 4・2・7 条</p> |
|--|--|---|

頼 経

- ③① 九条頼経
- ③② 九条頼経
- ③③ 九条頼経
- ③④ 九条頼経
- ③⑤ 九条頼経
- ③⑥ 九条頼経
- ③⑦ 九条頼経
- ③⑧ 九条頼経
- ③⑨ 九条頼経
- ④① 九条頼経
- ④② 九条頼経
- ④③ 九条頼経

鬼気祭⁴⁵
 七座 泰山府君祭、⁴⁶ 土公祭、⁴⁷ 鬼気祭⁴⁸
 泰山府君祭、⁴⁹ 七曜供、⁵⁰ 鬼気祭、⁵¹ 天曹地府祭
 七座 泰山府君祭、⁵² 四角四境祭⁵³
 愛染王護摩、⁵⁴ 十一面護摩、⁵⁵ 不動供、⁵⁶ 七曜供、⁵⁷
 天曹地府祭、⁵⁸ 如法呪咀、⁵⁹ 鬼気祭、⁶⁰ 土公祭
 仏眼、⁶¹ 金輪、⁶² 金剛童子護摩、⁶³ 靈氣道断祭、⁶⁴ 雷神祭、⁶⁵
 尊勝護摩⁶⁶
 大般若経転読、⁶⁷ 尊星王護摩、⁶⁸ 不動護摩、⁶⁹ 炎魔天供⁷⁰
 如法 泰山府君祭、⁷¹ 十一面護摩、⁷² 大白祭、⁷³ 北斗護摩、⁷⁴
 御當年星供⁷⁵
 仁王百講、⁷⁶ 属星祭、⁷⁷ 天地災変祭、⁷⁸ 靈所祭、⁷⁹ 計都星祭⁸⁰
 属星祭、⁸¹ 天地災変祭、⁸² 三万六千神祭⁸³
 五壇法、⁸⁴ 泰山府君祭、⁸⁵ 天曹地府祭⁸⁶
 冥道供、⁸⁷ 七壇 炎魔天供⁸⁸
 七座 招魂祭、⁸⁹ 大属星供⁹⁰

| | | | |
|----|---|----|----|
| 貞永 | 1 | 5 | 15 |
| 嘉禎 | 1 | 11 | 19 |
| 〃 | 1 | 5 | 17 |
| 〃 | 1 | 12 | 20 |
| 〃 | 1 | 12 | 21 |
| 〃 | 1 | 12 | 22 |
| 〃 | 1 | 12 | 23 |
| 〃 | 1 | 12 | 24 |
| 〃 | 1 | 12 | 26 |
| 〃 | 1 | 12 | 27 |
| 〃 | 1 | 12 | 28 |
| 〃 | 2 | 1 | 9 |
| 〃 | 2 | 1 | 19 |
| 〃 | 2 | 1 | 20 |

- ④④ 九条頼経
- ④⑤ 九条頼経
- ④⑥ 九条頼経
- ④⑦ 九条頼経
- ④⑧ 二棟御方
- ④⑨ 二棟御方
- ⑤⑩ 二棟御方
- ⑤⑪ 九条頼経
- ⑤⑫ 北条泰時
- ⑤⑬ 九条頼経
- ⑤⑭ 九条頼経
- ⑤⑮ 九条頼経
- ⑤⑯ 九条頼経
- ⑤⑰ 九条頼経
- ⑤⑱ 九条頼経

- 土公祭⁷¹
- 如法 泰山府君祭⁷²
- ④④ 琰魔天供、^{⑤⑤} 薬師護摩、⁷³ 泰山府君祭、⁷⁴ 大土公祭
- 靈氣祭、⁷⁵ 鬼氣祭、⁷⁶ 咒詛祭、⁷⁷
- ④⑥ 如意輪護摩、⁷⁸ 天地災変祭
- 七座 呪咀祭⁷⁹
- 属星祭⁸⁰
- 靈所祭⁸¹
- 痢病祭⁸²
- 七座 泰山府君祭⁸³
- 七座 泰山府君祭⁸⁴
- ④⑦ 大属星供、⁸⁵ 属星祭
- ⑧⑥ 泰山府君祭
- ⑧⑦ 泰山府君祭
- ⑧⑧ 泰山府君祭
- ⑧⑨ 靈氣祭、⁹⁰ 鬼氣祭

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|---|---|
| " | " | 寬元 | " | " | " | 仁治 | " | " | " | " | " | 延応 | " | " |
| 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 2 | 9 | 3 | 7 | 7 | 7 | 7 | 6 | 11 | 10 | 10 | 5 | 5 | 2 | 2 |
| 24 | 19 | 2 | 27 | 26 | 8 | 5 | 25 | 6 | 28 | 17 | 11 | 5 | 3 | 1 |
| 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 |

| | | | | | | | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|-------------|--------------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| ⑥⑧ 九条乙若 | ⑥⑦ 九条乙若 | ⑥⑥ 九条賴經 九条賴嗣 | ⑥⑤ 九条賴經 九条賴嗣 二位殿 三位殿 | ⑥④ 九条賴經 九条乙若 | ⑥③ 九条賴嗣 | ⑥② 九条賴嗣 | ⑥① 九条賴嗣 | ⑥① 九条賴嗣 | ⑥① 九条賴嗣 | ⑤⑨ 九条賴嗣 |
| ⑤① ① 琰魔天供、 | 105 1 鬼氣祭、 | 102 1 呪咀祭、 | 101 1 鬼氣祭 | 99 1 四角四堺祭、 | 50 1 不動法 | 97 1 招魂祭、 | 49 1 不動護摩 | 48 1 不動呪、 | 91 1 泰山府君祭、 | 92 1 土公祭、 |
| ⑤② ② 大般若經轉讀 | 106 2 四方四角祭、 | 103 2 招魂祭、 | 104 2 鬼氣祭 | 100 2 鬼氣祭 | | 98 2 靈氣祭 | 94 2 泰山府君祭、 | 95 2 鬼氣祭、 | 93 2 鬼氣祭 | 96 2 呪咀祭 |
| | 107 3 泰山府君祭 | | | | | | | | | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 29 | 26 | 20 | 18 | 26 | 18 | 17 | 15 | 14 | 13 | 13 |
| 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 |

| | |
|---|---|
| <p>⑨⑨ 宗尊親王 ⑨⑧ 宗尊親王 ⑨⑦ 宗尊親王 ⑨⑥ 宗尊親王 ⑨⑤ 宗尊親王 ⑨④ 宗尊親王 ⑨③ 宗尊親王 ⑨② 宗尊親王 ⑨① 宗尊親王 ⑨① 宗尊親王 ⑨① 宗尊親王 ⑧⑨ 北条時頼室家 ⑧⑧ 北条時頼室家</p> | <p>⑧④ 九条頼嗣御臺所 ⑧⑤ 九条頼嗣 ⑧⑥ 北条時頼室家 ⑧⑦ 北条時頼室家 ⑧⑧ 北条時頼室家</p> |
| <p>① 北斗供 ② 泰山府君祭、 ③ 鬼氣祭、 ④ 靈所七瀬祭、 ⑤ 土公祭 ⑥ 千手法、 ⑦ 大般若経信読 ⑧ 三万六千神祭 ⑨ 四角四境祭、 ⑩ 鬼氣祭 ⑪ 大般若経転読 ⑫ 四角四境祭、 ⑬ 鬼氣祭 ⑭ 不動護摩、 ⑮ 泰山府君祭 ⑯ 大土公祭、 ⑰ 靈氣祭、 ⑱ 四角祭、 ⑲ 四堺祭</p> | <p>① 千度御祓 ② 泰山府君祭 ③ 藥師護摩、 ④ 如意輪護摩、 ⑤ 北斗供 ⑥ 泰山府君祭 ⑦ 藥師護摩</p> |
| <p>〃 8・8・29条 〃 8・8・26条 〃 4・12・13条 〃 4・9・4条 〃 4・8・27条 〃 4・8・25条 〃 4・8・23条 〃 4・8・17条 〃 4・8・7条 〃 4・8・6条 〃 4・7・28条</p> | <p>〃 4・1・9条 〃 3・1・21条 建長 2・12・13条 〃 1・8・13条 〃 1・4・26条</p> |

宗 尊 親 王

- ⑩ 宗尊親王
- ⑩¹ 宗尊親王
- ⑩² 北条時頼
- ⑩³ 北条時頼
- ⑩⁴ 北条時頼子女
- ⑩⁵ 宗尊親王
- ⑩⁶ 宗尊親王
- ⑩⁷ 宗尊親王
- ⑩⁸ 宗尊親王
- ⑩⁹ 宗尊親王
- ⑩¹⁰ 宗尊親王
- ⑩¹¹ 宗尊親王
- ⑩¹² 宗尊親王
- ⑩¹³ 北条時頼
- ⑩¹⁴ 宗尊親王

- 百座 仁王講^⑨
- 葉師護摩、七座 泰山府君祭、七座 靈所祓^⑩
- 天曹地府祭、御當年星祭、呪咀祭^⑪
- 大般若經転読^⑫
- 泰山府君祭^⑬
- 愛染王供、千手供^⑭
- 千手法、不断千手陀羅尼^⑮
- 鬼気祭、御夢祭^⑯
- 泰山府君祭^⑰
- 七座法^⑱
- 葉師法^⑲
- 泰山府君祭^⑳
- 北斗法^㉑
- 五尊合行法^㉒
- 大般若經信読^㉓
- 泰山府君祭^㉔

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|---|---|----|----|----|----|----|----|---|---|
| 〃 | 〃 | 弘長 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 9 | 8 | 7 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 5 | 4 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 14 | 25 | 3 | 5 | 17 | 8 | 7 | 16 | 22 | 22 | 13 | 16 | 10 | 3 | 1 |
| 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 | 条 |

| | | | |
|------------|---------------------------------|-----------|----------|
| ①⑤ 北条時頼 | ②① 法華護摩 | 〃 | 3・11・13条 |
| ①⑥ 北条時頼 | ②② 不動護摩 | 〃 | 3・11・15条 |
| ①⑦ 宗尊親王御息所 | ②⑥ 天曹地府祭 | 文永2・5・10条 | |
| ①⑧ 宗尊親王御息所 | ②③ 放光仏供養、 七瀬御祓 ²⁷ | 〃 | 2・6・13条 |
| ①⑨ 宗尊親王御息所 | ②⑧ 千度祓 | 〃 | 2・7・28条 |
| ①⑩ 宗尊親王御息所 | ②⑨ 靈気祭 | 〃 | 2・8・16条 |
| ①⑪ 宗尊親王 | ②④ 五大尊合行法 | 〃 | 3・5・24条 |

〔備考〕 傍二重線付は内典の修法、傍一重線付は外典のそれを各々示す。將軍記毎の内典、外典各々の修法事例番号を記してある。

頼経將軍記の終末部分、即ち寛元二年五月廿六日、廿九日、卅日の三ヶ日分の条中には、上記の頼経將軍記の記事と、それに続く頼嗣將軍記の記事に同事重出が存在する。具体的には⑥⑦⑧⑨の三ヶ条の事例であり、此等三ヶ条の事例にみる内典・外典の修法には、頼経將軍記としての事例番号(上段記載)と、それに続く頼嗣將軍記としての事例番号(下段記載)とを累記してある。

前掲表十二に依り、被修法病痾・疾病者の具名と其の事例数とを氏族別に検してみるに、具名員数の優越する順次に随つて挙示すれば、左記の如くなる。

〔北条氏〕

- (1) 北条時頼……………⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の五例
- (2) 北条時頼室家(北条重時子女)……………⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の四例
- (3) 北条政子……………⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の三例
- (4) 一条(藤原)実雅室家(北条義時子女)……………⑫⑬⑭⑮⑯の二例
- (5) 北条経時……………⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の二例
- (6) 北条義時……………⑫⑬⑭⑮⑯の一例
- (7) 北条泰時……………⑫⑬⑭⑮⑯の一例
- (8) 北条時頼子女……………⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯の一例

〔藤原氏〕

- (1) 九条(藤原)頼経……………⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の三七例
- (2) 九条(藤原)頼嗣……………⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の一七例
- (3) 九条(藤原)乙若……………⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の八例
- (4) 二棟御方(藤原親能子女、頼嗣生母大宮局)……………⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の四例
- (5) 宗尊親王御息所(藤原兼経子女宰子)……………⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿の四例

(6) 九条(藤原)頼経御臺所(藤原家能子女二位殿)……65の一例

〔皇族〕

(1) 宗尊親王……90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 105 106 107 108 109 110 111 112 114 121の二二例

(2) 後白河法皇……① ②の二例

(3) 後鳥羽院……9の一例

〔源氏〕

(1) 源 実朝……④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧の五例

(2) 源 乙姫(源 頼朝子女三幡)……③の一例

(3) 九条(藤原)頼経御臺所(源 頼家子女竹御所)……29の一例

〔大江氏〕

(1) 大江広元……10の一例

〔氏族不詳〕

(1) 三位殿……65の一例

之に依り、被修法病痾者・疾病者の氏族別員数では、北条氏が八名で最も多く、以下、藤原氏(六名)→皇族(三名)

→源氏(二名)→大江氏・不詳氏族(各一名宛、後者は⑤の三位殿一名)の順に続いていることが分かる。其の事例数の面では、藤原氏が

七一例で最も多く、以下、皇族(二五例)→北条氏(一九例)→源氏(六例)→大江氏及び氏族不詳の三位殿(共に一例宛)の順

に続くが、歴代將軍家の治績・事蹟の変遷推移を基軸に其の叙述を展開している『吾妻鏡』であることを介意して、其等各氏族の事例数から、皇族將軍宗尊親王の二二例、藤原將軍頼経(三七例)・頼嗣(一七例)両者の計五四例、源氏將軍実朝の五例を差し引いて考慮するならば、藤原氏が一七例、皇族が三例、源氏が一例となつて、此の事例数の点でも、上述の員数の面と同様に、諸多の氏族中、北条氏が最も卓越していると理解することも可能なのである。斯うして被修法病痾者・疾病者をば氏族別に各々の員数と事例数とを瞥見してみたが、それでは、件の被修法病痾・疾病者をば総括的に如何なる人々と把握し得るかというに、それが、皇族・藤原氏・源氏である場合は、皇位纂承者、或いは將軍職就任者及び其の眷族・連枝・妻室(御息所・御臺所)者、北条氏である場合は、執権職就任者及び其の眷族・連枝・妻室者に各々該当する人物と言つても宜しかろう。而して斯様な捉え方で律し切れぬのが、大江広元(⑩)、三位殿(⑤)の二名二例であるが、此等のうち、後者の三位殿が藤原頼経將軍の眷族・連枝・妻室者とも考えられることからすれば、然うした総括的な把握の仕方は、其の可信性の度合がより一層高められよう。

処で、同書には、多種多様にして多事例の内典・外典に拠る修法履行の記事が所見され、其の中に在つて、特に外典、即ち陰陽道関係の祭祀が履行された目途が那邊に在つたかに就いては、既に村山修一氏が、其の高著『日本陰陽道史総説』三一〇頁に於いて、

(一)「病氣その他直接身体の障害や危険を取除き悪靈の祟を防ぐもの」として、例えば、「泰山府君祭」を主として「鬼氣祭」「天曹地府祭」等が履行せられた。

(二)「宿星の信仰を中心とし自然の異変に対する祈禱的なもの」として、例えば、「天地災変祭」を主として「属星祭」

「歳星祭」等が履行せられた。

(三) 「建築物の安全祈願のもの」として、例えば、「土公祭」を主として「宅鎮祭」「石鎮祭」等が履行せられた。

(四) 「祓いを中心としたもので神祇の作法に近い部分である」として、例えば、「四角四堺祭」を主として「七瀬祓」

「風伯祭」等が履行せられた。

と四部類に分つと共に、此等の(一)～(四)なる部類分けの中に在っては、各々の部類に属する事例数の所見頻度も、然うした(一)～(四)と謂う順次にそのまま随っていること。従つて上記の(一)～(四)に在っては、(一)(二)の部類が目立つて多く、之に就いては「個人の病気や身体不調の除去、または予防、これについては、斯うした外典の祭祀に加うるに、内典の其れをも加えた修いたことを示す。」云々と述べられている。そこで茲では、歴代將軍記別に纏めて示した表十三に依拠して、改めて検討を加えてみようと思う。

表十三

| f. 一年当りのc | g. 一年当りのd |
|------------------|------------------|
| 0.13例 3.78% | 0.13条 8.02% |
| 0.18例 5.23% | 0.18条 11.11% |
| 0.53例 15.41% | 0.42条 25.93% |
| 6.27例 182.27% | 2.31条 142.60% |
| 5.24例 152.33% | 2.81条 173.46% |
| 4.58例 133.14% | 2.85条 175.93% |
| 3.44例 | 1.62条 |

| a. 内典 | b. 外典 | c. a+bの事例数 と(種類数) | d. a及びbの 所載条数 | e. 記載年月 |
|--------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|---------|
| 2 (2) | | 2 (2) | 2 | 15年10ヶ月 |
| 1 (1) | | 1 (1) | 1 | 5年8ヶ月 |
| 3 (1) 33.3% (16.7%) | 6 (5) 66.7% (83.3%) | 9 (6) | 7 | 16年10ヶ月 |
| 52 (35) 32.5% (59.3%) | 108 (24) 67.5% (40.7%) | 160 (59) | 59 | 25年6ヶ月 |
| 17 (12) 41.5% (52.2%) | 24 (11) 58.5% (47.8%) | 41 (23) | 22 | 7年10ヶ月 |
| 24 (15) 45.3% (48.4%) | 29 (16) 54.7% (51.6%) | 53 (31) | 33 | 11年7ヶ月 |
| 99 (66) 37.2% (54.1%) | 167 (56) 62.8% (45.9%) | 266 (122) | 124 | 77年4ヶ月 |

[備考] a、b各欄の数字は、内典(a)、外典(b)各々の修法事例数、括弧付数字は、其等の修法種類数、表中a、b両欄の事例数、(種類数)各々の下に記す百分率は、c欄の其等事例数、(種類数)各々の合計数に占めるものであり、f・g両欄の下端に示す百分率は、各々の合計事例数・合計所載条数に占めるものである。

| |
|-----|
| 將軍記 |
| 賴朝 |
| 賴家 |
| 実朝 |
| 賴経 |
| 賴嗣 |
| 宗尊 |
| 合計 |

賴朝將軍記と宗尊將軍記の歴代六將軍記中、其の前半部に相当する賴朝將軍記と実朝將軍記の三代の將軍記にみる内典(a)、外典(b)両記載各々の事例数及び種類数は、此等の將軍記に後続する賴経將軍記と宗尊將軍記の三代の將軍記にみる其等の記載に比して極めて僅少なので、茲では然うした実朝將軍記及び是れに先出する賴朝・賴家両將軍記にみる当該記載を一応考慮の外に措いて、此等三代の將軍記に後続する賴経將軍記と宗尊將軍記の三代の將軍記にみる当該記載の、①一年当りの内典(a)及び外典(b)の事例数と種類数 ②一年当りの内典(a)及び外典(b)の所載条数 ③一年当りの内典(a)及び外典(b)各々の事例数と種類数の、其等内典(a)及び外典(b)各々の合計数に占める割合、等々を精査し、此等の結果を纏めて示した前表に依拠して、然うした①②③各々の多寡・優劣を検討し、併せて其の意味する攸に就いても考察を巡してみたい。

先ず、内典(a)外典(b)双方の修法が、各々一年当り如何程履行されているか、其の事例数をみれば、賴経將軍記が六、二七例と最も多く、以下、賴嗣將軍記(五、二四例)→宗尊將軍記(四、五八例)の順に続き、後続する將軍記ほど、其の事例数が遞減していることが分かる。それでは、其等a(内典)b(外典)双方の修法が履行されたとする事例の一年当りの所載条数では如何にと謂うに、宗尊將軍記が二、八五条と最も多く、以下、賴嗣將軍記(二、八一条)→賴経將

軍記(二、三二条)の順に続いていて、先出する將軍記ほど件の所載条数が漸減していることが知られる。

之に依り、a(内典)b(外典)双方の修法が各々履行された一年当りの記載事例数が、より多ければ多い程、其等a(内典)b(外典)双方の修法が履行された一年当りの所載条数がより一層少くなっていることを明らかにし得るのである。更に、a(内典)b(外典)双方の修法が各々履行されたことを記載する事例数と種類数の、其等a(内典)b(外典)双方の修法が各々履行されたことを記載する事例合計数と種類合計数に占める割合(百分比)に就いて検してみるに、次の如きことが知られる。

- (一) a(内典)の事例数の面では、宗尊將軍記が四五・三%と最も高く、以下、頼嗣將軍記(四一・五%) → 頼経將軍記(三二・五%)の順に続いていて、後続する將軍記程、より高くなっていること。
- (二) a(内典)の種類数の面では、頼経將軍記が五九・三%と最も高く、以下、頼嗣將軍記(五二・二%) → 宗尊將軍記(四八・四%)の順に続いていて、後続する將軍記程、より低くなっていること。
- (三) b(外典)の事例数の面では、頼経將軍記が六七・五%と最も高く、以下、頼嗣將軍記(五八・五%) → 宗尊將軍記(五四・七%)の順に続いていて、後続する將軍記程、より低くなっていること。
- (四) b(外典)の種類数の面では、宗尊將軍記が五一・六%と最も高く、以下、頼嗣將軍記(四七・八%) → 頼経將軍記(四〇・七%)の順に続いていて、後続する將軍記程、より高くなっていること。

此等(一)~(四)に依り、a(内典)b(外典)双方の修法に共通する記載事象として、事例数の割合が、より多ければ多いほど、種類数の其れがより少なく、逆に事例数の割合が、より少なければ少ないほど、種類数の其れがより多くなつて

いる事実を明らかにし得るのである。

斯くしてa(内典)修法よりもb(外典)修法の、より多く履行された事を記す頼経將軍記から観て、其れ以降に在つては、時世の降下と共に、此のb(外典)修法の履行が次第に低調になり、之に対し、徐々にではあるが、件のb(外典)修法の履行に入れ替わる如く、a(内典)修法の其れが相対的に活発化して来る事を窺知し得るように思う。而して斯うした時世の推移に伴うb(外典)修法の低調化と、其れに相応するかの如きa(内典)修法履行の活発化と謂う時流の趨勢を象徴して、之を能く示すのが、晴賢と隆弁の存在と其の修法履行活動である。即ち、外典(b)内典(a)双方の各々に関わる病痾・疾病の治癒恢復を含めた諸種の祈請・祭祀・卜占・意見の諮問・具申等々と謂つた事柄への従事者乃至奉仕者として最多の所見条数を有するのは、外典(b)では晴賢(一四三条)であり、^{註3)}内典(a)では隆弁(一一九条)であるが、^{註4)}茲で問題としている病痾・疾病の治癒恢復を禱祈して諸種の修法を履行する活動を展開したことのみに関り、之を記述する將軍記別の所見条数を観てみるに、前者の晴賢の場合は、頼経將軍記に一四條、頼嗣將軍記に三條、そして宗尊將軍記に二條所見されるが、後出の將軍記ほど減少化傾向が認められる。之に対して後者の隆弁の場合は、頼経將軍記に三條、頼嗣將軍記に四條、そして宗尊將軍記に七條所見され、前者の晴賢の場合とは逆に、後出の將軍記ほど増大化傾向が認められるのである。而して斯様な記載事象を招致せしめた一要因として、頼経將軍の病痾・疾病の治癒恢復を祈請して履行された内典(a)外典(b)両修法奉仕者中、最多の所見条数(九條)を有するのが外典(b)修法者の晴賢であり、宗尊親王將軍の病痾・疾病の治癒恢復を祈請して履行された内典(a)外典(b)両修法奉仕者中、最多の所見条数(七條、但し、外典修法奉仕者の為親も同数の七條)を有するのが隆弁であり、此等晴賢・隆弁両者の存在と其の活動とを挙げて宜しかろうと

思う。以上の所述に、より一層の説得力を持たせる為には、其等晴賢・隆弁両者の中、特に隆弁に就いて、今尠しく説述して置く要があるう。

権大納言四条(藤原)隆房を令廠とする隆弁は、名門出自に由来する公家的才識に恵まれ、和歌や蹴鞠にも秀逸すると共に、有驗無双とも、法驗重疊言語の及ぶ伎に非らずとも評される程の比類無き験力を發揮し、頼嗣・宗尊親王両將軍家を始めとして、西園寺入道相國公経や北条得宗家、就中、執権経時・政村、連署重時、六波羅探題時茂室家、等と謂つた、時の権力主担者及び其れに準ずる人士の眷族・連枝・妻室に当たる数多の人々の病痾・疾病を、其の得手とする医術と、加持祈祷に依る法力とを以て平癒せしめ、又、執権北条時頼室(北条重時子女)の出産に際しては、鶴岡八幡宮の宝前に於いて丹誠肝膽を碎き、或いは、伊豆国三嶋社壇に侍して祈請する杯して、丹祈を凝らし、男子平産の靈告を得、果せる哉、其の出産には、件の靈告通りの月日刻限に違ふこと無く、無事男児(時宗)を生誕せしめたと謂う詳密な記事が掲げられている。更に或いは、其の時折の権力中枢者のブレイントラストとして、將軍職や執権職の譲与・交替、更に加えて、鎌倉・京洛両政権間の謂わば、「橋渡し」的な役割をも果たし、其の時々の政界に多大なる影響を与えた政僧でもあつた。僧籍者隆弁は、鶴岡別当僧正として、又、自らの修行寺たる園城寺の長吏として、其等社寺共々の発展隆昌にも尽瘁して、其の本分を果した。斯様な僧隆弁の活動に就いては、夙に加藤 功氏の論攷「鎌倉の政僧」(『歴史教育』第一六卷第二二号)があり、氏の論究に負うて、嘗て稿者も本誌第十七号に『吾妻鏡』の編纂について——その記事と用字のあり方——なる小文を公にし、其の註記に於いて『吾妻鏡』には、「法驗」(「法之効驗」をも含む)なる用語が左記の通り一二例所見される。このうち事例1の一例のみが「法之効驗」となっている。そし

てこの「法験」を発現したとされる人物についてみると、事例2の一例をのぞく一一例に固有名がみられ、この一一例・一一名のうち、実に事例4〜11の八例・八名までが隆弁なのである。これを以て同書における隆弁の法験を伝える記事が如何に多く載録されているかをよく知りうるのである。しかも、件の隆弁は、歴代將軍家(頼嗣・宗尊親王)や執権北条(経時)氏の御不例を御減せしめたり、後の執権北条時宗を平産せしめたりたとされているように、幕府の中樞にある為政者ないし威権者と密接な関わり合いを有していたとみられることから、その政僧としての一斑を窺知しうるのである。」と指摘して置いた。

斯くして上述の如き卓絶した僧隆弁の存在と其の活動とを併考することに依り、頼嗣・宗尊親王両將軍治世下の頃比に、時世の推移と共に漸次、内典(a)修法が従前に比して、相対的により活発化して来る所以の一斑を闡明し得るようと思う。

F 記載に就いて

尊敬語の「御」字を冠する病痾・疾病の記載がみられるのは、表十四に示す如く左記の四氏族・三〇名に限られており、其の氏族別内訳を、当該員数の優越順次に随つて掲げれば、次の通りである。

藤原氏……………①(1)九条(藤原)頼経、③(3)九条(藤原)頼嗣、⑯(12)九条(藤原)道家、⑳(12)九条(藤原)頼経子息

乙若、㉗(14)九条(藤原)頼経子女(竹御所子女)、㉘(15)九条(藤原)頼経御臺所(二位殿)、㉙(16)藻壁

門院(樽子) ⑦①⑥ 九条(藤原)教実、⑧③①⑥ 九条(藤原)頼経子息今若、⑨⑨①⑥ 宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼経子女(宰子))の一〇名あり、此等はすべて將軍家頼経の御臺所、子息兄弟、令敵等の所謂眷族か、宗尊親王將軍家の御息所か、の孰れかに限られている。

北条氏……………⑤(5)北条時頼、⑦(7)北条政子、⑧(7)北条泰時、⑨(8)北条経時、⑫(10)九条(藤原)頼嗣御臺所(北条時氏子女(檜皮姫))、⑳(13)北条時房(連)、㉑(13)北条時宗、㉒(14)北条義時の八名あり、此等はすべて執権職就任者か、頼朝將軍家の御臺所にして尼將軍及び其の舎弟か、將又、頼嗣將軍家の御臺所か、の孰れかに限られている。

皇族……………②(2)宗尊親王、⑬(10)後嵯峨院、⑱(12)後白河法皇、㉒(13)後鳥羽院、⑥⑨(16)後堀河院、⑦⑧(16)四条院の六名あり、此等はすべて宗尊親王將軍家及び其の眷族、鎌倉府並びに頼経將軍家に縁深い皇統纂承者に限られている。

源氏……………④(4)源 実朝、⑥(6)源 頼家、⑩(9)源 大姫、⑪(9)源 頼朝、⑮(11)源 三幡、㉑(14)九条(藤原)頼経御臺所(源 頼家子女竹御所)の六名あり、此等はすべて頼朝將軍家及び其の眷族に限られている。

之に依り、藤原氏が一〇名で最も多く、北条氏が八名で其れに次ぎ、以下、源・皇族両氏が六名宛で続いていることが分かる。而して其の記載の有り様をみるに、

藤原氏は、「御不例」が七名に九二例、「御惱」が三名に四例、「御不豫」が一名に一例、「御勞」が一名に一例、「御患」

が二名に二例の、都合五種類、一〇〇例みられる。

北条氏は、「御不例」が六名に二七例、「御病痾」が三名に三例、「御勞」が一名に一例、「御病痾」が二名に二例、「御惱」が一名に二例、「御違例」が四名に五例、の都合六種類、四〇例みられる。

皇族は、「御惱」が五名に六〇例、「御不豫」が三名に七例、の都合二種類、六七例みられる。

源氏は、「御惱」が五名に三〇例、「御病痾」が四名に二三例、「御違例」が二名に二例、「御病痾」が一名に一例、「御勞」が一名に五例、「御病」が一名に一例、の都合六種類、五二例みられる。

以上に依り、皇族以外の藤原・北条・源三氏族に在っては、共通して「御不例」が最も多くみられる。(藤原氏は九二%、北条氏は約六

八%、源氏は約五八%)が、皇族に在っては「御不例」は全くみられずに、「御惱」が最も多くみられ(約九〇%)、「御不豫」(約一〇%)

が其れに次いでいる。此の皇族で最も多い「御惱」が他氏族で見られるのは、藤原氏の①(1)九条(藤原)頼経、⑦(16)藻壁門院(嬪子)、⑨(16)宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼経子女(宰子))の三名と、北条氏の⑦(7)北条政子の一名の、都合四名のみであり、これが源氏には全くみられない。又、皇族にみられる「御不豫」が皇族以外の諸氏族に在ってみられるのは、独り藤原氏の①(1)九条(藤原)頼経あるのみである。斯うしてみると、「御惱」に関しては、記載意識面に於いて、①(1)九条(藤原)頼経や⑦(7)北条政子が、②(2)宗尊親王將軍家や皇統纂承者や、⑦(16)藻壁門院(嬪子)(後堀河天皇中宮にして四条天皇生母)や⑨(16)宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼経子女(宰子))(宗尊親王將軍家御息所にして惟康親王將軍家生母)と同等・同等と見做されており、又、「御不豫」に關しても、やはり①(1)九条(藤原)頼経將軍家が、②(2)宗尊親王將軍家や⑧(12)後白河法皇や⑧(16)四條院杯の皇統纂承者と同等・同等とする意識に基拠して記載されている、とみられるのである。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------|
| ⑬(10)後嵯峨院 | | | | | | | | | ○ 6 | | | | | | | | | | | ○ 御・ 惱 |
| ⑮(11)源 三幡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 病惱 |
| ⑱(12)後白河法皇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 不豫 |
| ⑲(12)九条(藤原)道家 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 不例 |
| ⑳(12)九条(藤原)賴經子息乙若 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 不例 |
| ㉑(13)北条時房(連) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 不例 |
| ㉒(13)後鳥羽院 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 惱 |
| ㉓(13)北条時宗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ㉔(14)北条義時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ㉗(14)九条(藤原)賴經子女(竹御所 子女) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 不例 |
| ㉘(14)九条(藤原)賴經御臺所(源 賴家子女竹御所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 不例 |
| ㉚(15)九条(藤原)賴經御臺所(二 位殿) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ 御・ 惱 |

表十五

| | |
|---------------------|--|
| <p>病痾・疾病者</p> | <p>病痾・疾病記載種類</p> |
| <p>①(1)九条(藤原)頼経</p> | <p>御・不例 52 御・悩 2 御・不豫 1 御・勞事 1 病氣 2 不例 1</p> |
| <p>②(2)宗尊親王</p> | <p>所勞 1 病事 1 御・悩 48 御・不豫 3</p> |

〔備考〕 御字を冠する各病痾・疾病記載の○印下部の数字は、各当該事例の使用回数を表わし、又、最下欄の各病痾・疾病最多記載上部に（印と○印とを付記してあるのは、前者が使用回数と同じ場合であり、後者が当該記載の使用のみの場合であること）を各々示す。

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|----------------------|----------|----------|----------------------|----------|----------|----------------------|----------|--|
| <p>⑥(16)後堀河院 ⑦(16)藻壁門院(樽子) ⑦(16)九条(藤原)教実 ⑦(16)四条院 ⑧(16)九条(藤原)頼経子息今若 ⑨(16)宗尊親王御息所(近衛)藤原(兼経子女(宰子))</p> | <p>一八 ○ 1</p> | <p>九 ○ 1</p> | <p>七</p> | <p>六</p> | <p>四 ○ 1</p> | <p>三</p> | <p>三</p> | <p>二 ○ 1</p> | <p>一</p> | <p>御・悩 御・患 御・不豫 御・不例 御・悩 御・悩</p> |
|--|-----------------------|----------------------|----------|----------|----------------------|----------|----------|----------------------|----------|--|

| | |
|--------------------------------|--|
| ③(3) 九条(藤原)頼嗣 | 御不例 28 所勞 1 |
| ④(4) 源 実朝 | 御不例 13 御病悩 4 御違例 1 |
| ⑤(5) 北条時頼 | 御不例 5 御病悩 1 御勞 1 御病痾 1 不例 2 病氣 1 |
| ⑥(6) 源 頼家 | 御病悩 6 御不例 6 御病痾 1 |
| ⑦(7) 北条政子 | 御不例 7 御悩 2 御違例 1 不例 1 |
| ⑧(7) 北条泰時 | 御不例 6 御違例 2 御病悩 1 御病痾 1 不例 2 所勞 1 |
| ⑨(8) 北条経時 | 不例 5 御不例 3 御病悩 1 病患 1 |
| ⑩(9) 源 大姫 | 御不例 6 御違例 1 御病悩 1 |
| ⑪(9) 源 頼朝 | 御勞 5 御不例 2 御病 1 |
| ⑫(10) 九条(藤原)頼嗣御臺所(北条時氏子女)〔檜皮姫〕 | 御不例 5 |
| ⑬(10) 後嵯峨院 | 御悩 6 |
| ⑭(11) 加藤景廉 | 病 4 病痾 3 所勞 1 病悩 1 |
| ⑮(11) 源 三幡 | 御病悩 2 |
| ⑯(11) 大江広元 | 所勞 2 違例 1 不例 1 病悩 1 病 1 |
| ⑰(11) 北条時頼室家(北条重時子女) | 病悩 3 不例 2 |

| | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ①⑧(12)後白河法皇 | 御不豫 3 御悩 2 |
| ①⑨(12)九条(藤原)道家 | 御不例 5 |
| ②⑩(12)九条(藤原)頼経子息乙若 | 御不例 2 不例 2 御患 1 |
| ②①(13)北条時房(連) | 御違例 1 病悩 1 病痾 1 |
| ②②(13)後鳥羽院 | 御悩 3 |
| ②③(13)北条時宗 | 御不例 1 違例 1 不例 1 所勞 1 |
| ②④(13)北条重時 | 病悩 2 違例 1 所勞 1 |
| ②⑤(14)北条義時 | 御違例 1 病氣 1 病悩 1 |
| ②⑥(14)三善康(善)信 | 病 2 |
| ②⑦(14)九条(藤原)頼経子女(竹御所子女) | 御不例 3 |
| ②⑧(14)九条(藤原)頼経御臺所(源 頼家子女竹御所) | 御不例 3 |
| ②⑨(14)北条長時 | 病 1 病患 1 所勞 1 |
| ③⑩(15)丹後内侍 | 病悩 2 違例 1 |
| ③①(15)源 範頼 | 病悩 1 |
| ③②(15)二階堂行光 | 病痾 2 |

| | |
|---------------------------|-----------|
| ③③(15)北条義時室家(伊賀朝光子女) | 病惱 1 |
| ③④(15)九条(藤原)頼経御臺所(二位殿) | 御・不例 1 |
| ③⑤(15)北条長時室家(北条時盛子女) | 病 1 所勞 1 |
| ③⑥(15)北条実時室家(北条政村子女(金沢殿)) | 所勞 1 病惱 1 |
| ④⑦(16)加々美長清 | 病 1 |
| ④⑧(16)平 知盛 | 所勞 1 |
| ④⑨(16)源 義経 | 所勞 1 |
| ④⑩(16)岡邊泰綱 | 病惱 1 |
| ④⑪(16)雑色浜四郎 | 病惱 1 |
| ④⑫(16)新(仁)田忠常 | 病惱 1 |
| ④⑬(16)千葉常胤 | 違例 1 |
| ④⑭(16)足利義兼室家(北条時政子女) | 病 1 |
| ⑤①(16)千手前 | 病 1 |
| ⑤②(16)大友能直 | 病痾 1 |
| ⑤③(16)吉田(藤原)経房 | 所勞 1 |
| ⑤④(16)葛西清重生母 | 所勞 2 |

| | | |
|----|--------------------|---------------|
| ⑤4 | (16)小諸光兼 | 病痾 1 |
| ⑤5 | (16)北条時政 | 相勞 1 |
| ⑤6 | (16)工藤景光 | 病 1 |
| ⑤7 | (16)小栗重成 | 所勞 1 |
| ⑤8 | (16)稻毛重成室家(北条時政子女) | 病惱 1 |
| ⑤9 | (16)岡崎義實 | 病 1 |
| ⑥1 | (16)北条政範 | 病惱 1 |
| ⑥2 | (16)佐々木定綱 | 病氣 1 |
| ⑥4 | (16)千葉成胤 | 病惱 1 |
| ⑥6 | (16)一条(藤原)能氏 | 病 1 |
| ⑥7 | (16)左兵衛佐範経 | 病 1 |
| ⑥8 | (16)安倍知輔 | 所勞 1 |
| ⑥9 | (16)後堀河院 | 御・ 病惱 1 |
| ⑦0 | (16)北条朝時 | 不例 1 |
| ⑦2 | (16)北条時氏 | 病惱 1 |
| ⑦3 | (16)藻壁門院(樽子) | 御・ 病惱 1 |

| | |
|----------------------|--------|
| ⑦④(16)伊賀仲能 | 病 1 |
| ⑦⑤(16)北条実泰 | 病痾 1 |
| ⑦⑥(16)尾藤景綱 | 所勞 1 |
| ⑦⑦(16)九条(藤原)教実 | 御・不例 1 |
| ⑦⑧(16)四条院 | 御・不豫 1 |
| ⑦⑨(16)中条家長 | 所勞 1 |
| ⑧⑩(16)三善康俊 | 所勞 1 |
| ⑧⑫(16)西園寺(藤原)公経 | 病 1 |
| ⑧⑬(16)九条(藤原)頼経子息今若 | 御・患 1 |
| ⑧⑭(16)北条時幸 | 病 1 |
| ⑧⑮(16)北条時盛 | 不例 1 |
| ⑧⑰(16)中原師員(行嚴) | 病痾 1 |
| ⑧⑱(16)安達義景 | 所勞 1 |
| ⑧⑲(16)足利義氏(正義) | 病悩 1 |
| ⑨⑲(16)三善康連 | 病痾 1 |
| ⑨⑳(16)北条長時子息(宮王(義宗)) | 病患 1 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| ⑨4(16)北条時基 | 病 1 |
| ⑨6(16)審範 | 病 1 |
| ⑨7(16)二階堂行方 | 所勞 1 |
| ⑨8(16)二階堂行頼 | 所勞 1 |
| ⑨9(16)宗尊親王御息所(近衛(藤原)兼経子女(幸子)) | 御・ 悩 1 |

〔備考〕 各病痾・疾病記載下の数字は、其の事例回数、「御」字を冠する病痾・疾病記載には、其の「御」字に●印を付してある。

次に、上述の「御」字を冠する病痾・疾病記載の外、これをも含めた諸種の病痾・疾病記載が諸氏族毎に各々如何ように表出されているかをみてみるに、其の氏族別記載種類数の優越する順次に随つて挙示すれば、左記の如くなる

(茲には、記載種類数が複数以上のも
のに限つて挙げてある(表十五参稽))。

- 北条氏……………不例 八名、病悩 八名、御・不例 六名、所勞 六名、病 五名、御・違例 四名、御・病悩 三名、病患 三名、御・病痾 二名、病氣 二名、病痾 二名、違例 二名、御・勞 一名、御・悩 一名、相勞 一名、の一五種類 五四名(実員数二四名)
- 藤原氏……………御・不例 七名、御・悩 三名、所勞 三名、不例 二名、御・患 二名、病 二名、御・不豫 一名、御・勞事 一名、病氣 一名、病事 一名、の一〇種類 二三名(実員数二三名)

源氏……………御不例 五名、御病悩 四名、御違例 二名、御病痾 一名、御勞 一名、御病 一名、病悩 一名、所勞 一名、の八種類 八名(実員数八名)

大江氏……………所勞 一名、違例 一名、不例 一名、病悩 一名、病 一名、の五種類 一名(実員数一名)

加藤氏……………病 一名、病痾 一名、所勞 一名、病悩 一名、の四種類 一名(実員数一名)

三善氏……………病 一名、所勞 一名、病痾 一名、の三種類 三名(実員数三名)

皇族……………御悩 五名、御不豫 三名、の二種類 六名(実員数六名)

二階堂氏……………病痾 一名、所勞 二名、の二種類 三名(実員数三名)

伊賀氏……………病悩 一名、病 一名、の二種類 二名(実員数二名)

千葉氏……………違例 一名、病悩 一名、の二種類 二名(実員数二名)

之に依り、諸種の病痾・疾病記載に在って、其の記載種類数及び件の諸種の記載を以て表出されている人物の員数と実員数の諸点に於いて、諸氏族中、最も卓越しているのは、北条氏であり、以下に藤原氏→源氏の順に続き、然うした人物の員数、その実員数共に六名を数える皇族の記載種類数は、大江・加藤・三善の三氏族のそれよりも一段と尠いことを明らかにし得るのである。

G記載に就いて

病痾・疾病に伴う役職・役割・職掌の譲与乃至交替等に関わるG記載の全例をば、時世の推移順次に随つて列記すれば、次の如くなる(各人名頭部の上段〔印付数字は、G記載事例の通番号。中段○印付数字、下段〕(一)〔印付数字は、共に既掲の(二)に関する「権病記事」に於ける其等と同じ。)

〔1〕⑥(6)源 頼家

(10)將軍家御不例。絆危急之間。有御讓補沙汰。

建仁3・8・27条

〔2〕③②(15)二階堂行光

(2)伊賀次郎左衛門尉光宗補政所執事。信濃前司行光依病痾危急。辭退替云々。

承久1・9・6条

〔3〕②⑥(14)三善康(善)信

(3)大夫屬入道善信老病危急。露命不知旦暮。仍辭退問註所執事之間。以男民部大夫康俊補其替云々。

〃3・8・6条

〔4〕⑦⑤(16)北条実泰

(1)陸奥五郎依病痾。辭小侍所別當。而此事爲重職。子息太郎實時年少之間。難讓補之由。雖有其沙汰。

武州雖重役。雖年少。可加扶持之由。依令申請給。所被仰付也云々。天福2・6・30条

〔5〕⑦⑥(16)尾藤景綱

(1)武州家令尾藤左近入道々然。依所勞辭職。平左衛門尉盛綱補其闕云々。〃2・8・21条

〔6〕⑦⑦(16)九条(藤原)教実

(1)京都飛脚參着。殿下去二月廿一日以後。御不例追日増氣之間。攝錄大殿御還着之由申之云々。

[7] ⑧(16)三善康俊

(1)加賀前司康俊依所勞危急。辭申問注所執事之間。以子息民部大夫康持。可為其替之旨。被仰下云々。

嘉禎 4・6・10 条

文曆 2・4・1 条

[8] ⑨(8)北条經時

(9)於武州御方。有深秘御沙汰等云々。其後。被奉讓執權於舍弟大夫將監時賴朝臣。是存命無其恃之上。兩息未幼稚之間。為止始終牢籠。可為上御計之由。眞實趣出御意云々。左親衛即被申領狀云々。

寬元 4・3・23 条

(10)武州御不例事。危急之上。執權既及讓補儀之間。今日。被落筋畢。法名安樂。大藏卿法印良信為戒師云々。

" 4・4・19 条

[9] ⑨(16)三善康連

(1)民部大夫康連依病痾危急。辭問注所執事。子息康宗補其闕。

建長 8・9・30 条

[10] ⑤(5)北条時賴

(11)相州赤痢病事減氣云々。今日。被讓執權於武州長時。又武藏國務。侍別當。并鎌倉第同被預申之。但家督幼稚之程眼代也云々。

" 8・11・22 条

[11] ⑨(16)二階堂行賴

(1) 加賀前司行頼所勞危急之間。政所執事筑前三郎左衛門尉行實可致沙汰之由被仰付云々。弘長3・11・9条
此等全一例・一名を、氏族別員数の優越順次に随つて示せば、

三善氏……………〔3〕〔7〕〔9〕の三例・三名

北条氏……………〔4〕〔8〕〔10〕の三例・三名

二階堂氏……………〔2〕〔11〕の二例・二名

源氏……………〔1〕の一例・一名

尾藤氏……………〔5〕の一例・一名

藤原氏……………〔6〕の一例・一名

となり、三善・北条両氏が共に三例・三名宛で最も多く、二階堂氏が二例・二名で其等に次ぎ、以下、源・尾藤・藤原の三氏が各一例・一名宛で続いていることが分かる。此の最多事例数・員数を有する三善・北条両氏の中、前者の三善氏の場合、問注所執事在职者が病痾・疾病に依り、其の令息に(3)では康(善)信が康俊に、(7)では康俊が康持に、(9)では康連が康宗に、各々後任を託した、とされている。而して斯うした三善氏に就いての記載事象を以て、同氏が『吾妻鏡』の編纂に関与尽力したとする所依り、小侍所別当職を辞し、之を其の令息実時が、泰時の支持・支援を得て補任されたと謂う。〔8〕では執権在职者の経時が「存命無其侍」(9)、或いは、其の病痾・疾病が「危急」(10)の状態に在ることから、其の令弟時頼に「執権」を「奉讓」乃至「讓補」したと謂う。〔10〕では執権在职者の時頼が「執権」を其の大叔父重時の令息長時に委讓すると

共に、自らは、其の「幼稚之程」は「眼代」を勤力すると謂う。此の北条氏の場合、上述の如く、〔8〕と〔10〕では、執権職の委譲と謂う事が、記載内容の主要中核部分を為しており、此等〔8〕〔10〕の中、特に前者〔8〕に記載されている攸の要諦は、経時より其の令弟時頼へと謂う執権職の委譲が、現執権在職者たる「武州（経時）御方」に於ける「深秘御沙汰等」に依るものとされている事である。斯うした事に就いては、奥富敬之氏が其の著『鎌倉北條一族』（一五二—一五三頁）に於いて、

経時は、自分の病状から見て病気の回復は望めそうにもないし、二人の息子はまだ幼いので、執権職を弟時頼に委譲した。実際には、経時自身の発意によるものであるが、混乱が生じてはいけなから、（まだ八歳でしかない）將軍頼嗣の命令ということにしたというのである。

一見、もつともそうであるが、よく読むとおかしいことだらけである。たしかに、このとき、経時の長男頼助はわずか二歳であったが、これを執権に立てて弟時頼が補弼の任にあたってもよく、また、頼助が成長するまでのつなぎとして時頼が執権になるという方法もあつたはずである。のち、時頼が長時に執権を委譲したときには、後者の方法がとられている。また、経時の発意だと混乱が予想され、八歳の將軍の命だと混乱は生じないというのもおかしい話である。その上、將軍の命によるという形式をとつたにしても、眞実は経時の発意によると、ダメ押しのように記しているのも、不自然である。

だいたい、このような重大な決定が、「深秘の御沙汰」によってなされたということが問題である。本来、これは北條氏得宗の私邸における家族会議のようなものだったと推測される。かつて北條時政の名越邸で、時政、牧

の方、義時、時房が畠山重忠討滅の可否を論じたことがあるが、いわばこれであろう。しかし、話題あるいは議題が畠山重忠討滅といった種類のものであった場合には、当然、他へは秘密にされるべきものであり、それが幕政の実権を握る得宗の私邸で行なわれたので、ついに「深秘の御沙汰」ということになってしまったのである。吾妻鏡を一読した者でなければ、この語の持つ不気味さは理解できないのである。吾妻鏡の後半に数回この語が見られるが、そのあと、きまつてなにか事件が起り、陰謀が発覚し、合戦が起るのである。

そして、経時から時頼への執権職委譲を決定したこの「深秘の御沙汰」は、吾妻鏡でその語が用いられた初例であった。この不吉な語を見るだけでも、執権職委譲には、なにか裏があつたと感ぜずにはいられない。

と述べて、然うした事「深秘御沙汰」と、之に依る執権職の委譲が為された際の状況や、其の為された事の持つ意義や、性格やを総括的に要領よく、且つ簡明に纏められており、取り分け、記載面に関して、「深秘御沙汰」が「吾妻鏡でその語が用いられた初例であつた。」との事を指摘されているのは、注意されてよい。

処で、此の「深秘御沙汰」であるが、上記の〔8〕〔9〕〔8〕以降に在っては、同寛元四年五月廿五日条に所見される。即ち、名越光時に依る謀叛が失敗に帰するや、新執権時頼は、其の翌月十日に、自邸に極秘・内輪の会合を持ち、此処で「深秘御沙汰」が在つたと謂う。而して是事に依つて、其の三日後に謀叛者光時は、伊豆へ配流されると共に、其の所帯職を没収されている。故に十日の「深秘御沙汰」に依り、時頼は己に敵対した光時杯への処置と其の善後策とを取り決めたと推考されるのである。爾後、件の「深秘御沙汰」は、文永三年六月廿日条に所見され、同条からは、執権時宗が其の「御亭」に政村、実時、泰盛(安達)の三名を請じ入れ、極秘裡に談合して、將軍家宗尊親王を京洛へ追却す

べき策を練つたと推量されるのである。

斯うしてみると、「深秘御沙汰」なる用語の判釈としては、著大なる権勢者得宗と、是に甚く信頼されて政策面での所信をも齊しくする者達とが一堂に会して、実質上であれ、名目上であれ、幕政を領導する在職中の將軍家や執権の交替・移譲と謂つた重大事をも極秘裡に決定してう会合(寄合)での沙汰、即ち決定の意、と理會されるのである。

〔2〕と〔11〕にみる二階堂氏の場合は、行光の「病痾危急」に依り、其の令妹(伊賀朝光妻室)の子息光宗へ〔2〕、行頼の「所勞危急之間」故に、其の令弟行実へ〔11〕各々、政所執事職交替の沙汰が在つたとされている。

〔1〕の源氏の場合は、將軍家頼家の「御不例」が、「絳危急之間」と謂うことで、將軍職「御讓補」の沙汰があつたとされている。

〔5〕の尾藤氏の場合は、北条氏(茲では泰時)の家令尾藤景綱が「所勞」に依り、其の職を辞し、之に替わり、平盛綱が其の闕を補つたとされている。是は、本来、鎌倉幕政に直接的に関わりを持つと謂うよりも、北条氏一族内の家政に直接関わりを持つ問題であり、事柄であると言えよう。此の点で、承元三年十一月十四日条や宝治元年五月廿七日条に見される同氏年来の郎従たる「主達」の存在と其の活動振りを活写している記載と併せ考えられるべきであらう。

〔6〕の藤原氏の場合は、將軍家九条(藤原)頼経の令兄教実が「御不例。追日増氣之間。」と謂う由々しき事態となり、竟に薨去したことから、其の令嚴道家が摂政に還着したとされている。此事に就いては、『史料綜覧』の嘉禎元年

(文曆二年九月十九日、嘉禎改元)二月廿一日条に「甲攝政教實疾アリ、尋テ、道家神馬ヲ諸社ニ獻ジ、修法祭祓等ヲ行ヒテ、其平癒ヲ祈

ル」(A)、尋で、同年三月廿八日条に「辛攝政従一位藤原教實薨ズ、仍リテ、前關白藤原道家ヲ以テ攝政ト爲ス」(B)

として、各々の事象・事變の大綱を提挙した綱文を掲記すると共に、其の考拠たる下記の如き目文を排列している。即ち前者(A)には、『百練抄』『玉蘂』『明月記』『吾妻鏡』(6)、後者(B)には、『公卿補任』『玉蘂』『明月記』『百練抄』『吾妻鏡』(6)及び其の翌四月二日条)、『五代帝王物語』『増鏡』『東寺長者補任』『尊卑分脈』杯である。此等の諸目文に拠れば、九条教実は、嘉禎元年二月下浣の頃比より病痾・疾病に罹り、修法祭祓を主とする諸種多様の祈療治が試みられたけれども、然したる効驗無く、同年三月廿七日「秉燭之程」に病痾愈々篤く、竟に翌廿八日「巳刻」(『玉蘂』及び『吾妻鏡』)に享年廿六歳を一期として身罷ると共に、其の日の中に、道家に対し「被下攝政詔」(『玉蘂』)られたと謂うことになる。此の九条(藤原)教実の薨去と、其の令敵道家の摂政還着とは、確かに將軍家の身内的な事態ではあるが、其れと同時に、鎌倉府の対京洛政策にも重大な意義を有する出来事でもあった、と言えるのである。

斯うしてG記載は、上述の如く、將軍職(1)を始め、執権職(8)(10)、政所執事職(2)(11)、問注所執事職(3)(7)(9)、小侍所別當職(4)杯と謂った鎌倉府の要職の交替・委讓・讓補に関わる重要・重大な事柄を主内容としている点で、大いに注視されて宜しかろうと思う。加えて、当該記載の氏族別事例数・員数両面で三善氏と共に最多の北条氏の場合、権勢・主担者、即ち得宗、及び之に甚く信賴されると共に、心胆・信条を同じくする者達が一堂に会して、極秘裡に將軍職の交替・委讓を始めとして、其の他、幕政の重大要項を決定しており(所謂「深秘御沙汰」)、而して斯うした事を、敢えて記載している点や、既述した同氏の家政機関の長たる「家令」の讓補(5)の事、或いは同氏年来の郎従たる「主達」の存在と其の活動振りの事、杯に就いての記事を登載している点やを彼此勘案してみるに、然うした事迹を認識している『吾妻鏡』の成立や性格を、より深博に、且つ、より詳細に究明する上に於いて、既述した三善氏の同書への関

与、忤も然ること乍ら、寧ろ、其れ以上に、時の最高にして最強の権勢者たる得宗、乃至得宗家の同書への直接的・間接的な介入関与の実態をこそ、多方面より具象的、且つ実証的に解明すべき必要性のあることを痛感するのである。

十三

斯くして本稿では、其の劈頭部に記した如く、『吾妻鏡』に登載されている諸多の某人物の死没に係わる諸記事に就いて、(一)其れ自体の有り様や内容如何を彼此考覈すると共に、件の記事中に所見される人物は固よりのこと、之に加えて其処に所見されぬ人物をも含めた数多の諸人物に就いての、(二)病痾・疾病に係わる事柄を伝える諸記事や、(三)追善・追福に係わる事柄を録する諸記事に關しても、之等を併せて各々の諸事例を挙示して逐一検討を加えてみた結果、歴代將軍職就任者(將軍家)の出自氏族たる源・藤原・皇族の三氏族に北条の一氏族を加えた四氏族に就いての記載が殊のほか広く、深く、大きく採り上げられていること。而して此等四氏族中に在つて独り將軍家を推戴した北条氏に就いての、同書への収載の有り様は、本稿に於いて検証し来たつた如く、例えば、

- 1、「死没」記事の事例数では藤原氏に次ぐ二位
- ②、「病没」記事の事例数では首位
- ③、「死没年齢」記事の事例数では首位
- ④、「死没刻限」記事の事例数では首位

⑤、埋葬地・納骨地・墳墓地に就いての収載事例数では首位

⑥、前記⑤に係わる具名を有する奉行人・沙汰人・供奉人、其他諸役人に関する記事の事例数では首位

⑦、前記⑤に係わる刻限に関する記事の事例数では首位

⑧、死没乃至葬儀(礼)に係わる素懷者・出家者(但し、死没者の眷族は除く。)に関する記事の事例数では源氏と同数で首位。

9 ⑩、「追福記事」に係わる「被追福者」の収載員数では源氏に次ぐ二位、収載事例数では首位

⑪⑫、前記9に係わる「奉追福者」の収載員数及び収載事例数では共に首位

⑬⑭、前記9に係わる「追福記事」中、忌景・廻忌杯と謂った仏事記載にみる「被追福者」の収載員数及び収載事例数では共に首位

例数では共に首位

⑮⑯、前記⑬⑭に係わる「奉追福者」の収載員数及び収載事例数では共に首位

⑰⑱、被慰問病痾・疾病者の収載員数では首位、収載事例数では皇族に次いで藤原氏と共に二位

⑲⑳、病痾・疾病者の収載員数では首位、所見条数では藤原氏に次ぐ二位

㉑、病痾・疾病の発動・増氣・減氣・復本の孰れかに関する刻限記載を有する者の収載員数では首位

㉒、病痾・疾病の具名を有する者の収載員数では首位

㉓、病痾・疾病の具名に在つて敬語「御」が使用されている者の収載員数では首位

24、病痾・疾病の症状・容態・治癒等に関わる「(應)御平愈」より「二聞食御膳(粥)」一「二有御食事」一までの一四種類に

及ぶ記載をトータルした所見回数では藤原氏に次ぐ二位

②5、前記24の一四種類に及ぶ記載の各人別使用回数のトータル(P)では首位

26、前記24に関する各人別所見条数のトータル(Q)では藤原氏に次ぐ二位

②7、沐浴記載では首位

②8、被修法病痾・疾病者の収載員数では藤原氏と共に首位

29、被修法病痾・疾病者の収載事例数では藤原・皇族二氏に次ぐ三位

30、尊敬語「御」を冠する病痾・疾病語で記載されている者の収載員数では藤原氏に次ぐ二位

③1③2、前記30をも含めた病痾・疾病語の種類数及び然うした用語で記載されている員数では共に首位

③3③4、病痾・疾病に伴う役職・役割・職掌の譲与乃至交替等に関わる収載事例数及び収載員数では三善氏と共に首位

と謂った三四事項・項目中、「首位」を占める(○印付加の事項・項目)のが二六事項・項目(約七七%)にも及んでいる記載事実に徴

しても、トータルに於いて北条氏は、源・藤原・皇族と謂った他余の三氏族の其れ(同書への載録の有り様)よりも優越しており、而

も然うした事柄は、北条氏の中に在って、取り分け、得宗家関係者に顕著に窺われる記載事象であることを実証的に

闡明し得るのである。従って斯うした点からも、更に尚、同書収載の多種多様に互る諸記事に及ぼして、北条氏、中

に就き、得宗家関係者との関連で、より一層、精細緻密に検覈していくのも、同書の成立や性格を究明する上に於い

て、極めて有用な追窮視角たり得るものとなろうことを指摘して筆筒に蓋をすることとしたい。

註(1)拙文『吾妻鏡』にみる小山朝光の活動(小川 信先生 古稀記念論集 『日本中世政治社会の研究』)

(2)『吾妻鏡』に収載する歴代將軍記の年序は、凡そ、下記(前掲表十)の通りである。(三參稽) 頼朝將軍記(一五年一〇ヶ月)、

表十六

| 外典修法奉仕者(氏族) | 將軍記 | | | | | | | 所見条 |
|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 頼朝 | 頼家 | 実朝 | 頼経 | 頼嗣 | 宗尊 | 合計 | |
| 晴賢(安倍) | | | | 一四 | 三 | 二 | 一九 | 一四三 |
| 泰貞(安倍) | | | 二 | 一六 | 一 | | 一九 | 一二〇 |
| 親職(安倍) | | | 一 | 一四 | | | 一五 | 九三 |
| 晴茂(安倍) | | | | 五 | 二 | 四 | 一一 | 六一 |
| 宣賢(清原) | | | 一 | 一 | 二 | 三 | 一七 | 五九 |
| 文元(惟宗) | | | | 〇 | | 一 | 一一 | 五二 |
| 為親(安倍) | | | | 一 | 二 | 七 | 一〇 | 四七 |
| 国繼(安倍) | | | | 二 | | | 一二 | 四七 |
| 広資(安倍) | | | | 八 | 四 | 一 | 一三 | 四〇 |
| 維範(安倍) | | | | 五 | | | 五 | 三一 |

頼家將軍記(五年八月)、実朝將軍記(二六年一〇ヶ月)、頼経將軍記(二五年六月)、頼嗣將軍記(七年一〇ヶ月)、宗尊親王將軍記(二一年七月)、仍つて此等歴代將軍記中、頼経將軍記に、如何に長期間に亙る事績(蹟)が収載されているかを知り得る。

(3)左掲表十六參稽

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|--------|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|----|--------|
| 定昌(賀茂) | 晴貞 | 晴長(安倍) | 晴職(安倍) | 俊定 | 晴憲(安倍) | 晴秀(安倍) | 晴宗(安倍) | 知輔(安倍) | 資俊(安倍) | 以平 | 泰房(安倍) | 忠尚(安倍) | 晴幸(安倍) | 重宗 | 国道(安倍) |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 | 四 | 二 | 四 | 二 | | 二 | | 三 | 三 | 三 | 三 | 六 | 二 | 九 | 二 |
| | 一 | 二 | | | | 二 | | | | | 三 | | | | |
| | | 四 | | | | 二 | 四 | 三 | | 一 | 三 | 一 | | | |
| 三 | 五 | 八 | 四 | 二 | 四 | 六 | 三 | 三 | 四 | 六 | 七 | 六 | 二 | 九 | 二 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一二 | 一二 | 一三 | 一六 | 一六 | 一七 | 一八 | 二〇 | 二三 | 二三 | 二五 | 二五 | 三一 |

表十七

| | | |
|--------|--------------------|------------|
| 隆弁(藤原) | 内典修法奉仕者 (氏族・通称) | |
| | 頼朝 | 将軍記 所見条 |
| | 頼家 | |
| | 実朝 | |
| | 三 頼経 | |
| | 四 頼嗣 | |
| | 七 宗尊 | |
| | 一四 合計 | |
| 一一九 | | |

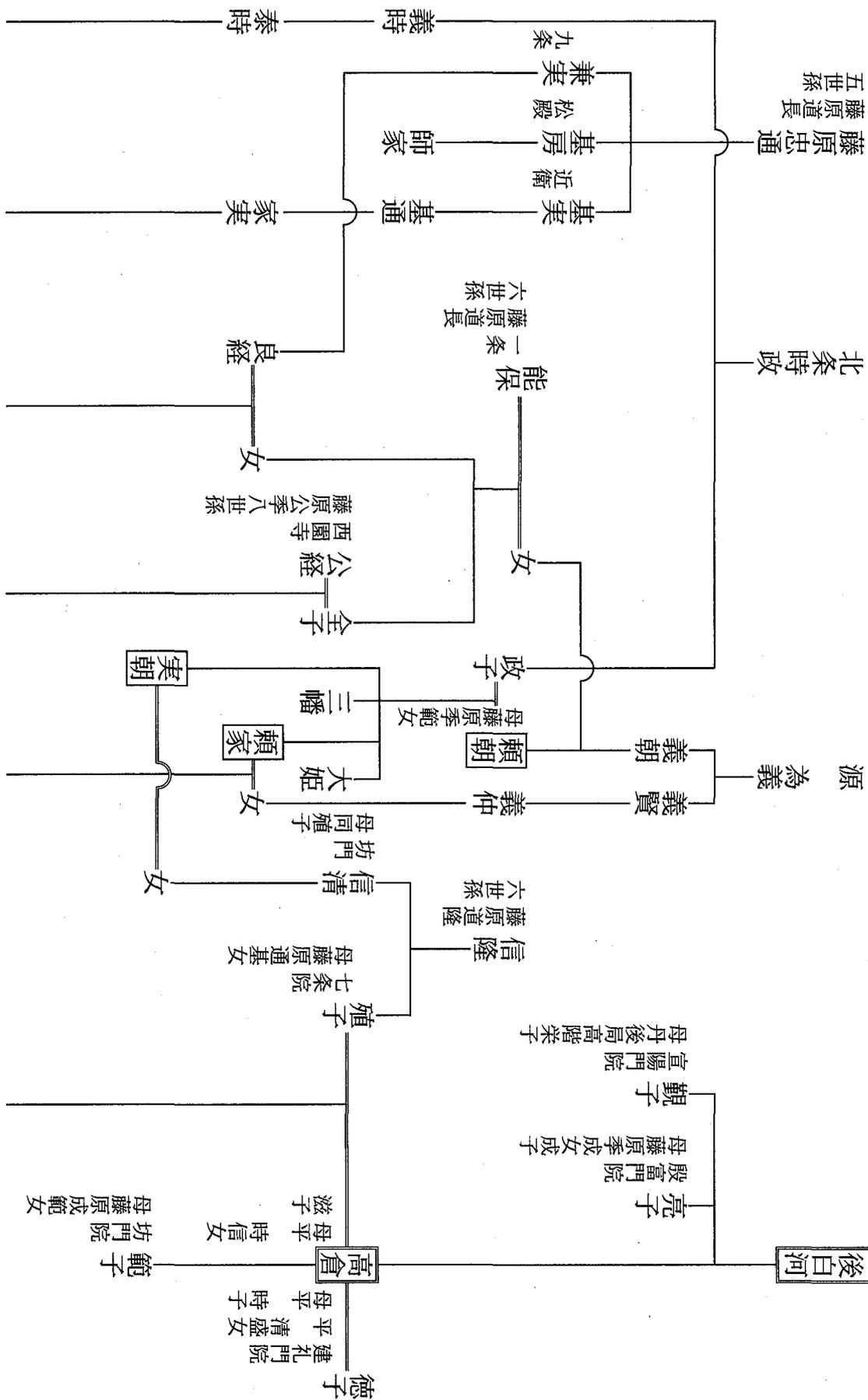
(4)左掲表十七参稽

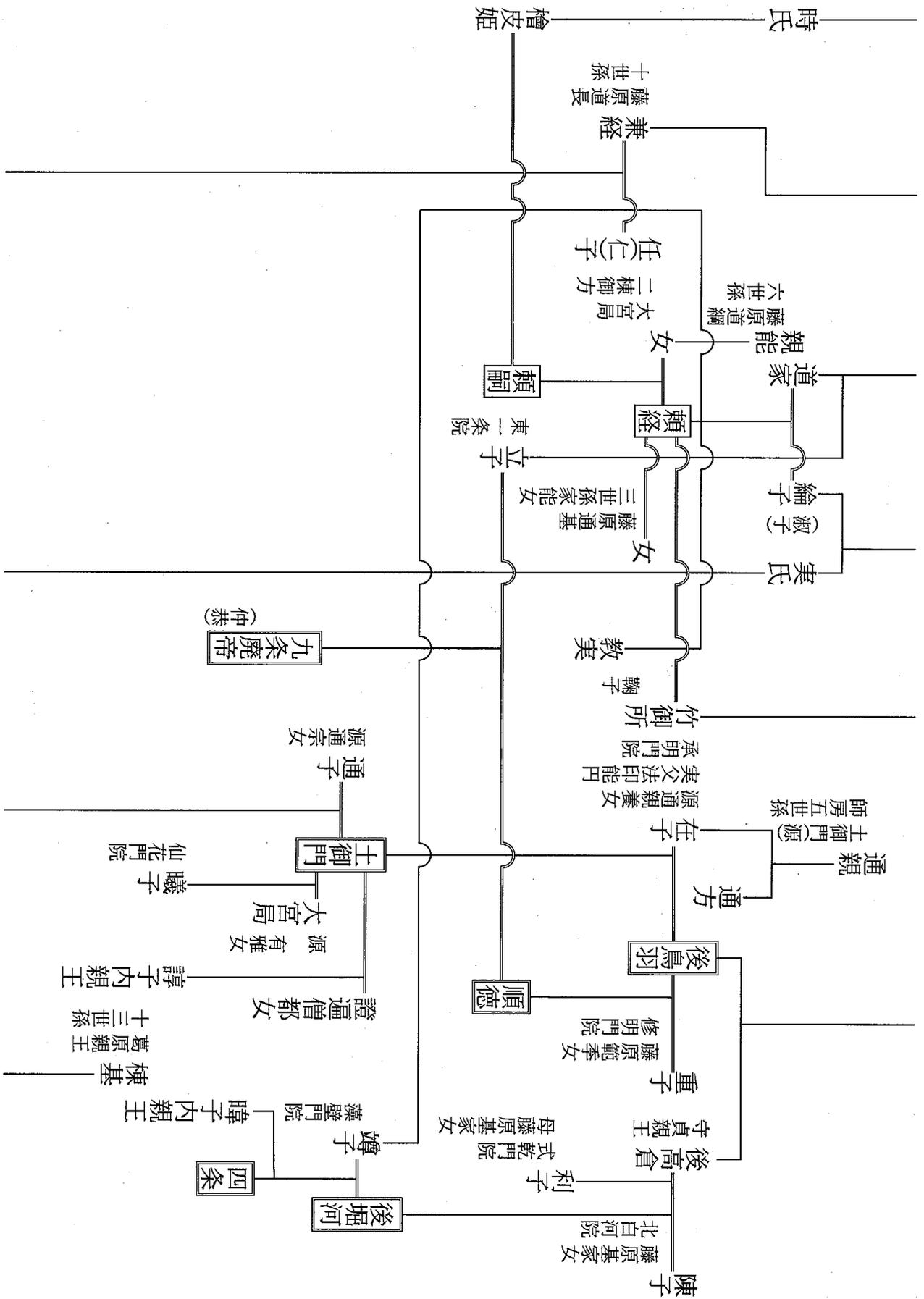
| | | | | | | | | | | |
|-----|------|-------|----|--------|-------|----|----|--------|--------|----|
| | 大和大夫 | 久(文)永 | 範定 | 晴俊(安倍) | 国亮(高) | 広助 | 以安 | 道昌(安倍) | 晴盛(安倍) | 維行 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 五 | | | | | | | | 一 | | |
| 一六五 | 一 | | 一 | 一 | | | | | | |
| 二七 | | 一 | | | | 一 | 一 | | | |
| 五二 | | | | | 一 | | | | 一 | 一 |
| 二四九 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 |

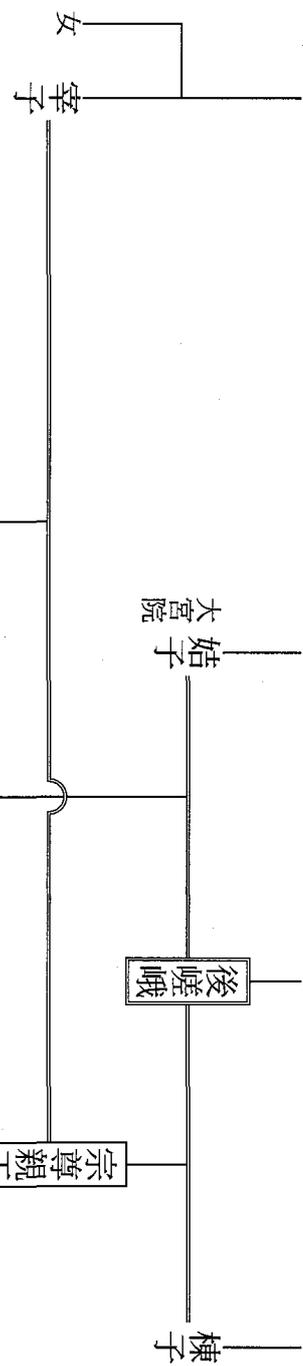
| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|----|--------|----|----|----|--------|-------|--------|----|-------|----|----|---------|-------|
| 成源(藤原) | 頼兼(源) | 尊家 | 快雅(藤原) | 頼暁 | 定清 | 円親 | 厳恵(藤原) | 定親(源) | 良基(藤原) | 良信 | 観基(源) | 珍誉 | 道禅 | 行勇(四条殿) | 定豪(源) |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 | 一 | | | 三 | 一 | 三 | | 一 | | 二 | 二 | 六 | 三 | 二 | 三 |
| | 一 | | 一 | | | | | | | 二 | | 一 | 一 | | |
| | | 四 | | | | | 二 | | 三 | | | | | | |
| 一 | 二 | 四 | 一 | 三 | 一 | 三 | 二 | 一 | 三 | 四 | 二 | 七 | 四 | 二 | 三 |
| 二 | 四 | 四 | 四 | 一六 | 一六 | 一六 | 二〇 | 二五 | 二六 | 三〇 | 三一 | 三六 | 三七 | 三七 | 五四 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------|----------|-------|----|----|----|----|----|-------|------|------|-------|----|----|----|
| | 源 賴朝(源) | 北条時頼(北条) | 大納言僧都 | 明弁 | 聖尊 | 承澄 | 行重 | 覚乘 | 蓮月房律師 | 山口法眼 | 常陸律師 | 越中阿闍梨 | 征審 | 巖瑜 | 範乘 |
| — | — | | | | | | | | | | | | | | |
| — | | | | — | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 五三 | | | — | — | | — | — | | — | — | — | — | — | — | — |
| 二四 | | | | | | | | | | | | | | — | — |
| 三三 | | — | | | | | | — | | | | | | | |
| 一〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二 |
| | | | — | — | — | — | — | — | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |

本稿末尾付載系譜







〔備考〕

皇統繼承者

將軍職就任者